

平成27年 予算特別委員会

(会議録 第1号)

1. 招集年月日 平成27年3月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 平成27年3月12日

~~~~~○~~~~~

4. 出席委員 (13名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員 (2名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 13番 尺田 公造 | 15番 南田 秀夫 |
|-----------|-----------|

~~~~~○~~~~~

6. 説明のために出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 三村 裕史 |
| 副町長    | 立花 隆藏 |
| 教育 長   | 林 保   |
| 総務部 長  | 内田 充  |
| 民生部 長  | 清代 政文 |
| 建設部 長  | 森本 昌義 |
| 教育部 長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部 参事 | 石井 節夫 |
| 総務部 次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部 次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 立花一郎 |
|--------|------|

~~~~~○~~~~~

8. 会議に付した事件

- 議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算について
- 議案第21号 平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第22号 平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 平成27年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成27年度熊野町上水道事業会計予算について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 11時18分)

○予算特別委員長(山吹) ただいまの出席委員は13名です。

定足数に達していますので、ただ今から予算特別委員会を開会します。

お諮りします。予算特別委員会の議事録公開については、議会改革特別委員会にお

いて、公開することとしておりますが、閲覧用の会議録については、委託料・工事請負費の金額を非公開にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようなので、閲覧用の会議録については、委託料・工事請負費の金額を非公開とすることに決定しました。

それでは、本委員会に付託されました、議案第20号から第24号までの平成27年度熊野町一般会計予算及び、各特別会計予算、議案第25号平成27年度熊野町上水道事業会計予算についてを議題とします。

始めに審査の手順であります、お手元にお配りしております、平成27年予算特別委員会進行方法案をご覧ください。

まず、本委員会の進め方についてであります、昨年と同様に3つの分科会を設置して審査を進めることとし、審査の分担については、進行方法案に記載のとおりとします。

なお、それぞれの分科会には、議員の皆さんどなたでも出席し、質疑できることとしたいと思います。

次に、進行役ですが、それぞれの常任委員長を進行役とさせていただきます。

また、分科会は、本予算特別委員会の正副委員長のいずれかが出席しなければ開会できないこととさせていただきたいと思います。

続いて、今後の審査の進め方についてですが、概要説明の後、第1委員会室へ移動し、順次、総務厚生分科会、産業建設分科会、文教分科会により審査を行っていただき、それぞれの費目・会計ごとに質疑の時間を設けたいと思います。

分科会終了後、本委員会を再開して、各分科会の報告をそれぞれの常任委員長からしていただいた後に総括質疑を行い、委員会としての意見をまとめたいと思います。

以上のような手順で審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本委員会の審査手順については、以上のとおり決定しました。

それでは、さっそく本日の審査に入りたいと思います。予算の概要につきまして、一般会計と各特別会計は、副町長から、上水道事業会計予算は、建設部長から説明を受けたいと思います。

それでは、まず副町長から説明を求めます。立花副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（立花） それでは、平成27年度熊野町一般会計予算（案）と4つの特別会計予算（案）につきまして、事前に配布させていただきました資料13「平成27年度歳入歳出予算説明資料」により、ご説明させていただきます。

資料13の1ページをご覧ください。

1ページには、各会計予算の規模を掲載しております。

一般会計の平成27年度当初予算案は、86億1,656万円で、前年度と比べ、9億6,655万3,000円、12.6%の増となっております。

次に、平成27年度の各特別会計予算案でございますが、全体では、73億5,781万8,000円で、前年度に比べ、5億6,855万1,000円、8.4%の増となっております。

参考までに、一般会計と特別会計を合わせた熊野町全体の予算の規模は、159億7,437万8,000円となっております。合計欄の企業会計を含めた全体額では、165億5,356万8,000円となっております。

2ページ及び3ページをご覧ください。

2ページには、27年度と26年度の一般会計当初予算の歳入を比較した表を、3ページには、歳入構成比較としまして、27年度と26年度の各歳入科目の構成額の比較を棒グラフで表したものと、27年度予算案の歳入構成を円グラフで表したものを掲載しております。

まず、2ページをご覧ください。

歳入科目のうち、主なものについて、ご説明させていただきます。

第1款、町税は、22億6,973万5,000円で、町民税においては、労働人口の減少による個人町民税の減、景気の動向に左右される法人町民税の減を見込むものの、固定資産税が、路線価の導入、地籍調査の反映等による増、軽自動車税についても増を見込むことから、町税としては、今年度とほぼ同額となっております。

第2款から第5款、第7款から第8款及び第10款の地方譲与税や各交付金は県が示した見込額を計上しております。これらの合計額は、1億2,801万4,000円、前年度に比べ1,809万6,000円、16.5%の増となっております。

第6款、地方消費税交付金は、3億7,304万1,000円で、1億3,771

万4,000円、58.5%の増となっております。この内、地方消費税率引き上げ分は、1億7,728万6,000円を見込んでおり、これを社会保障経費に充てるよう、用途の明確化をしているところです。

このため、6ページになりますが、引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を掲載しています。地方消費税交付金自体が一般財源ですので、資料により用途を明示させていただいたものです。後ほどご確認をお願いします。

第9款、地方交付税は、20億9,300万円で、個別算定経費の増に伴う基準財政需要額の増加、特別交付税における児童扶養手当分の増を見込み、7,000万円、3.5%の増となっております。

第13款、国庫支出金は、12億3,804万6,000円で、臨時福祉給付金支給事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金支給事業費補助金、社会保障・税番号制度導入に係る補助金、都市再生整備計画事業交付金、中学校耐震補強・大規模改造事業に伴う補助金などにより、2億814万5,000円、20.2%の増となっております。

第14款、県支出金は、5億7,603万5,000円で、国民健康保険事業関連の保険基盤安定負担金やグリーンニューディール基金事業補助金の増額などにより、6,576万2,000円、12.9%の増となっております。

第17款、繰入金は、7億2,632万9,000円で、財政調整基金繰入金や公共施設等整備基金繰入金等の繰り入れによるもので、1億1,058万7,000円、18.0%の増となっております。

第20款、町債は、7億6,290万円で、都市再生整備事業、中学校耐震補強・大規模改造事業に伴う借入の影響で3億3,814万9,000円、79.6%の増となっております。このうち、地方交付税を補填し、後年に交付税措置のある臨時財政対策債は、3億3,140万円を予定しております。

続いて、3ページの棒グラフですが、歳入費目ごとの棒グラフのうち、左側の斜線が27年度、右側の網掛けが26年度の当初予算額でございます。

本町における歳入の主要な財源が、町税と地方交付税であることがグラフ表示で明瞭に見てとれます。町税は、本年度とほぼ同額、地方交付税は、若干の増加となっております。

次に、下の円グラフですが、右側が町税などの自主財源、左側の色の濃い部分が地方交付税などの依存財源で、自主財源が39.9%、依存財源が60.1%の割合とな

っており、自主財源の比率は、予算総額の伸びにより対前年度で3.5ポイントの減となっております。

歳入の内訳では、先ほど申しましたように、自主財源の町税が全体の26.3%で最も多く、次いで、依存財源の地方交付税の24.3%、同じく依存財源の国庫支出金の14.4%と続いております。

続いて、歳出につきまして、ご説明させていただきます。

4ページ及び5ページをご覧ください。

4ページには、27年度と26年度の一般会計の当初予算の歳出を比較した表を、5ページには、27年度と26年度の歳出構成比較としまして、各歳出科目の構成額の比較を棒グラフで表したものと、27年度予算案の歳出構成を円グラフで表したものを掲載しております。

4ページをご覧ください。歳出科目の主なものについて、ご説明させていただきます。

第1款、議会費は、1億2,525万1,000円で、議員共済会給付費負担金の増などにより、5.8%の増となっております。

第2款、総務費は、11億8,281万4,000円でございます。第2項の企画費は、1億7,230万1,000円、74.4%の増となっており、電算システムを他の市町と共同利用することでコスト削減を図るためのクラウドシステムへの移行経費、筆の里工房外壁改修に係る経費などが増加の要因です。

第3項、徴税费、第4項の戸籍住民基本台帳費においては、社会保障・税番号制度を導入する上で必要な電算システムの改修に要する経費が増加の要因です。

第6項、統計調査費は、統計法に基づき、5年に1度実施される国勢調査に要する経費を計上しております。

総務費全体では、2億493万9,000円、21.0%の増でございます。

次に、第3款、民生費は、31億7,216万8,000円で、第1項、社会福祉費は、都市再生整備事業として、西部ふれあい広場の整備に係る経費、障害者総合支援事業に係る扶助費の増額を見込んでおります。

特別会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金が増額となっております。

第2項、生活保護費は、生活保護費支給事業の医療扶助などの増額を見込み、第3項、児童福祉費は、放課後児童クラブの対象学年の拡大、土曜日などの開始時間の30分繰

上げ、待機児童対策保育委託料加算分の新設などに伴う新たな経費を計上しています。

民生費全体では、1億2,950万3,000円、4.3%の増でございます。

第4款、衛生費は、6億8,622万4,000円で、安芸地区広域ごみ焼却場の長寿命化に伴う事業負担金、し尿処理に関する安芸地区衛生施設管理組合負担金が増額となっております。

衛生費全体では、2,997万4,000円、4.6%の増でございます。

第5款、農林水産業費は、4,724万3,000円でございます。新宮地区の一反田ため池改修工事、千ヶ峠林道の整備事業が終了したことから、全体では2,233万1,000円、32.1%の減となっております。

第6款、商工費は、1億4,852万2,000円で、緊急雇用対策事業として実施する観光案内所運営に係る地域資源活用事業の終了などによる減がございます。

商工費全体では、910万3,000円、5.8%の減となっております。

第7款、土木費は、7億4,911万4,000円で、第2項、道路橋梁費では、道路網の安全性と快適性を確保するため、経年劣化によるひび割れや損傷が著しい町道の舗装修繕工事の実施、専用住宅地である熊野団地の住環境を保全し、利便性の高いまちづくりを推進するための都市再生整備事業、老朽化した橋梁の点検及び補修工事の実施などがございます。

第4項、都市計画費では、子育て定住促進助成金を引き続き実施し、また、都市再生整備事業として熊野団地内の公園及び緑地に遊具やベンチの設置工事を実施します。

土木費全体では、4,796万6,000円、6.0%の減となっております。

第8款、消防費は、3億1,986万8,000円で、災害時等における住民の生命・財産を保護するための防災避難集会所の整備、広島市消防事務委託料の増額により、2,660万6,000円、9.1%の増となっております。

第9款、教育費は、15億4,675万2,000円で、第2項、小学校費では、熊野第二小学校南校舎の屋根防水工事、熊野第四小学校体育館の屋根・天井改修工事に係る経費などの計上による増額、第3項、中学校費では、熊野中学校南校舎の耐震補強工事及び大規模改造工事、熊野東中学校体育館の天井撤去工事に係る経費などの増額でございます。

第6項、社会教育費では、都市再生整備事業の中核事業である西公民館の移転改築に係る経費、グリーンニューディール基金事業補助金を活用し、町民会館及び西公民館

機能に移転して新たに設ける施設に太陽光発電設備を設置する費用などを計上しております。

第7項、保健体育費では、老朽化の著しい町民グラウンドの照明設備の改修工事及びフェンスの改修工事により増額となっております。

教育費全体では、7億369万3,000円、83.5%の増となっております。

第11款、公債費は、6億1,699万3,000円で、平成16年度借入分の減税補てん債、町立図書館建築に伴う町債の償還が終了したことなどにより、全体で5,533万5,000円、8.2%の減となっております。

続いて、5ページの歳出科目ごとの棒グラフですが、歳入と同様に、左側の斜線が27年度、右側の網掛けが26年度の当初予算額でございます。このグラフでもご確認いただけるように、民生費の構成割合が大きいことが見てとれ、予算のなかで大きなウェイトを占めております。

また、下の円グラフですが、民生費の構成比率36.8%に次いで、教育費の17.9%、総務費の13.8%、土木費の8.7%となっており、教育費と総務費の順位は26年度と入れ変わっております。

次の6ページは、引き上げ分の地方消費税交付金の使途でございます。

以上、一般会計予算（案）について、その概要をご説明させていただきました。

次に、7ページをご覧ください。

各会計ごとの10年間の当初予算の推移を載せております。

ここ5年間の予算額を見ますと、一般会計については、概ね75億円前後の規模で推移しておりますが、27年度当初予算案については、前年度と比較し、12.6%の増となっております。

8ページには、一般会計の款別の5年間の推移を掲載しております。

次に、各特別会計の予算についてご説明を申し上げます。

9ページをご覧ください。

平成27年度国民健康保険事業特別会計予算（案）でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ38億152万5,000円で、前年度比4億8,654万3,000円、14.7%の増となっております。

歳入の主なものでは、第1款、国民健康保険税は、5億6,371万4,000円で、2,764万4,000円、4.7%の減、第3款、国庫支出金は、6億8,03



8万5,000円で、8,371万8,000円、14.0%の増、第5款、前期高齢者交付金は、12億4,592万6,000円で、4,077万4,000円、3.2%の減、第6款、県支出金は、2億216万7,000円で、4,719万9,000円、30.5%の増、第7款、共同事業交付金は、7億1,425万4,000円を計上しており、これは、保険財政を安定させるための共同事業の拡大により、3億9,323万2,000円、122.5%の増、第9款、繰入金は、1億9,340万1,000円で、国民健康保険事業の基盤安定などを目的とした一般会計からの繰入金で、3,002万4,000円、18.4%の増でございます。

歳出では、第2款、保険給付費が、25億2,044万4千円で、実績から医療費を推計した結果、1億1,287万4,000円、4.7%の増、第7款、共同事業拠出金は、7億4,634万6,000円で、保険財政を安定させるための共同事業の拡大により、3億9,989万4,000円、115.4%の増でございます。

次に、10ページをご覧ください。

平成27年度公共下水道事業特別会計予算（案）でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ9億3,689万7,000円で、前年度比3.1%の増となっております。

整備地区は、新宮地区、萩原地区、出来庭地区の約8.7ヘクタールの整備を予定しております。

歳入では、第1款、分担金及び負担金が、609万4,000円で、受益者負担金の対象世帯数の減少により、191万4,000円、23.9%の減となっております。

第2款、使用料及び手数料は、2億6,364万7,000円で、節水等の影響により、662万5,000円、2.5%の減となっております。

第7款、町債は、2億9,870万円で、単独事業費の増加などに伴い、4,330万円、17.0%の増でございます。

歳出では、第1款、総務費は、1億8,762万6,000円で、認可計画図面の作成が終了したことにより、964万円、4.9%の減となっております。

第2款、事業費は、2億3,829万7,000円で、3,732万4,000円、18.6%の増となっております。

次に、11ページをご覧ください。

平成27年度後期高齢者医療特別会計予算（案）でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億8,026万7,000円で、前年度比8.0%の増となっております。

歳入では、被保険者から徴収する、第1款、後期高齢者医療保険料が、2億4,376万6,000円で、被保険者の増などにより、945万1,000円、4.0%の増、第3款、繰入金は、3億3,543万5,000円で、一般会計が負担すべき保険基盤安定分の増額等に伴い、3,338万5,000円、11.1%の増となっております。

歳出では、広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金が、5億7,431万7,000円で、3,989万4,000円、7.5%の増でございます。

次に、12ページをご覧ください。

平成27年度介護保険特別会計予算（案）でございます。

介護保険特別会計につきましては、地域包括支援センターの業務のうち、介護予防プランを作成する一事業所としての会計を明確に区分するため、介護サービス事業勘定を設け、保険事業勘定と分けて予算計上を行っております。

まず、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ20億2,818万3,000円で、前年度比896万8,000円、0.4%の増となっております。

歳入では、第1款、保険料は、5億2,717万7,000円で、これまでの実績及び平成27年度からの保険料改定を勘案し積算しており、1,293万6,000円、2.5%の増、第3款、支払基金交付金は、5億6,106万2,000円、698万1,000円、1.2%の減、第4款、国庫支出金は、3億5,804万7,000円、524万9,000円、1.4%の減、第5款、県支出金は、2億9,096万8,000円、232万円、0.8%の減であり、これらは、給付費に対するそれぞれの負担割合により算定しております。

第6款、繰入金は、2億8,994万9,000円で、介護保険サービス利用者負担軽減費用や、社会保障・税番号制度導入等に係る一般会計からの事務費繰入金が増えたことにより、1,036万5,000円、3.7%の増でございます。

歳出では、第1款、総務費は、3,448万5,000円で、介護保険の運営に係る一般事務、保険料の徴収、要介護度を審査判定する介護認定審査会の運営や認定調査に係る経費で、791万円、29.8%の増、第2款、保険給付費は、19億1,892万3,000円で、2,308万9,000円、1.2%の減、第3款、地域支援事

業費は、介護予防に係る経費で、5,310万6,000円で、400万3,000円、8.2%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,094万6,000円で、184万円、20.2%の増となっており、主に介護予防プランの作成に関する経費でございます。

以上、平成27年度の一般会計及び各特別会計予算（案）について、その概要をご説明させていただきました。

なお、各予算の詳細につきましては、後ほど、予算書に沿って、各課長から事業ごとに、ご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 続いて、建設部長から上水道事業会計予算について説明を求めます。

森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） それでは、議案第25号、平成27年度熊野町上水道事業会計予算（案）につきまして、「平成27年度歳入歳出予算書」を用いて、概要を説明させていただきます。

予算書の上水道事業会計の1ページをご覧ください。

まず、第2条の業務の予定量、（1）給水戸数でございますが、過去の実績と近年の動向を基に、前年度に比べ59戸の増加を見込み、9,032戸の給水戸数としております。

次に（2）の年間総配水量、及び（3）の一日平均配水量につきましては、一戸当たりの使用水量の低下によりまして、前年度に比べ約1.8%の減少を見込み、年間総配水量は180万7,115立方メートル、一日平均配水量は4,951立方メートルとしております。

次に（4）の主要な建設改良事業につきましては、前年度と比較して9.3%減の9,240万円としております。

内訳といたしましては、高所配水団地改修事業として5,700万円のほか、未給水地区解消事業及び熊野団地内の老朽管の更新事業として、3,540万円を予定してお

ります。

続いて、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてですが、収入の水道事業収益は、前年度と比較して、2.0%減の5億2,249万2,000円としております。

主な要因としましては、水道使用量の減少により給水収益が減少する見込みによるものでございます。

続いて、支出の水道事業費用でございますが、前年度と比較して3.2%減の4億7,917万1,000円としております。

主な要因といたしましては、今年度を実施した配水池の簡易耐震診断業務の完了により、委託料が減少するものでございます。

続いて、6ページをご覧下さい。

資本的収入及び支出の収入ですが、前年度と比較して10.5%増の8,064万1,000円としております。

この主な要因としましては、高所配水団地である城之堀団地内の施設整備が平成27年度に概ね完了することにもない分担金の納入が見込まれことによるものでございます。

次に支出ですが、前年度と比較して、10.3%減の1億1万9,000円としております。

この主な要因としましては、計画的に実施しております熊野団地内の老朽管更新事業に係る工事請負費の減少によるものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 以上で、予算の概要説明が終了しました。

以上をもちまして、予算特別委員会は散会とします。

再開は、3つの分科会の終了後とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

（散会 11時59分）

1. 招集年月日 平成27年3月12日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成27年3月12日

~~~~~  
4. 出席委員 (13名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良弘	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	14番 佛圓 大源
16番 馬上 勝登	

~~~~~  
5. 欠席委員 (2名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 13番 尺田 公造 | 15番 南田 秀夫 |
|-----------|-----------|

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副町長	立花 隆藏
教育 長	林 保
総務部長	内田 充
民生部長	清代 政文
総務部 参事	石井 節夫
総務部 次長	岩田 秀次
民生部 次長	光本 一也
企画財政課長	宗條 勲
商工観光課長	時光 良弘

税 務 課 長	貞 永 治 夫
福 祉 課 長	加 島 朋 代
住 民 課 長	西 村 隆 雄
健 康 課 長	隼 田 雅 治
会 計 課 長	光 本 琴 音

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 立 花 一 郎 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

#### 8. 会議に付した事件

議会費

総務費

商工費

消防費

公債費

諸支出金

予備費

民生費

衛生費

商工費

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

~~~~~○~~~~~

#### 9. 議事の内容

(開会 13時30分)

○総務厚生分科会進行役(山吹) ただ今から、平成27年予算特別委員会総務厚生分科会を開催します。それでは、平成27年度の事業ごとにおける歳入・歳出予算について、説明を受けたいと思います。

初めに、議会費と総務費について説明をお願いします。

宗條企画財政課長。

〇企画財政課長（宗條） それでは、予算書58・59ページをお開きください。1款、議会費からご説明いたします。

ページの上、議会事務一般でございます。この事業は、議員報酬などのほか、議会運営に要する事務費等を計上するもので、事業全体で1億857万6,000円、本年度より648万9,000円、6.4%の増となっております。

増額の主な要因は、共済費544万2,000円の増で、これは、議員共済会給付費負担金の算定率変更によるものでございます。

事業内容は、全般的に従来からの変更はなく、報酬や期末手当は条例に基づく所定の額を、旅費についても本年度当初予算額とほぼ同額を計上しております。委託料は、本会議、全員協議会及び予算・決算特別委員会の議事録反訳を業務委託により行うものです。

続く人件費は、職員給与でございます。各科目に計上しております人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

〇総務部次長（岩田） それでは、61ページ、第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、人事管理事業についてご説明いたします。

この事業は、産業医や嘱託職員の報酬、臨時職員の賃金、給与システムの使用料、宿日直業務委託料、職員の健康診断や県からの派遣職員負担金を計上しております。事業費全体で3,661万4,000円、対前年度比で、140万1,000円、約3.7%の減となっております。

歳入の特例財源、国県支出金105万3,000円は、広島県の地域廃棄物対策支援事業補助金、その他185万9,000円については、臨時職員の社会保険料納付金でございます。

減額の主な要因でございますが、不測の事態に対し総務課で確保する臨時職員について、時間数を見直したことによる賃金113万8,000円の減によるものでございます。

続いて下段から、63ページにかけまして職員研修事業でございます。

この事業は、職員が広島県自治総合センターや市町村アカデミー、自治大学等の実

施する研修へ参加するために必要な費用を計上するもので、事業費全体で824,000円、対前年度比で495,000円、約37.5%の減となっております。

歳入の特定財源、その他143,000円につきましては、市町振興協会からの研修助成金でございます。

減額の要因は、防災意識や災害対応へのスキル向上を目的に、平成26年度に危機管理研修として、「避難所運営ゲームHUG」を行ったことによる研修委託料500,000円の減額によるものでございます。

同じく63ページ、事務管理事業でございます。

この事業は、役場庁舎内で使用する事務用品、コピー機、印刷機を一元管理するほか、例規集の維持管理、更新のための費用を計上しております。事業費全体で866万9,000円、対前年度比で202,000円、約2.4%の増となっております。

歳入の特定財源、その他150,000円につきましては、広告料収入でございます。

増額に関しましては、コピー機使用料について、カラーコピー経費の増額を見込むことによるものでございます。

引き続き、一般管理事業についてご説明いたします。

この事業は、郵便料、電話代、町の所有管理する施設での事故に対する賠償保険料、顧問弁護士委託料、各種の公的団体への負担金等を計上しております。事業費全体で1,655万3,000円、対前年度比で204,000円、約1.2%の減額となっております。

歳入の特定財源、その他225,000円は、庁舎1階ロビーに設置しております公衆電話使用料2万5,000円及び町村会からの助成金20万円でございます。

減額の要因としましては、平成26年度に予算計上しました広島弁護士会館建設費の市町負担金20万円の減によるものでございます。

なお、この負担金20万円につきましては、工事中の石垣出土に伴う文化財調査により、完成予定が2月末から6月末に延伸されたため、先の補正予算におきまして、平成27年度への繰越明許の議決をいただいたところでございます。

65ページになります。庁舎維持管理事業でございます。

この事業は、役場庁舎の維持管理経費としまして、高熱水費、清掃業務、エレベーター、消防設備、空調設備などの法定点検委託料、機械警備や議会インターネット中継



に係る委託料、庁舎敷地借地料を計上しております。

事業費全体で4,371万8,000円、対前年度比712万3,000円、約19.5%の増額でございます。

歳入の特定財源、その他511万7,000円は、行政財産目的外使用料152万9,000円、職員駐車場使用料324万円、自動販売機設置負担金34万8,000円でございます。

増額の主な要因でございますが、古くなり修理などの保守に支障の生じている電話交換機の更新に要する費用700万円、庁舎3階渡り廊下の雨漏り防止工事に250万円を計上したことによります。

続きまして、一番下段から次の67ページにかけまして、公用車集中管理事業でございます。

この事業は、総務課において集中管理をする公用車15台につきまして、燃料代、車検代、重量税、損害保険料を計上するもので、事業費全体で340万8,000円、対前年度比56万2,000円、約19.7%の増額となっております。

増額の要因につきましては、車検台数の増2台により、修繕料、自動車損害保険料、自動車重量税などが増額となったことによるものでございます。

~~~~~〇~~~~~

○企画財政課長（宗條） 66・67ページの下段、2目、財政管理費の財政管理事業でございますが、この事業は、財務事務に要する経費を計上するもので、事業全体で913万6,000円、本年度より9万2,000円、1.0%の減となっております。

主な事業費は、予算の編成・執行、決算管理等に係る電算処理や電算機器の保守等に要する委託料●●●万●, ●●●円、財務会計・公会計・契約管理システム等の機械器具使用料378万4,000円でございます。

続きまして、68・69ページをお願いします。

ページの上段、3目、会計管理費の会計事務でございますが、この事業は、出納事務を執行する会計課の業務全般に係る経費を計上するもので、事業全体で301万4,000円、本年度より191万3,000円、38.8%の減となっております。

減額の主な要因は、人事配置に伴い不要となった臨時職員1名分の賃金156万3,000円を減じたことによります。

主な事業費は、行政情報を司る基幹システムに係る電算処理委託料●●万●, ●●

●円、電算機器の使用料98万2,000円です。

次の4目、財産管理費の公有財産管理事業でございますが、この事業は、企画財政課所管の普通財産などを管理する経費を計上するもので、事業全体で881万4,000円、本年度より580万3,000円の増となっております。

増額の要因は、委託料の増で公共施設等総合管理計画の策定に要する業務委託料の計上によります。この計画は、人口減少等に伴う公共施設の利用需要の変化に対応するため、長期的視点に立って施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う国の取組みに歩調を合わせ、地方公共団体においても平成28年度までの計画策定が求められているものです。

その他の主な事業費は、土地鑑定等に要する役務費・手数料100万円、草刈や測量等に要する委託料●●●万円です。

次の5目、交通安全対策費、交通安全対策事業は、後ほど民生部からご説明いたしますので、70・71ページをお願いします。

6目、防犯対策費、防犯対策事業も民生部の所管となりますので、その次の7目、諸費の労働金庫預託事業でございますが、この事業は、町内に勤務又は居住する労働者への融資資金として、中国労働金庫への預託金を計上するもので、事業費は、2,300万円、本年度と同様の額でございます。同額の預託金返還金を財源とするものでございます。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 続きまして、同じく71ページの収納金還付事業について説明いたします。

この事業は、償還金利子及び割引料の費目で町税等の還付金・還付加算金に係る経費を計上しています。

事業全体で600万円、本年度と同額となっております。歳入の国県支出金149万8,000円は、県からの県民税・徴税委託金です。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 次の住居表示事業は、建設部の方からご説明しますので、72・73ページをお願いします。

2項、企画費、1目、企画総務費の総合計画策定事業でございます。

この事業は、平成27年度が、現行の総合計画に基づく前期基本計画の計画最終年

度となりますので、平成28年度以降5カ年の後期基本計画の策定経費を計上するもので、事業全体で191万8,000円、新規事業でございます。

主な事業費は、審議会委員報酬34万2,000円、計画書の印刷製本費142万2,000円です。

~~~~~〇~~~~~

○総務部次長（岩田） 続きまして、総務課から行政情報化事業でございます。

この事業は、行政事務の効率化を図るための庁舎内LAN、国・県との情報ネットワークに係る運営経費、また自治体クラウドシステムへ導入経費を計上するもので、事業費全体で1億5,812万9,000円、対前年度比1億2,780万2,000円、約420%の大幅な増額となっております。

歳入の特定財源、国県支出金653万6,000円は、個人番号制度導入システム整備等補助金、その他744,000円は、企業会計である水道会計からの、庁舎内LAN利用負担金でございます。

増額の主な要因につきましては、平成28年4月からのクラウド導入経費に1億2,810万5,000円、番号法対応のための地方公共団体情報システム機構負担金653万6,000円を計上したことによるものでございます。

なお、クラウドに関しましては、平成27年度から導入経費が発生いたしますが、5年間の基幹系システムのトータル経費では、7,600万円、18%程度の削減効果があるものと見込んでおります。

続いて、地域情報化事業についてご説明いたします。

この事業は、町内の公共施設に整備した情報ネットワークの維持管理費用に要する経費で、事業費全体で1,887万2,000円、対前年度比で236万3,000円、約14.3%の増額でございます。

増額の主な要因につきましては、番号法とクラウド共同利用対応のための回線使用料に141万2,000円の増、平成27年5月から現在の庁舎及び各公民館等のインターネット環境のリース期間が終了することに伴い、新たな5カ年契約の更新で機器の更新とホームページのリニューアルを行い、インターネット上での情報発信の向上、利用者側の使いやすさの向上、等々の機能アップのための機器使用料及び保守委託料に●●●万●, ●●●●円の増を見込むことによるものでございます。

~~~~~〇~~~~~

○企画財政課長（宗條） 74・75ページをお願いします。ページの上段、企画一般事務事業でございます。

この事業は、企画関係事務や広域行政の推進に関する経費を計上するもので、事業全体で、93万2,000円、本年度より38万6,000円、70.7%の増となっております。増額の主な要因は、地域懇談会の実施に伴う職員手当等のほか、ふるさと納税の増加に伴う記念品料の増額によります。

なお、現時点でのご寄附申出は88人、226万円、受領済みは76人、210万円となっております。

主な事業費は、職員手当等53万3,000円、ふるさと納税として寄附をいただいた方への記念品料30万円、広域行政に関する各協議会への負担金7万円です。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） それでは続きまして第2目、広報費、広報広聴事業についてご説明いたします。

この事業は、毎月1回の町広報紙を発行するための印刷費、自治会を通じて各ご家庭に配布するための経費で、事業費全体で1,145万5,000円、対前年度比では1万1,000円の増額となっており、前年度とほぼ同額予算の計上でございます。

歳入の特定財源、国県支出金2万4,000円につきましては、自衛官募集事務委託金で、その他117万2,000円につきましては、広告料収入91万6,000円と県民だより配布負担金25万6,000円でございます。

広報紙につきましては、昭和34年の創刊から、27年度中に500号を迎えます。より読みやすさ、また見やすさを追求し、住民の方々から親しんでいただけるようリニューアルに取り組みます。事業費の計上については、昨年度と同様でございます。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 76ページから77ページをお願いします。3目、地域振興費の地域振興事業でございます。

この事業は、地域住民の参画によるまちづくりを推進するもので、各地区のコミュニティーセンター、老人集会所の管理に係る補助のほか、まちづくり協働事業の推進に関する経費を計上しております。事業費は、2,639万2,000円、本年度より29万2,000円、1.1%の増となっております。

歳入欄の特定財源、その他は、1,900万円で、内訳は、筆の里づくり基金繰入

金 1, 800 万円、協働のまちづくり事業助成金 100 万円でございます。

増額の主な要因は、老人集会所修繕費補助金の増によるものです。主な事業費は、行政協力員報酬 470 万 4, 000 円、コミュニティーセンター管理費等補助金 120 万 8, 000 円、熊野町まちづくり協働推進事業補助金 100 万円、ミント事業の住民参加型のまちづくり施設整備補助金 1, 800 万円となっております。

次に、同じページの定住交流促進事業でございます。

この事業は、昨年実施し好評だったふでりんマーケットの実施等により、町の魅力を発信し、本町への定住交流の促進を図るものです。事業費は、79 万円、本年度より 256 万 5, 000 円、76. 5%の減となっております。

減額の主な要因は、昨年、当初予算で計上しておりましたふでりんミュージアムの実施に係る予算の減によるものです。

主な事業費は、イベントに使う横断幕等の消耗品 12 万円、チラシやポスターの製作費 16 万 2, 000 円となっております。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） このページから 78・79 ページにかけました交通輸送対策事業でございます。

この事業は、町内の生活交通を維持・確保する取組を中心とした交通輸送対策に関する経費を計上するもので、事業全体で 2, 790 万 8, 000 円、本年度より 108 万 3, 000 円、3. 7%の減となっております。

減額の主な要因は、苗代線の廃止に伴うバス路線補助金の減、バスの位置情報等をリアルタイムに知らせるバスロケーションシステム整備のための県バス協会への助成が終了したことによります。

主な事業費は、生活福祉交通おでかけ号の運行业務委託料●, ●●●万●, ●●●円、バス路線補助金 1, 554 万円、広島空港整備のための広島県への負担金 49 万 5, 000 円でございます。

その他の財源 1, 273 万 4, 000 円は、地域福祉基金からの繰入金 1, 083 万 4, 000 円、雑入 190 万円、阿戸線補助に対する広島市負担金でございます。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 次に 78 ページ 79 ページをお開きください。4 目、筆の里工房費の筆の里工房事業でございます。

この事業は、筆の里工房の円滑な運営のために必要な経費を計上しております。

事業費は、1億5,714万1,000円、本年度より4,324万7,000円、38%の増となっております。

増額の主な要因は、筆の里工房外壁改修工事に係る工事請負費の増額によるものでございます。

歳入その他につきましては、公共施設整備基金繰入金6,400万円でございます。

主な事業費は、指定管理委託料と、害虫管理業務や館内で放映しておりますDVDの修正などの施設管理業務委託料をあわせまして●,●●●万●,●●●円、外壁改修工事費●,●●●万円、人件費と企画展に係る筆の里工房補助金5,712万1,000円でございます。

次に、同じページの下段から81ページ上段の5目、国際交流費、国際交流事業でございます。

この事業は、国際交流事業を通じて、町民の国際理解を図るもので、来年度は、米軍岩国基地の小学生等を筆まつりに招致し、交流を図る計画でございます。

事業費は、19万7,000円、本年度より7万円、26.2%の減額となっております。

減額の主な要因は、事務用品や賄材料費、会場借り上げ料を実績により減額したことによるものです。

主な事業費は、使用料及び賃借料の合計7万6,000円となっております。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 続きまして、同じく81ページの第3項、徴税費、第1目、税務総務費の町民税総務事業について説明いたします。

この事業は、町県民税の賦課徴収に係る時間外手当、臨時職員賃金といった人的経費及び負担金などの経費を計上しています。

事業全体で347万4,000円、本年度より7万8,000円、2.2%の減となっております。増減の主な要因は、時間外手当の減です。

歳入の国県支出金272万5,000円は、県からの県民税・徴税委託金、その他収入20万1,000円は臨時職員の社会保険料個人負担分です。

主な事業費は、職員の時間外手当173万1,000円です。

続きまして、固定資産税総務事業について説明いたします。

この事業は、固定資産税の賦課徴収事務に係る人的経費を計上しています。

事業全体で、359万3,000円、本年度より72万2,000円、25.1%の増となっています。増減の主な要因は固定資産評価審査委員報酬及び時間外手当の増です。

歳入のその他収入22万9,000円は、臨時職員の社会保険料個人負担分です。

主な事業費は、臨時職員の賃金156万3,000円です。

続きまして、82・83ページをお願いします。

収納総務事業について説明いたします。

この事業は、収納した町税の消し込み管理事務、滞納整理事務に係る人的経費を計上しています。事業全体で222万2,000円、本年度より44万4,000円、16.7%の減となっています。増減の主な要因は、臨時職員の減に伴うものです。

歳入のその他収入24万2,000円は、臨時職員の社会保険料個人負担分です。主な事業費は、臨時職員の賃金156万3,000円です。

続きまして、人件費を飛ばし、税務総務事業について説明いたします。

この事業は、税務課の業務全般に係る経費を計上しています。事業費全体で、101万1,000円、本年度より7,000円、0.1%の増となっています。増減の主な要因は、消耗品の減及び地方電子化協議会等の会費・負担金の増に伴うものです。

歳入の国県支出金52万8,000円は、県からの県民税・徴税委託金です。

主な事業費は、軽自動車等取扱負担金、地方電子化協議会負担金の39万7,000円です。

続きまして、2目、賦課徴収費、町民税事務事業について説明いたします。

この事業は、町県民税の賦課徴収のための経費として電算関係の委託料、機器賃借料、ソフトウェア使用料などを計上しています。

事業費全体で2,541万2,000円、本年度より1,302万8,000円、105.2%の増となっています。増の主な要因は個人番号制度導入に伴うシステム改修費の増です。

歳入の国県支出金1,403万6,000円の主な内訳は、国庫補助金550万6,000円、県からの県民税・徴税委託金853万円で、その他収入75万6,000円は、所得証明などの証明手数料などです。

主な事業費は、電算処理業務委託料、機械器具使用料●, ●●●万●, ●●●円で

す。

続きまして、84・85ページの固定資産税事務事業について説明いたします。

この事業は、固定資産税の賦課徴収に係る経費を計上しています。事業費全体で1,656万3,000円、本年度より936万1,000円、36.1%の減となっています。増減の主な要因は、航空写真撮影業務の減及び路線価等等算定業務委託料の減によるものです。

歳入のその他収入32万1,000円は、土地台帳等の閲覧手数料及び証明手数料です。主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料●, ●●●万●, ●●●円、及び路線価等更新業務委託料●●●万●, ●●●円です。

次に収納事務事業について説明いたします。

この事業は、税の収納消し込みや滞納整理のための電算システムの委託料や使用料に係る経費を計上しています。事業全体で1,281万5,000円、本年度より9万3,000円、0.7%の増となっております。増の主な要因は、コンビニ収納の利用者増に伴う委託料の増です。

歳入のその他の収入120万3,000円は、納税証明手数料及び督促手数料です。

主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料●, ●●●万●, ●●●円です。

続きまして税務一般事業について説明します。

この事業は、これまでの分類に属さない税務事務全般的なもので、納付者等の送付先データを管理する電算システム委託料、通信費に係る経費を計上しています。

事業費全体で841万4,000円、本年度より328万7,000円、64.1%の増となっています。

増の主な要因は、個人番号制導入システムの宛名改修委託料の新規計上による増です。歳入の国県支出金473万1,000円の内訳は、国庫補助金399万6,000円、県からの県民税徴税委託金73万5,000円です。主な事業費は、納税通知書などの郵送代375万円です。

続いて、86・87ページの軽自動車税事務事業について説明いたします。

この事業は、軽自動車税の賦課徴収に係る経費を計上しています。

事業費全体で56万3,000円、本年度より1,000円、0.2%の減となっております。減の主な要因は、消耗品費の減です。





3, 000円で、本年度と同額となっております。

次の経常統計調査事業は、毎年5月の学校基本調査、12月の工業統計調査に関する事務を行うものですが、来年度は経済センサス活動調査の実施年度となっておりますことから、内容が重複する工業統計調査は集計のみとなり、調査員報酬等が不要なことから、事業費は、5万4,000円で、本年度より31万7,000円、85.4%の減となっております。

歳入欄の特定財源国県支出金は、統計調査交付金で事業費と同額の5万4,000円です。主な事業費は、事務用品購入の消耗品費4万9,000円です。

次に、臨時統計調査事業でございます。

この事業は、平成27年度におきましては、経済センサス活動調査、商業統計調査、農林業センサスの準備調査や調査区設定等を行うもので、調査員報酬等が不要となることから、事業費は、22万2,000円、本年度より287万6,000円、92.8%の大幅な減額となっております。

歳入欄の特定財源、国県支出金22万2,000円は、統計調査交付金です。

主な事業費は、事務用品購入の消耗品費17万6,000円でございます。

次に、95ページ一番下から97ページにございます国勢調査事業でございます。

この事業は、5年に一度の国勢調査を行うもので、統計調査のうちで最も大きな調査となりますので、臨時統計調査事業には含めず、別の事業として計上しております。

事業費は、936万円、歳入欄の特定財源、国県支出金921万4,000円は、統計調査交付金で、14万6,000円は事務補助のため雇用する臨時職員の社会保険料納付金でございます。

主な経費は調査員及び指導員の報酬619万1,000円、臨時職員2名の賃金100万4,000円となっております。

~~~~~〇~~~~~

〇企画財政課長（宗條） 同じ96・97ページ下段の7項、監査委員費、1目、監査委員費の監査事務一般でございます。

この事業は、監査委員の報酬及び監査委員活動に要する事務費等を計上するもので、事業全体で131万6,000円、予算科目ごとに若干の増減がございますが、事業全体予算額は、本年度とほぼ同額でございます。

主な事業費は、監査委員報酬96万8,000円、費用弁償等の旅費17万3,0

00円です。

総務費は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今説明がありました、58ページの議  
会費と、99ページまでの総務費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 今の法人税の歳入のほうです。1,000万円も減しとるよね。あれ、  
何か理由があって。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 昨年も御指摘いただいたんですけども、今考えられる経済状況から  
見ますと、昨年8,800万円ほどの当初予算を組んだんですけども、今年度の補正で  
もちょっと250万円ほど下げさせていただいて、8,500万円ぐらいが法人町民税  
の歳入見込みなんですけども、来年度につきましても景気のほうが先行き不透明という  
感じもありまして、若干伸びしろがないというか、少なくなるという見込みを感じて今  
回1,000万円ほど下げしております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） まだ下がる可能性がある。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 現在の状況では、それ以上下がるという見込みはしていません。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） よそは景気がいいのに。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 法人町民税というものについては、均等割部分と法人税割という二つの部分がありまして、均等割というものについては企業の資本金と従業員数で決められたもの。法人税割については、法人税に直接何パーセント、ちょっと税率すぐ出てきませんけども、かけて徴収するという形になりますけども、景気がいいという部分については、大企業関係のほうはかなりというふうに見られるんですけども、中小企業のほうにはそこまで景気がよくなるというような理合い等の状況もないので、余り上方に向けるのは難しいかなと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） それに関連するんですけども、いわゆる自主財源が軒並み下がっておるわけですよね。固定資産税は考え方を変えたからふえたということだと思っております。資産価値が上がったわけではないと思うんですが、町税にしましても、たばこ税も下がってますけど、これずっと下がってて、実は今6割が依存財源、確かに10年ぐらい前までは半分半分ぐらいだったと思うんですよ。50対50ぐらいだったと思うんですよ。これ、じわりじわりと自主財源が下がり続けているということで、これに対して何か手だてというか長期ビジョンと言いましょうか、何かこう、こういったことで自主財源をアップする方法というのは考えてみたりしておるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃるとおり自主財源の比率のほうが大分下がっておりますので、この中に一つの要因といたしまして、今年度事業として支出しました補助事業等を入れております。そういった形の中で、全体予算額が膨れ上がって、その中でなおかつ

国県の支出金というのがふえてきておるとい形の中で割合が変わってきているのは一つはございます。

全体的にどうなんだろうかと。実財源が今後伸びるだろうかと御質問につきましては、やはり先ほど税の中の話でもさせていただいておるところなんですけど、法人税の景気の回復がどの程度までいこうかと、中小企業に対してどの程度復旧するだろうかと、また個人の所得がどの程度伸びるだろうかとこのところについては、はっきり言って、余り今の段階では、景気のほうは確かに上向き状況にあるという形なんですけど、大きな形では所得まで影響してこないだろうなという形の思いを持っています。

そうした形の中で今後どういう形であるかということにつきましては、やはりいろいろな形の中でどういう形ができるかということも含んで、今回、後期の総合計画という形の中で、全体的な町内の企業のほうに元気回復、または定住人口の促進と観光面、そういった形の中でどの程度伸ばせるだろうかとこの形の中で検討していかなくちゃいけないということで、今後の課題であるということを感じております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） 手だてがないというふうにとっていいですかね。法人税に関しましては、前も指摘したんですけど、たばこ税よりはるかに低いぐらいしかない。もともとないんですよ。熊野は零細中小はたくさんあるんですけど、事業所はたくさんあっても法人税まで出せるほどの利益を生んでいる企業が少ないということなんだと思うんです。

そうすると、やはりここは法人税を上げるには大幅に上げる必要があるわけですよ。1割上げてみてもわずかな額なんです。だから、法人税を上げるのであれば、それこそ企業誘致とかいった大きなことになってくると思うんですよ。やっぱり重要なのは町民税、いわゆる所得税ですか。町民の方が直接払う町税ですよ、そういったあたりをするには人数という、頭数というのが当然いるんですけど、やっぱりそこら辺も含めたプランを立て直すというのか、やる必要があるんじゃないかと思うんですよ。そのあたりどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃるとおり、町民税のほう、また町民法人税のほうという形になるんですけど、まず町民税におきましては、今、人口のところ、就労人口のところははっきり言って下がってきていると。高齢者のほうに移行していっているという形の中で、下のほうからは今度人口のほうの減少が起こってきているということで、全体的に町内の就労人口が落ちてきてます。このところをじゃあ、どういう形でと、以前であれば人口のほうが一定的に2万5,000をずっと維持できる程度であったと。まだ多いときは2万6,000までいったということで、そういったところで就労人口のほうも多かったというのもございます。そういった中で、町民税のほうも今よりは多かったと。これを改善するためには、やはり今からこれは熊野町で端的にできるというものではございませんが、人口の維持、交流人口等の増加という形の中を狙ってきて定住人口をふやしてくるという形のものをやっぱり考えてこなればいけないんじゃないかなろうかと思っています。

もう1点の法人民税におきましては、おっしゃるとおり小さな企業が多くて、実際に例えば具体的にどこまでのちょっとあれなんですけど、町内で事業所というのと、やはり毛筆業。書筆、画筆、化粧筆という形の中で、化粧筆が伸びてきていると言いながら、実は大分資本投資をされているんじゃないかと思うんです。そういった中で、実際に大きな伸びが出るかなと思っても、資本投資をされることにおいて伸びしろが落ちてくると。町民税のほうのいい利点とすれば、法人の数がふえれば均等割という形はずっとこれは変わらず入ってくるだろうという形になろうと思いますけど、なかなかそこまで熊野町の中で雇用が発生するような形で事業を展開するのは難しいところである。また産業団地の造成につきましても、なかなかいろんな問題点がございますので、これを一時にはできないだろうという思いはしていますが、いずれにしてもこれからの熊野町として存続するためには、やはり一定の人口規模を保って行って、その中で一定の収入も得る形ができる形を目指していかなければいけないという形で考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） なかなか難しい問題だとは思いますが、プランを練る時でも、常に

実財源の確保と言いましょか、これからそれを常に頭に置いた計画で物事を進めていただきたいと思うんです。例えば、人をふやすという、人口を維持するということにしましても、それからその他の交通の問題とかインフラの問題でも、やはり基本的にはやっぱり移住していただいて税金を納めてもらうというような方向も頭に常にあって、それでプランを進めていただきたいと思います。今後とも難しい問題だからこそ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 大瀬戸先生が突っ込み方がもうちょっと。角度を変えます。筆の里工房、小売りが2億5,000万円あります。税金幾ら払ってらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 現在、収益的事業といひますか、セレクトショップの運営のことでございますけれども、売上げが確かに2億3,000万円から5,000万円ぐらいございますか、それから収益といひますか、目的がいわゆる熊野町、あるいは熊野筆のPRということで、一義的には費用をそちらのほうに拠出をすると。さらに公益事業、いわゆる維持管理、あるいは展覧会等の実質的な財源を減ずるために毎年3,000万円ほど収益的な事業から公益的な、いわゆる非営利事業のほうに拠出金を出してあります。したがって、トータルいたしますとプラスマイナスゼロのあたりを行ったり来たりしてありますので、いわゆる所得割ではなくて均等割の支出にとどまっております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） せんだって、中央公論でしたが、菅官房長官が述べていらっしゃいます。今まで実際金もうけたら国税減らしたるという話なわけですね。だから、自主的な財源をあんまり確保するなど。とにかく公共公共言いながら、どこかお金使いよったらええんじゃないかと。そうではなくて、しっかりもうけた自治体にはしっかり応援するよと、ここ

が大きくかじが変わっております。このにおいはいかがですか。情報入っていますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 確かにいろんな形の中で頑張っていけばそういう形で評価をしていただきたいという希望はございますが、現時点の中では交付税法という形の中の法律のほうが変わってきていないし、また今大きく変わろうという形のものには認知をしておりません。交付税につきましては、当然ながら需要額、収入額の比べという形の中で財源補填をしていただけるという形の中では今のところは変わっていないだろうと思っています。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） そこの感度の問題ですね。感度です。地域創生もそういうチャンネルがあって、お金が単におりてくるだけではないわけですよ。汗かいて一生懸命頑張ろうでというのを期待されていらっしゃると思うんですね。そのあたりどうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） このたび、先ほど補正のほうでもやっていただきまして、地域創生のための人的な経費という形の中で補正をさせていただきました。ただ、中の事業、例えば今回の分もいわゆる配当的な内容の中で、そこの町の財政状況、人口状況に応じた形で配分をされていますので、例えば私どものほう今回、約8,000万円ほどという形の中で今回配当いただいております。その中をこれは残すことなく、皆さんのほうに元気回復も含んで展開をしていきたいと考えていますが、手を挙げて大きな金額という形にはならないという形で考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） さっき申しましたが、石巻の例なんかは8分の7が基本的には海外ブラ



ンドですよ。海外にできる商品をつくるのであれば、8分の7まで国は応援しますよと。例えばサバの焼き方だとか、随分鮮度のいい高級なもので外国に売って歩けるものであれば、基本的には100%応援しましょうと。でも人材がおられんと、だからその展開に悩んでらっしゃるといのがNHKの特集でございましたけども、幸い熊野というところは会社によってはそういうチャンネルをもって動いていらっしゃる。今のように節税ではなくて、これは将来構想に基づいて、ある企業なんかはもう年間の熊野町が今までの筆の売上高を1社で賄うぐらいの構想を持って動いていらっしゃるわけですね。

そんな中で、工房の役割は非常に大きいんです。中小の、そういうでかい会社じゃない、どんどん小さくなって縮小してらっしゃる筆屋さんが、昔は法人税出ないお金があったわけです。内職でまわりよったんですよ。税金払わなくても内職代、手間賃で学校に行ったり子供の養育費も払いよった。それがだんだんなくなった。アウトソーシングになったわけですよ、中国であり、ベトナムであり。その中で、町立の筆の里工房は信用があるのよ。ある雑誌によれば、紅筆なんかは工房がトップですよ、ブランド力は。工房は、そういう中小の筆屋さんのもうけられない、税金を払えないという体質を変える部署になれるんです。工房という法人をもってどんどん売り上げを伸ばして、今の10倍も20倍も伸ばして、しっかり法人税を払えるような体質改善をする、大きなモデルになるんです。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 工房のほう評価していただきましてありがとうございます。と言えども、実は先ほど石井参事のほうからもお話がございましたように、町といたしましては工房はあくまでも熊野の筆産業の情報の発信という形を中心に置いて、その中で今県のほうからも紹介いただいて、東京のほうでもそういう形で熊野筆の発信をしたらどうかということをお誘いを受けて、東京のほうでもそういう形でやっておりますが、基本的には、工房の中からはその媒体を通じて、広島のアナテナショップ等も含めながら、そういった形の中で熊野筆というのをこういう形でありますよと。その中には当然町内で、工房で独自に筆を製造しているわけじゃございませんので、そういった形の中で今から先、いろんな形の中で、筆または熊野町をアピールするという形の中で頑張っていきたいという形で考えております。



るんですが、そういった意味で、工房を筆の販売に比重を余り置き過ぎるとするのは私は賛成しません。筆組合との関係をもう少し強化して、筆組合に活性化してもらいたいという思いが強いです。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 物の売り方というのは買うてくれ買うてくれ、売る売るじゃないんですよ。やっぱり喜んで満足して買うと、買いたくなる、これが今化粧筆でしょうよ。それはそれぞれの会社の売り方もさまざまあるんですが、もうこういう豊かな時代になったわけです。だから町長さん、もう少し頭をやわらかく持たれて、せっかく熊野の先人がここまで磨いてこられて、新しくこの化粧筆というのが化けたわけですよ。これを最大限生かせるしたたかさ、例えば鶴太郎でもあれだけニュースで、有田にもブランドPRしよる。これ、ただでは売ってませんよ。イメージがあってしっかりもうけるんですよ。この発想をぜひ持ってくださいませ。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） もう少し柔軟に発想するようにいたします。地方創生、本当にこれは最後の機会と石破大臣おっしゃってますんで。ただ、なかなかですね。本当に汗をかかないと、今、全国1,700団体あります。市が800、町村が900です。これ1,700、約。これが全部石破大臣が言われるとおり地方創生ができるかという点、その点は私は非常に疑問に感じております。ただ、その中で今言われた汗をかく団体、地方公共団体、これが生き残るんだろうと思いますので、頭を柔軟に持ちまして努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 81ページなんですけれども、固定資産評価審査員報酬というのがあります。これ、今年度も来年度も人数は3人ということなんですけど、報酬がかなりふえているのはなぜなのか。この職員諸手当もそうなんですけど、これをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 固定資産評価審査委員の報酬というのは、固定資産評価審査委員会、また審査会を開いたときに、1日当たり5,300円だったですか、報酬なんですけども、御存じのとおり平成27年度から路線価と地籍調査の反映をすることで税額が大幅に上がってくると。これに対して、こちらのほうではどういうふうな理由で上がっているかというのを説明させていただこうとは思っているのですが、やっぱり納得できないという方々がいらっしゃった場合には異議申し立て、不服審査できる制度がっております。これを受けるのが固定資産評価審査委員会ということになりますので、通常であれば年1回か2かいぐらいですむんですけど、異議申し立てが一回ありますと、それを形式審査してまず1回目、審査で受けるということになると内容の審査を本人等来ていただいて審査会の中で意見を述べていただいて審査をすると、裁定を下すということで、最低でも2回来ていただく。もし来年度4月に通知した場合には、多数の異議申し立てが出るんじゃないかということで、それを受けまして16回ほど審査会のほう開催する見込みとして計上しています。

職員の手当のほうについては、それに対応するために残業等で書類を作成しなければいけないということになりますので、その時間外手当を計上しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 前回、全協でも申し上げたと思うんですけども、異議申し立てがあることを見通して報酬を上げているということなんですけど、それ以前に住民説明なり何なりはされないということなんですかね。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 前回の全協のときには、できるだけの方策を考えますよということで、私どもが今回、2月の広報に各戸に配付という形で今回平成27年度から地籍調査の繁栄をいたしますと。路線価の導入もいたしますというお知らせをいたしまして、昨年度の納税通知書の中に課税面積と登記面積両方に差があった場合は上がることになりますというところでアナウンスはさせていただいたというふうに考えております。

個別の通知についてはできなかつたんですけども、各戸に対して平成27年度から地籍調査によって面積が少ないままで課税された場合には税額が上がる可能性がありますというアナウンスをさせていただいて、全戸に対するアナウンスというふうに変えさせていただきました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

久保隅委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（久保隅） お尋ねしますが、庁舎管理費がありましたよね。雨漏りの件がちょっと触れてあったけど、3階廊下部分が大雨降ると随分水がたまるということを知っています。雨漏りをどの程度どういうふうにするのか、検査か、雨が降ると廊下に水がたまるということは上から結構な水がおりよるということです。本会議のときに片川委員が言われたように、コンクリートそのものが海砂でうっているものですからね、水がそこにしみこむと自然に鉄筋もさび、下が風化するというようなことで、この際言うちゃ大変失礼なんじゃけど、ちょこちょこことみてもらうんじゃなくて、紺屋の白袴いうて、わかたの外見はいいけど、壁が塗ってないとかいうようなことわざがありますけど、3階部分の雨漏りについては、しっかり業者に見てもらって、お願いしたい。管理状態はどうなんですかね。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 雨漏りは今おっしゃられたとおり3階の渡り廊下から床面が傷んでいるという、ごらんになったとおりでございます。調べてはいただいて、うちの職員

にも専門家がいますんですけども、上から漏れてそこにこうなってということが余り見受けられなくて、むしろテラスというんですか、テラスのタイル面が廊下より高いらしくて、そのテラスに降った雨が浸透して、廊下のところに、低いところに流れてくるといのが原因じゃないかというふうに今我々のほうでは聞いております。それで、今回の修理費用については、そのテラスのタイルと一旦はいで高さを調整すると同時にそれは庁舎内の建物の中に入らないような、そういう施工をしてもらうということで予算を組んでいただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 久保隅委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（久保隅） 業者というのは、片川先生が言うたように、言われた部分をちょっと見て判断をするということで、大事にならん先に見積もりぐらひはそんなに高くはつかん思うんで、雨漏りでない、雨いうのはとんでもないところから雨漏りがするんですよ。鉄筋でも、といの代わりにみたいに鉄筋から鉄筋へずっと水がおりにきたりというような現象が随分起きておるので、この際ですから、それだけ水がたまるという議員さんも知った人も少ないかと思えますけれども、こういう場でそういう話をさせてもらって置いて、しっかり雨漏りをとめてもらうようにタイルを張って、それでもまた次にというようなことにならないように。雨漏りというのは下から湧き出てくるのは少ない、上からということで今言うように屋根の部分からでも、ここからも雨漏りがするということがあるのが雨漏りなんですよ。ということで十分見て、雨漏りがせんように直してあげてください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） ありがとうございます。しっかりと原因を探って、そこに集中的に直させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） クラウドシステムに関してちょっと聞きたいんですけど、広域とい  
ましようか、ほかの自治体と一緒に今のLANをやめてつなげるということでもいいん  
でしょうか。そこの辺ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） クラウドは御存じのように庁舎にシステムを全部おいて庁舎の中  
で動かすというんじゃなくて、データセンターの中にデータを置かせてもらって、みん  
なが通信でやりとりするという制度で、その真ん中にデータセンターにおく機器は今言  
うように今回は2市3町になりますけども、その皆さんで割り勘効果が出るというこ  
とで、皆さんでそれを委託するといえますか、そういう格好で、こういうやり方でござ  
います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） そうするとメンテから何まで向こう何年かの契約とかいうのを組んで  
やっているということなんでしょうかね。それで、今までのLANはもう使わないとい  
うことですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 基幹系のシステムにつきましては、5年5年の長期継続契約とい  
うことでやらせてもらっています。ですから、今年度途中にかわるということはいたし  
ません。次の平成28年4月は今回の今の5カ年がちょうど終わるときで、次にまた新  
たに自分のところで自前でやるかクラウドをやるかの選択をした時に、クラウドのほう  
がメリットが大きいということで、次の切りかえはそっちに行くという考え方でござ  
います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら、暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

（休憩 14時43分）

（再開 15時00分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） これより委員会を再開します。

商工費、消防費、公債費、諸支出金、予備費について説明をお願いします。

時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） それでは商工費からご説明いたします。

154ページ、155ページをお開きください。下段になりますが、6款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費の商工振興事業でございます。

事業費の内訳は、157ページまで続いております。

この事業は、熊野町商工会への助成を行うとともに、熊野町中小企業融資制度の運用による、中小企業向け融資の円滑化を通じて、地域商工業の振興を図るもので、事業費は、1億2,747万円、本年度より837万3,000円、6.2%の減額となっております。

歳入欄の特定財源その他の1億2,000万円は、中小企業融資預託金元金収入でございます。

減額の主な要因は、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金により整備された熊野町観光案内所に係る熊野町地域資源活用事業が終了したことによるものでございます。

157ページをご覧下さい。

主な事業費は、熊野町商工会への補助金630万円、就業促進事業分30万円、中小企業融資制度預託金1億2,000万円です。

次の消費者啓発事業は、民生部からご説明いたします。

その次の筆産業振興事業でございます。

この事業は、筆産業振興に係る熊野筆事業協同組合や筆まつり実行委員会に対し、補助金交付等の支援を行うものでございます。

事業費は、932万1,000円、本年度より54万6,000円、5.5%の減



となっております。

歳入その他は830万2,000円で、内訳は、筆の里づくり基金繰入金530万2,000円と、協働のまちづくり事業助成金300万円です。

減額の主な要因は、2年に一度開催される文房四宝まつり実行委員会補助金の減額によるものです。

主な事業費は、筆組合への筆職人後継者育成事業の町補助金219万2,000円、筆の日実行委員会126万円、筆まつり実行委員会事業補助金485万円となっております。

次に同じページ下段の2目、観光費の観光推進事業でございます。

この事業は、町の観光推進を行うもので、広域市町と連携した観光PRやふでりんを活用した町の情報発信、筆の里工房や観光案内所筆の駅を活用した観光推進を行いません。

事業費は、1,042万9,000円、本年度より27万4,000円、2.6%の減額となっております。

歳入欄の特定財源、国庫支出金は県の魅力ある観光地づくり事業補助金100万円、その他は広島県町村会助成金60万円と、名刺等の売り上げの観光推進収入6万円でございます。

減額の主な要因は、魅力ある観光地づくり事業の委託料、観光案内所への観光PR推進事業補助金の増額はございますが、臨時職員の人件費の減などが増額分を上回ることが減額の要因でございます。

観光推進事業の主な事業費は、町の新たなご当地メニューを開発する魅力ある観光地づくり事業の委託料●●●万円、地域の芸術環境づくり事業補助金500万円、観光PR推進事業60万円となっております。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 続きます、第7款、土木費につきましては、建設部からご説明いたします。

それでは、183ページをお願いいたします。

第8款、消防費、第1項、消防費、第1目、常備消防費、常備消防運営事業の説明をさせていただきます。

この事業は、火災、災害時における町民の生命・財産を保護するため、常備消防事

務を広島市に委託するための経費を計上しております。

事業費は2億6,411万4,000円、対前年度比567万5,000円、約2.2%の増額となっております。

歳入の特定財源、その他153万7,000円につきましては、行政財産目的外使用料1,000円と消防ヘリコプター運営助成金153万6,000円でございます。

増額の主な要因でございますが、広島市への委託料●●●万●,●●●円の増額でございます。共済費の掛け率の変更に伴う人件費の増、定年退職予定者の増を見込んだことによる退職手当の増額によるものでございます。

続いて第2目、非常備消防費、消防団運営事業についてご説明をします。

この事業は、熊野町消防団員の報酬、災害時の出動や災害を見据えた訓練実施への費用弁償、その他退職報奨金、災害補償などへの負担金を計上するもので、事業費全体で2,656万9,000円、対前年度比973万4,000円、約57.8%の増額となっております。

歳入の特定財源、その他510万2,000円につきましては、消防団員退職報償金300万円、消防団員安全装備品整備等助成金210万2,000円となっております。

増額の要因でございますが、消防団員服制基準の改正により活動服の形式が変更となりましたことを受けて、消防団員の活動服の購入に865万円、消防団員安全装備品整備助成金を活用して救命胴衣、防火衣の購入費に201万円を計上したことによるものでございます。

なお、消防活動服につきましては、平成14年以来の更新でございます。

続きまして、185ページ、第3目、消防施設費、消防水利、機械器具維持管理事業についてご説明いたします。

この事業につきましては、火災などの災害発生時に欠かすことのできない消防水利や防災用資機材の整備、維持管理に要する経費を計上するもので、事業費全体で833万4,000円、対前年度3万5,000円の減額でございます。

事業費の最も大きなものは、消防積載車両及び小型動力ポンプの購入費用659万9,000円の計上によるもので、減額は事務費等の精査によるものでございます。

続いて第4目、水防費、災害予防及び応急対策事業でございます。

この事業は、豪雨・地震などの各種災害に対する予防、被害の軽減及び応急避難対

策などを目的に、食料や生活必需品の備蓄、行政防災無線の維持管理、広島県防災ヘリコプター負担金などの経費を計上するものでございます。

事業費全体で2,085万1,000円、対前年度比1,123万2,000円、116%と大きく増額となっております。

歳入の特定財源、その他1,247万9,000円につきましては、公共施設等整備基金繰入金1,190万円、消防ヘリコプター運営助成金57万9,000円でございます。

増額となりました要因は、町長が施政方針で申し上げましたが、町役場から最も遠くかつ直近の避難場所まで2キロ以上ある新宮海上側地区におきまして、一時待避所となる（仮称）避難集会所を建設するための経費1,192万4,000円の計上によるものでございます。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 186ページからの9款、教育費は教育部から、10款、災害復旧費は建設部から、後ほどご説明いたしますので、少しとびまして、240・241ページをお願いします。

上段、11款、公債費でございます。1目、元金につきましては、平成24年度借入分までの町債に係る償還金でございます。5億4,333万4,000円、本年度より4,523万3,000円、7.7%の減となっております。

減額の要因は、平成16年度借入分の減税補てん債、町立図書館建築に伴う町債の償還が終了したことなどによります。

次に、2目、利子につきましては、平成26年度借入分までの町債に係る利子及び一時借入金に係る利子でございます。7,365万9,000円、元金の減少に伴って、本年度より1,010万2,000円、12.1%の減となっております。

次の12款、諸支出金の基金事業でございますが、この事業は、7つの基金財産の預金から配当される利子を一般会計を通じて各基金に積立てるもので、160万7,000円、本年度より25万9,000円、13.9%の減を見込んでいます。

一般会計の最後になります13款、予備費でございます。

予算編成時に予期しなかった予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、本年度と同額の2,000万円を計上しております。総務部は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今説明がありました、154ページから159ページの商工費、182ページから187ページの消防費、240ページからの公債費、諸支出金、予備費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 今、町長の施政方針にもありまして、説明にもありまして、きのうマスコミが取り上げておりましたが、新宮地区へ避難場所をつくられるということですが、きのうテレビの報道を見る限り新宮と阿戸町との境の川のほうに移りまして、あの辺につくられるということなのか、そこらどうなんでしょうか。それと、1,000万円という予算ですが、どれぐらいの人が収容できる建物なのか、そこらを教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず場所につきましてですが、大変申しわけございませんが、きのうニュースを見ておりませんので、済みません。それで今言われましたように、海上側の地域で候補地を実は地元から提示をいただいております。これぐらいの候補地を幾つかどうだろうかということではいただいております、そのいただいた候補地についてはいずれも建設が可能であると我々は判断してございますが、特定の位置につきましては、まだ地主さまの了解を得られるということですので控えさせていただきたいと思っております。まず海上側のほうということでそれは間違いございません。

それからもう一つは規模ということだったと思うんですけど、あくまでも避難所といいましても一時避難所というふうに、きのうも町長申し上げたと思います。実は、町内には13カ所の避難所を指定してございますけども、おおむね歩いて15分程度と言われる半径1キロ円を描きますと大方熊野がカバーできるんですが、新宮の6丁目、7丁目、8丁目ぐらいになるんですけど、あのあたりが直線で2キロということで、ここだけがカバーできないということがありまして、一時、段階的にまず危なければいったん逃げて安全を確認して、所定の避難所に行ってくださいということで、仮に一時避難所ということですので、規模は大きなものは考えてございません。10畳から12畳ぐらいの一部屋にトイレと流しというんですか、をつけるということで、規模としては30

平方メートル以内ではおさまるのではなかろうかと、こういう想定をしております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにありませんか。

荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） せっかく佛圓先生が言ってくださったんで、その建物が緊急時ですよ。想定であれば、何年に一遍ぐらいありそうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 今回の施設を建てるにあたって、何年周期という形のほうははっきり言って考えておりません。ただ海上側地区については毎年、雨が降ったら点検に行かなきゃいけない状況があったり、毎年、床下まではいきませんが、足元がつかぬ地区がございます。そういった形の中で、昨年の広島市の豪雨災害等も見て、危険だったら逃げたいという形の意見も多く出ておまして、それであっても歩いて逃げるとしても距離があれするという形の中で、今回一時避難所という形の状況の小さなものを建ててそちらのほうで一時避難していただいて、先ほど次長が申しましたように安全の確保を取れる状況で、地域の集会所から迎えに行くか、もしくは天候状況を見て、自力で区庁舎まで来ていただくかという形のもので、周期という形の具体的なものは考えておりません。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） これは、どなたが専門家からのアドバイスとかがずっとあって考えられたのか、ぼっと思いつきでされたのか、どっちなんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 専門的な方というか、私どものほうの今までの中で、海上側の、先ほど申しましたように、そういった形の場所が実際にあるということを含んで、距離も

あるという形の中で今回の実施に至ったというところでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 私はばかじゃけようわからんのですが、あのあたりには、くにくさ苑と  
かしっかりした建物がありますよね。あれは広島市じゃけ、熊野町じゃけ言うて、災害  
はエリアを選んでくれんのですよ。だから、そういう発想よりもお互いに連携しおうて、  
助け合う、多分私も何度か行った覚えがあるんですけど、ちょっと大きな部屋もお持ち  
なんですよ、くにくさ苑。そこらと連携をされる方がいいんじゃないですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 確かに広域連携という形は考えるべきだろうと思います。ただし、  
やはり今、くにくさ苑の周辺の住宅考えていただいて、あれからちょっとこちらから行  
って左側の奥のほうに大きな一帯の住宅もございます。また右のほうに一帯の住宅等も  
ございまして、やはり自分のところでできる最小の施設を考えるという形の中で、今回  
の経緯に至ったというところでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 1, 0 0 0万円って大きいんですよ。例えば、教育予算なんか額的に大  
きく見えますが借地料なんか随分出ますからね。かける予算によっては、こないだ言わ  
れた非常階段何か多分もっともっと桁が二つぐらい少なくてもできると思うんですね。  
お金の使い方の効率化という意味では、今の言い回しからすれば、何か随分遠回しな、  
まどろっこしい話ですけども、私も選挙の機会に歩く中で、やっぱり基本的には水の流  
れであったり土砂区崩れの様子なりによれば、地域地域で団結して共同体をつくると、  
そのときに緊急的にテントがいるとか、ある程度そりゃ緊急的な炊事もできるというよ  
うなもの、プラス地域の行事にも活用できるような、固定じゃないほうがいいように思  
いますが、いかがでございませうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 当然のことながら、箱物を立てるわけですので、その活用については、ただ箱物をつくるときには当然のことながら地域の中で防災という形の観点の中で地域の方とお話をさせていただいて、そういった形の活用を考えていただきたいということで話をしています。ただ、あいている時間帯については一定の活用もそれは可能なんじゃなかろうかと、決して一時避難所だから絶対一時避難以外に入れなという形では考えておりません。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） いろいろな意味で、頭をやわらかくしてもらわんといけんと思いますね。それから10畳、12畳で、あの地域の何人が入れるか。寝るときは横になりますよね、縦に寝るやつはいませんか、人は。だから、そこらよく考えてお金を使ってくださいませ。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） やはり3キロの道を歩いていただくというのは非常に難しいんです。健康な方ならいいんですが、あの地区は特に高齢化、三十何パーセントときのうニュースで言うておりましたが、かなり進んどの地区であります。その単身の高齢者であるとか、障がい者の方、この方に雨の降つとる中、恐らく土砂災害は夜発生する可能性が高いです。広島市もそうでありますが、そういったときに東部健康センターまで避難しなさいということとは言えません。役場の対応がおくれた場合、これは孤立して災害に遭う可能性もが高い。そこで、この3キロはちょっと無理だろうということで、地元の要望あり、土地も提供し、かつ維持管理費も我々がやるということを知りましたので、それじゃ前向きに検討していきましょうということで、実現に至った経緯がございます。

それとくにくさ苑でございますが、将来的には防災協定を結ぼうと私は考えております。ただし、あそこには川があります。川が氾濫したときにはあそこは通れない可能性もあります。そして、何度も言いますが、夜中に発生したときにはやはり阿戸町民が先

に優先されるはずでありまして、他の市町の住民さんは後になる可能性が高いということとは確かでございます。そういった観点から、今回の建設を決定いたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 済みません、159ページ、観光推進事業なんですけども、これは減の理由が臨時職員の減というふうに言われたんですけど、これは、ふでりんのことだと思ってよろしいのでしょうか。それと、今後は臨時職員を雇わずに職員で対応されると考えてよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 臨時職員については、そのとおりでございます。今後の対応でございますが、平成26年度、1年やってみまして貸し出しというのが結構定着してまいりましたので、貸し出しとプラス土日もし必要があれば職員のほうで対応して、代休、時間外という形でいきたいなというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

以上で、総務部について説明を終わりました。

次に、民生部門に移りたいと思いますが、執行部の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

（休憩 15時23分）

（再開 15時25分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引続き総務厚生分科会を再開します。

総務費の一部と民生費について説明をお願いします。

副町長。

~~~~~○~~~~~



○副町長（立花） 中井生活環境課長が体調が思わしくなくて、入室を控えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。今、病院へ行っております。お願いします。

光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） それでは、民生部門の説明をさせていただきます。

68・69ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目、交通安全対策費、交通安全対策事業について、ご説明いたします。

この事業は、年4回の交通安全運動期間中に、街頭啓発活動を実施するなど、交通事故の防止、減少を図るための諸経費を計上しています。

事業費は、78万9,000円で、本年度より10万7,000円、11.4%の減額となっています。

主な事業費は、街頭啓発活動で使用する幟旗の購入や公用車の修繕費など、需用費24万5,000円、交通安全運動推進隊熊野支部への補助金37万円でございます。

続いて、70・71ページをお開きください。

6目、防犯対策費、防犯対策事業は、犯罪のない安全で安心して暮らせる「まち」の実現のため、町民一人ひとりの防犯意識を高める啓発活動や、自主防犯組織に対する支援、夜間の犯罪防止のための防犯灯の設置補助など、町内の犯罪件数の減少を目的とした経費を計上しています。

事業全体で、371万9,000円、本年度より4万4,000円、1.2%の減額となっています。

減額の要因は、自主防犯組織などに配布する防犯活動グッズなどの消耗品購入経費の削減によるものでございます。

主な事業費は、各自治会が管理する防犯灯の設置維持管理に対する助成と、海田警察署管内防犯組合連合会負担金の354万8,000円です。

次の7目、諸費については、総務部により説明しております。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 86・87ページをお願いします。

4項、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事業についてご説明いたします。

この事業には、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録原票の記載・登録・管理又は諸証明の交付事務のほか、旅券交付などの事務に係る諸経費を計上しています。

事業費は、3,420万円、本年度より625万8,000円、22.4%の増となっています。

特定財源として、個人番号制度導入システム整備等補助金など、国・県支出金が1,093万8,000円と、諸証明の交付に伴う手数料収入など、その他収入を978万4,000円計上しております。

事業費が増額となった主な要因ですが、社会保障・税番号制度に係る委託料が増加したことによります。

主な事業費は、臨時職員の賃金575万4,000円、機器保守及び電算システム改修等の委託料が●,●●●万●,●●●円、そして、電算機器・ソフトウェア等に係る使用料及び賃借料が695万3,000円でございます。

次の5項、選挙費以降の総務費は、総務部により説明しております。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 恐れ入ります。98ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、社会福祉一般事務事業は、民生委員や町民相談、原爆被爆者援護に関する事務などに要する経費を計上しております。

事業費は本年度とほぼ同額の888万4,000円、特定財源として民生委員の権限委譲事務費など県補助金314万7,000円を計上しております。

主な経費としては、生活指導員報酬518万4,000円、民生委員報償費280万6,000円などでございます。

次に、100ページをお開きください。

福祉団体助成事業」、町社会福祉協議会など社会福祉4団体に対する活動助成金を計上しております。

事業費3,178万2,000円、本年度より61万8,000円、1.9%の減となっております。

減額の主な要因は、社会福祉協議会補助金について、本年度実施した介護予防対策推進事業が終了したことによるものです。

主な経費としまして、社会福祉協議会3,111万9,000円、民生委員児童委

員協議会 58万3,000円、その他母子寡婦会、遺族会への補助金を計上しております。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 続いて、101ページの下段、原爆被爆者健康管理・医療事業でございます。

この事業は、被爆者援護法に基づく保健分野の援護対策といたしまして、年2回の健康診断、その記録の保存、結果に基づく健康相談等を行うもので、事業全体で13万6,000円、本年度より5,000円、3.5%の減額となっております。

県から移譲された事務ではありますが、健診業者との契約や支払いは、引き続き県が直接行っておりますので、主な事業費は、健康診断の案内に要する役務費の通信運搬費12万7,000円です。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 次に、101ページから103ページにかけて掲載しております都市再生整備事業は、西公民館新築に伴う熊野団地地区・都市再生整備事業の一環として、大型遊具の設置及び神田地区・旧浄水場跡地を地域住民の触れ合いの場として整備するもので、事業費は、5,989万7,000円を計上しております。特定財源として、都市再生整備計画事業交付金1,760万円、一般単独事業債など3,130万円を計上しております。

主な経費としては、広場の整備、大型遊具の設置に係る工事請負費を計上しております。

続いて、臨時福祉給付金支給事業は、平成26年4月からの消費税率8%への引上げに際し、所得の低い方への負担の影響に鑑み、国が行う暫定的・臨時的な措置として、本年度に引き続き支給する給付金でございます。

事業費3,481万6,000円、本年度より3,571万2,000円、50.6%の減となっております。

特定財源として国の臨時福祉給付金支給事業費補助金3,439万8,000円、臨時職員の社会保険料納付金41万8,000円を計上しております。

主な経費としては、住民税非課税者一人に6,000円支給する給付金2,520万円を計上しております。

続いて、103ページから105ページにかけて掲載しております生活困窮者自立

支援事業は、新規事業として、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給を行うもので、事業費は104万9,000円を計上しております。特定財源として、生活困窮者自立支援費国庫負担金など75万2,000円を計上しております。

主な経費としては、離職等により住宅を喪失又は喪失する恐れがある就労意欲のある者に対し、生活保護基準の住宅扶助費に相当する額を支給する住居確保給付金45万6,000円を計上しております。

~~~~~〇~~~~~

〇福祉課長（加島） 続きまして、104・105ページ中段をお願いします。

2目、老人福祉費、老人ホーム等入所措置事業ですが、この事業は、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な、概ね65歳以上の高齢者の養護老人ホームへの入所委託に係る経費を計上しています。

事業全体で、3,060万9,000円、本年度より164万7,000円、5.1%の減となっています。

歳入のその他収入761万9,000円は、入所者からの費用徴収金です。

減額の要因は、入所措置委託単価の減額によるもので、主な事業費は、入所委託者13人分の委託料です。

続きまして、敬老事業ですが、この事業は、80歳以上の高齢者を対象とした敬老会の開催や、長寿祝金の支給に係る経費を計上しています。

事業全体で、510万6,000円、本年度より13万1,000円、2.6%の増となっています。

増額の要因は、敬老会対象者数の増加による敬老会実行委員会への補助金が増えたことによるものです。

主な事業費は、敬老会を開催するための実行委員会への補助金として220万4,000円、80歳に5,000円、88歳に1万円、100歳に5万円を支給する長寿祝金の扶助費277万円です。

続きまして、老人福祉一般事業ですが、この事業は、平成10年度整備の在宅介護支援センターの整備費補助金として、設置主体の社会福祉法人成城会が行なった借入金償還額の補助金と、老人クラブ連合会への補助金、災害時要援護者把握事業に係る経費を計上しています。

事業全体で435万1,000円、本年度より45万7,000円、12%の増と  
なっています。

増額の要因は、災害時要援護者把握事業を行う経費を計上したことによるものです。  
歳入の県補助金、在宅福祉事業費補助金64万5,000円は、老人クラブ活動事業に  
対する補助金です。

主な事業費は、在宅介護支援センターの整備費補助金215万7,000円、老人ク  
ラブ連合会補助金160万円です。

続きまして、106・107ページをお願いします。

3目、障害者福祉費、障害者福祉一般事業ですが、この事業は、身体障害者手帳認  
定事務、障害者相談員設置事業及び福祉団体補助に係る経費を計上しています。

事業全体で198万5,000円、本年度より65万4,000円、24.8%減  
となっています。

歳入の県委託金80万7,000円は、権限移譲により実施している身体障害者手  
帳認定事務や障害者相談員設置事業に対する県からの分権改革推進移譲事務交付金で、  
その他収入の117万円は、地域福祉基金繰入金です。

減額の要因は、本年度は第4期障害福祉計画策定に係る経費を計上していたため  
です。

主な事業費は、3つの福祉団体に対する補助金66万4,000円及び福祉作業所ハ  
ナミズキに対する補助金117万円です。

続いて、特別障害者手当等支給事業ですが、この事業は、特別障害者手当、障害児  
福祉手当、経過的福祉手当の3手当の認定及び支給と、特別児童扶養手当の認定に係る  
経費を計上しています。

事業全体で1,248万2,000円、本年度より152万1,000円、13.  
9%の増となっています。

歳入の888万6,000円の内訳は、特別障害者手当給付に対する補助率3/4の  
国庫負担金832万7,000円と特別児童扶養手当認定事務に対する国庫事務費交付  
金9万2,000円と県委託金46万7,000円です。

増額の要因は、クラウドシステムに対応するためのシステム改修によるものです。主  
な事業費は、3つの手当への支給費である扶助費1,110万4,000円です。

続いて、障害者総合支援事業ですが、108・109ページにかけて掲載しておりま

す。

この事業は、障害者の社会活動や日常生活の支援及び介護者の介護負担の軽減を目的に、相談や障害者福祉サービス等の給付に係る経費を計上しています。

事業全体で4億4,434万5,000円、本年度より3,638万7,000円、8.9%増となっています。

歳入の国県支出金3億930万3,000円の内訳は、障害者福祉サービス等に対する国及び県からの補助金3億514万1,000円と、システム改修に対する補助金416万2,000円です。

増額の主な要因は、障害者福祉サービス利用者の増加、特に発達障害の診断を受けた障害児のサービス利用の増加などによるものです。

主な事業費は、109ページ中段のマイナンバー制度及びクラウドシステムへ対応するためのシステム改修を含めた電算処理業務委託料、障害者福祉サービス等の提供を行う扶助費総額4億2,162万5,000円です。

扶助費の主な内訳として、まず、障害者自立支援事業の3億7,721万4,000円ですが、これは、障害者総合支援法にのっとり実施するホームヘルパーの派遣や施設への通所及び入所、車椅子などの購入に係る経費です。

次の障害者医療費事業1,348万6,000円は、治療効果が確実なものと期待できる腎臓や心臓、肢体不自由などの身体障害者手帳保持者の医療費の一部を助成するというものです。

次の障害者地域生活支援事業3,086万7,000円は、障害者総合支援法にのっとり、地域の実情に応じて実施する日中一時支援や、ベッドや人工肛門などの造設者に対するストマ用具などの支給を行なう日常生活用具給付事業、要約筆記者派遣事業、訪問入浴サービス、また、町単独事業である重度障害者福祉タクシー利用助成及び腎臓障害者通院助成です。

~~~~~〇~~~~~

〇健康課長（隼田） 続いて、109ページの下段、地域リハビリテーション事業でございます。

この事業は、機能訓練と概ね18歳未満の障害児とその家族への支援の2事業で構成しており、障害者や障害児の心身機能や社会活動の維持向上、家族等への心理的支援などを目的とするもので、事業全体で102万2,000円、本年度より27万8,000

0円、37.4%の増額となっております。

増額の主な要因は、車両の車検費用の増額です。

当該事業にかかる歳入は、機能訓練事業に対する県補助金25万6,000円、事業参加費11万2,000円などとなっております。

主な事業費は、送迎車両の車検費用、燃料費や自動車損害保険料などの維持管理経費32万3,000円です。

次の4目、人権推進費については、教育部の予算となりますので、後ほど教育部より説明があります。

~~~~~〇~~~~~

〇住民課長（西村） 続きまして、112・113ページをお願いします。

5目、国民年金費、熊野町国民年金事業についてご説明いたします。

この事業には、国民年金の資格関係の届出や、保険料免除申請の受理・審査など、国からの法定受託事務に係る諸経費を計上しています。

事業費は、415万2,000円、本年度より16万6,000円、3.8%の減となっております。

特定財源としまして、国民年金にかかる国庫委託金など国・県支出金を391万円、その他収入として臨時職員社会保険料納付金24万2,000円を計上しており、事業費の全額を特定財源で賄っております。

事業費が減額となった主な要因は、電算システムの改修経費など、臨時的な経費が減額となったことによるものです。

主な事業費は、臨時職員の賃金150万7,000円、電算システムの改修及び保守に要する委託料●●●万●, ●●●円、同じく電算機器・システムに係る使用料及び賃借料の54万円です。

112・113ページの下段のところになりますが、6目、国民健康保険費、熊野町国民健康保険事業についてご説明いたします。

この事業には、国民健康保険事業の事務執行体制を設けるための諸経費と、特別会計への繰出金を計上しています。

事業費は、1億9,917万4,000円、本年度より2,794万1,000円、16.3%増となっております。

特定財源として、国民健康保険税の軽減にかかる国や県の負担金など、国・県支出

金が8,276万6,000円、その他収入として臨時職員社会保険料納付金51万6,000円を計上しております。

事業費が増額となった主な要因は、特別会計への繰出金が増加したことによります。

主な事業費は、レセプト点検を行う嘱託職員の報酬346万6,000円、職員手当等113万7,000円、嘱託職員の共済費106万8,000円、そして、特別会計への繰出金1億9,340万円です。

繰出金につきましては、後ほど特別会計において説明させていただきます。

続きまして、熊野町国民健康保険税事業は、国民健康保険税の賦課に係る時間外手当を計上しております。

事業費は、37万9,000円、本年度より1万8,000円、4.5%の減となっています。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 続きまして、115ページをお開きください。

7目、福祉医療費、福祉医療費公費負担事業は、乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者に対し、医療費の個人負担額を助成することにより、経済的負担の軽減及び疾病の早期発見、重症化の予防に努めるもので、事業費1億3,763万1,000円、本年度より444万6,000円、3.3%の増となっております。

増額の主な要因は、今年度の給付実績から、乳幼児医療費が151万7,000円、3.8%、重度心身障害者医療費が86万円、1.2%の増額となったためです。

特定財源として、県の福祉医療費公費負担事業費補助金6,116万6,000円を計上しております。

主な経費としましては、扶助費として乳幼児医療4,155万5,000円、ひとり親家庭等医療費953万1,000円、重度心身障害者医療費7,441万9,000円、児童の入院医療費100万円を計上しています。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 続きまして、116・117ページ、8目、介護保険費、介護保険一般事業ですが、この事業は、介護保険事業を適正に運営するための介護認定調査員の雇用、介護保険特別会計の事務執行及び介護給付費などの法定負担分の繰り出しを計上しています。

事業全体で3億129万円、本年度より998万8,000円、3.4%増となっ



ています。

歳入の国県支出金、379万8,000円の内訳は、システム改修に対する補助金217万3,000円、低所得者に対する介護保険料の軽減措置に対する国・県の負担金162万5,000円です。

また、その他収入92万5,000円は、嘱託職員社会保険料納付金です。

増額の要因は、介護認定調査員を2名から3名に増やしたこと、マイナンバー制度やクラウドシステムに対応するための介護システム改修に係る経費や低所得者への介護保険料軽減措置に対する介護保険特別会計への繰出金が増えたことによります。

主な事業費は、3名の嘱託職員報酬612万円、介護保険特別会計への繰出金2億9,167万9,000円です。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 続いて、116ページの下段、9目、地域健康センター費の地域健康センター等運営管理事業でございます。

この事業は、多世代交流を促進するとともに健康増進・介護予防などの普及啓発を推進するための地域拠点施設、中央地域健康センター、東部地域健康センター、西部地域健康センター及び中央ふれあい館の4施設の管理運営経費を計上するもので、事業全体で4,303万1,000円、本年度より161万円、3.9%の増額となっております。

特定財源、その他347万円は、中央地域健康センター等の行政財産目的外使用料342万5,000円、地域健康センターの使用料3万6,000円などです。

増額の主な要因は、東部及び西部地域健康センターの水道メーター検定満期による取替工事等による工事請負費91万4,000円の増額及び西部地域健康センターの業務用パソコンの更新による備品購入費23万8,000円の増額です。

主な事業費は、設備・機械器具の保守点検、3施設の指定管理料などの委託料●, ●●●万●, ●●●円です。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 続いて、118・119ページ下段のところになりますが、10目、後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業についてご説明いたします。

この事業には、後期高齢者医療特別会計の事務執行体制を設けるための諸経費と、特別会計への繰出金を計上しています。

事業費は、3億3,572万7,000円、本年度より3,336万9,000円、11.0%の増となっています。

特定財源として、保険料の軽減にかかる県の負担金など、国・県支出金を3,946万8,000円計上しております。

事業費が増額となった要因は、特別会計への繰出金が増加したことによります。

主な事業費は、特別会計への繰出金3億3,543万5,000円です。

繰出金につきましては、後ほど特別会計において説明をさせていただきます。

~~~~~〇~~~~~

○民生部次長（光本） 120ページをお開きください。

2項、生活保護費、1目、生活保護総務費、生活保護一般事務事業ですが、生活保護に係る事務に要する経費を計上しています。

事業費は692万3,000円、本年度より293万8,000円、73.7%の増となっております。

特定財源としまして、国の個人番号制度導入システム等補助金など259万5,000円を計上しております。

増額の主な要因は、マイナンバー制度施行に伴うシステム改修費を新たに計上したためです。

主な経費としては嘱託医報酬33万6,000円、生活保護電算システム利用負担金438万5,000円でございます。

次に2目、扶助費の生活保護費支給事業は、123ページにかけて掲載しております。

生活保護受給者に対する扶助費で、事業費3億759万2,000円、本年度より858万2,000円、2.9%の増となっております。

増額の主な要因は、今年度、がん、脳梗塞等の高額な入院医療扶助が多く発生していることを踏まえ、医療扶助費を1,222万5,000円、7.3%増額したことによるものです。

特定財源として国・県の生活保護費等負担金合わせて、2億3,954万円、負担割合として国が3/4、町が1/4となっております。

1月末現在の認定者は、137世帯、194人、認定率は0.78%となっています。また、扶助費の内訳としましては、医療扶助費が58%、次いで、生活扶助費が3

0%となっています。

続きまして、3項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の児童関係諸手当支給事務事業は、児童手当、児童扶養手当の認定及び支給事務に要する経費を計上しています。

事業費は、934万8,000円、本年度より403万2,000円、75.8%の増となっております。増額の主な要因は、個人番号制度導入に伴うシステム改修委託料の増額によるものでございます。

特定財源として、国の個人番号制度導入システム整備等補助金210万3,000円を計上しております。

主な経費としては、電算処理業務委託料、機械器具使用料●●●万円でございます。

次に、125ページにかけて掲載しております保育所運営一般事務事業については、保育所入所申請、保育料収納、保育所の入所委託等に係る事務経費を計上しております。

事業費は364万3,000円、本年度より18万8,000円、5.4%の増となっております。増額の主な要因は、くまのみらい保育園の排水工事費の計上によるものです。

特定財源として、国・県の保育緊急確保事業費補助金など20万2,000円を計上しております。

主な経費としては、くまのみらい保育園の維持修繕工事費のほか、電算処理業務委託料、機械器具使用料●●万●,●●●円でございます。

次に、母子家庭等自立支援事業は、127ページにかけて掲載しております。

母子家庭の母や家庭の人間関係の悩みを抱える家庭の相談等に応じ、その支援に必要な情報提供や指導を行うもので、事業費は、753万8,000円、本年度より97万7,000円、14.9%の増となっております。

増額の主な要因は、年々増加している児童虐待やDVへの夜間・休日等の相談支援業務を担当する母子自立支援員報酬の増によるものです。

特定財源として、国の母子家庭等対策総合支援事業補助金等293万4,000円、その他として、嘱託員の社会保険料30万8,000円を計上しております。

主な経費としては、母子自立支援員報酬261万円、母子家庭自立支援給付金388万8,000円でございます。

次に、127ページに掲載しております、次世代育成支援対策事業は、今年度策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て支援センター事業やブックスター

ト事業に係る経費を計上しているもので、事業費は983万円、本年度より1,247万5,000円の減となっております。

減額の主な要因は、子ども・子育て支援新制度の電算システム構築及び事業計画策定業務が終了したことによるものです。

特定財源として、国・県の保育緊急確保事業費補助金625万2,000円を計上しております。

主な経費としては、子育て支援センターの運営委託金のほか、子ども・子育て会議委員報酬20万6,000円、ブックスタート事業の運営経費11万9,000円でございます。

次に2目、児童措置費の児童手当支給事業は、中学校卒業までの児童を養育する家庭に手当を支給することにより、家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全育成を図るものでございます。

支給額は、3歳未満と小学生以下の第3子以降が1万5,000円、その他は1万円となり、事業費は4億296万円、支給対象児童の減少により、本年度より768万円、1.9%の減となっております。

特定財源としまして国、県の負担金を合わせて、3億4,156万8,000円を計上しております。

次に、127ページから129ページにかけて掲載しております、児童扶養手当給付事業は、母子や父子家庭等に対して、生活の安定と自立促進を通じ、その児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給するもので、2月末現在、227人が受給しております。事業費は、1億452万7,000円、本年度より100万2,000円、1%の減となっております。

特定財源として国の児童扶養手当給付費負担金3,484万2,000円を計上しております。

次に、129ページに掲載しております児童福祉施設入所委託事業は、DV等による帰宅先の無い母子家庭の母と子の入所及び保護とともに、自立支援を行うものでございます。

事業費は、243万7,000円、本年度より585万4,000円の減となっております。減額の主な要因は、入所委託世帯が本年度2世帯から1世帯に減少したことによるものです。

特定財源として、児童入所施設措置費等負担金、国・県を合わせて177万6,000円を計上しております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金支給事業でございますが、平成26年4月からの消費税率8%への引上げの影響等を踏まえ、本年度、子育て世帯に対し臨時的に支給した給付金ですが、新年度においても引き続き、支給されます。

事業費1,577万8,000円、本年度より2,765万1,000円、64%の減となっております。減額の主な要因は、児童1人当たりの支給額が1万円から3,000円に減額されたことによるものです。

特定財源として給付金及び給付に係る事務費全額が国庫負担となっております。

主な経費としては、給付金1,155万円を計上しております。

続いて3目、育所費の保育所運営事業は、町内4つの保育所へ保育を必要とする乳幼児の入所等を行うことにより保護者の就労と子育てを支援し、乳幼児の健全育成を図るというものです。定員は450人で運営しております。

事業費は、4億3,649万円、本年度より2,774万9,000円、6.8%の増となっております。増額の主な要因は、0・1・2歳児の入所児童数の増加による上昇を見込んでいるものです。

特定財源として国、県の保育所運営負担金、県の保育対策等促進事業費補助金を合わせて、1億4,301万7,000円、保育料である保護者負担金として9,086万4,000円を計上しております。

主な経費としては、保育にかかる委託料●億●●●万円、延長保育等の特別保育事業及び保育士等処遇改善等にかかる負担金及び補助金2,900万1,000円を計上しております。

130ページ・131ページをお開きください。

次に4目、児童福祉施設費の放課後児童健全育成事業は、昼間、家庭に保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るもので、小学校4校で運営しております。子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新年度から対象学年を4年生まで拡大するとともに、土曜日や夏休みなど長期休暇中の開始時間を30分繰り上げ、朝8時から開始いたします。

事業費は、4,282万9,000円、本年度より1,517万1,000円、54.9%の増となっております。

増額の主な要因は、対象学年の拡大に伴う支援員の増加、新しく増えるクラブ室の備品購入費、エアコン等設置工事費によるものです。

特定財源として、県の放課後児童健全育成事業費補助金 2, 284 万 3, 000 円、その他・保護者負担金等 817 万 8, 000 円を計上しております。

主な経費としては、支援員等報酬 3, 338 万 7, 000 円、教材費や光熱水費などの需用費 223 万 4, 000 円、備品購入費 120 万 7, 000 円、セキュリティ及びエアコン等の工事請負費でございます。

以上、3 項、児童福祉費の説明を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今説明がありました 68 ページの総務費の交通安全対策費、70 ページの防犯対策費と、86 ページの戸籍住民基本台帳費と、98 ページから 133 ページの民生費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

佛圓委員

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 保育所の運営費のことですが、委託されていますが、委託先である光生会、微妙さんとそれぞれと定期的な打ち合わせ、また、管理等について町とのコミュニケーションはどのようになっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 保育園 4 園と町との連携及び事業の運営・管理等のコミュニケーションだろうと思います。

定期的に行っておりますものは、3 月に 1 回の園長会議を定期的に行っています。特に新年度に入りまして、それぞれの入所に関しての変更点等についての運営について、色々園長さんからご意見をいただくことを積極的に行っております。

特に保育所につきましては、年度中途に随時、子どもさんがふえるということで、保育士の確保等を含めて、特に密接にその当たりのコミュニケーションとる必要があるということで行っています。

特に 12 月に入っては、次年度の申込み等のこともございますので、特に、在園時に

つきましては、漏れがないように保護者への周知、円滑な申し込みの方の手続き等もございまして、特に綿密に会議のほうを行っています。

そのほか施設運営、施設整備も含め、くまのみらい保育園につきましては、平成19年度から指定管理という形で行っております。特に修繕等色々と要望があるところにつきましては随時、現場の方に足を運びますし、問い合わせ要望等がありましたら、その都度現場の方で確認をしております。

特に新年度予算でも経常しておりますけども、くまのみらいにつきましては、グラウンドの排水が非常に悪いということで、雨が降ると水たまりも非常にできやすいということで配水工事の方もそういった要望等を受けて整備をするようにしております。

それと、今年度におきましては、二階の手すりの部分が、ハシゴ式になっているということで、登って落ちるといった危険があるということで改修を行ったこともございます。

その他、例えば老朽化についてでございますが、ひかり学園の方が非常に年数も経って老朽化しております。ということで、この辺も県の監査の方で指摘を受けておりますので、施設整備に向けた協議を進めているところでございます。

そうわ言いましても、児童・保護者に安心してもらうために保育園等は、園長、理事長の先生方等ともコミュニケーションを密にとっているような状況であります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 保護者からの不平・不満とかも役場の方へ直接苦情があるんじゃないかなろうかと思うますが、その点あるのか、ないのか、ということ。

また、幼児の虐待の問題、保育園の中でそのような先生との関係はいかがであるかということ。

もう1点、契約ですね。これは何年契約で、いつどの保育園が切れるんだということをお教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 保護者からのクレームにつきましては、実際のところは、ちよく

ちよくございます。保育園の保育士さんの対応が悪いとかということもございます。それと、まれに子どもが先生に叩かれたということもございます。その場合については、園長先生の方に事実確認をいたします。それで、いままでのケースでは特に、保護者の方から園を訴えるとか処罰を求めるというレベルのものではございませんでしたが、やはり事実確認をきちっとしてですね、有った場合については、きちっと園長の方に指導するといった対応をとっています。

それと契約についてでございますが、くまのみらい保育園につきましては、5年間の指定管理という形で契約しております。平成19年度から開始して5年間、それと今第2期目の契約が平成24年度から28年度までの5カ年の今その最中でございます。ということでみらいの方ではそういった形で5年契約を結んでおります。他の光生会の3園につきましては、これは、法定の委託という性質もございますので、特に何年契約ということではなくて、国の基準に応じたそれぞれ各年齢に応じた措置費といえますか保育費を園の方に委託料として支給しておるといような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 他にございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 107ページですけども、障害者総合支援事業の増額要因が発達障害児が増えたためというふうなお話があったんですけども、今年度に予算計上されています障害者相談支援員報酬というのがここには経常されていないんですけどもそれはどうしてなのでしょう。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） まず、増額の要因ですが、先ほど言いましたように発達障害児。認知をされたということではなかろうかと思っています。あとは、それを受け入れる事業所が3カ所だったのが4カ所に増えて、1人当たりが今までは待機があったということであまり使われなかったのが、できれば月曜日から金曜日まで毎日使ってらっしゃるといこともございます。



障害児の相談員ですけれども今まで町直営で1人相談員を置いておりましたが、それを新年度は置いておりません。理由といたしましては、お一人お一人にいわゆる介護保険で言うケアマネジャーていうのが障害者のサービスにも就くようになりました。それが今年度、今5割8割就けてそこに一人ずつケアマネジャーが就いている状況がございますので、そういうことで新年度は相談員の方は設置をしないということで減額というか載せていないということです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 大変なセクションでございましてドンドンンドン・・・も増えてまいりまして、私も含めて障害者が増えてまいりますので、大変なことになると思うんですが、1点原爆の件です。戦後70年の節目の年になりました。今現在原爆手帳を持っている方は何人くらいいらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 2月に被爆者検診を行っております。その対象者が730名となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 多いと見るか、少ないと見るか。いずれにしても70年経ちましたから減って来ていると思います。この件について、これ管轄は国なるかもしれませんが、健康管理をした結果報告。原爆によってどの程度の人が障害が発生したとか、諸々の報告はどんなヒードバックが入っていますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 特に原爆被害ということでのデータは出ておりません。健康診断の結果については、町の方に来ておりました、健康相談等を受けております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） これは、自治体が自主的に考えんやいけんことかどうか、国が財政と例の医療・介護の一体的な改革をされるのを待つのかですが、現実問題、原爆手帳を持っていらっしゃる方は医療費ただですよ。入院もただでございますね。すごく膨れ上がっておる医療費が、ドンドンドンしぼんでいくわけですよ。ということは、病院はお客さんがおらんようになるから困るわけですよ。患者さんというのはお客さんですよ。原爆手帳を持っている方は大歓迎ですよ。そういう中で体質改善は、セクションが違うんでしょ。この原爆手帳を管轄されている方と医療の関係は。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 原爆被爆者の手帳については、広島県の方でやっております。町の方では、その手続き上の相談であったら、書類を町の方に出してもらって県へ進達する事務はしています。

それから医療については、それぞれの医療保険の方が、自己負担分、原爆手帳を持っておられれば、無料になるということで、それぞれの医療保険の方が負担しておるという状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 私も観察をしていきたいと思っておりますが、ダンダンダン改革をね。医療保険も膨れ上がっています。

障害者もドンドン増えておりました、前回、中原先生が言われた生活保護者の医療費も膨れ上がっておりますね。これプラスだから健康で長生きというのもどうバランスをとるかだと思っておりますが、この当たり担当の県の方からも情報を入手されまして、

これは医療施設の方にもドンドン情報発信していかないといけんと思います。

よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） 今回の荒瀧委員の延長なんです、760名が今原爆手帳を、被爆2世の原爆手帳は今現在熊野町にどの位おられますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 被爆者2世については、手帳等は発行されておられません。

被爆者2世の定義が、両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり次のいずれかに該当するということで、昭和21年6月1日以降に生まれた方ということで、特に手帳など発行されていないので、ちょっと人数の方は把握できておられません。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） それは熊野がないということで、広島県とかは。どこもないんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） どこもないです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら続いて衛生費と商工費の一部について、説明をお願いします。

隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 132・133ページをお願いします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の保健衛生総務事業でございませんか。

ざいます。

この事業は、日曜日における在宅当番医制や入院・手術など緊急を要する夜間救急に対応する病院群輪番制を維持するための経費、県や他の市町、大学や医師会などが連携し医師や診療科の偏在解消などの課題に取り組む広島県地域医療推進機構の運営に要する経費のほか、健康管理システムの電算処理業務委託料など、保健衛生諸施策の推進に必要な経費を計上するもので、事業全体で1,518万3,000円、本年度より517万7,000円、51.7%の増額となっております。

増額の主な要因は、臨時で雇用する保健師及び事務補助職員の賃金、社会保険料等を合わせまして、511万5,000円の増額です。

特定財源、国県支出金91万6,000円は、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業にかかる国県補助金61万6,000円、自殺対策関連経費に対する県補助金30万円。その他41万2,000円は、臨時職員の社会保険料の本人負担分となっております。

主な事業費は、先ほど述べました臨時職員賃金394万4,000円、在宅当番医制運営事業等委託などの委託料●●●万●,●●●円、病院群輪番制の維持負担金320万8,000円、健康管理システムにかかる電算機械器具使用料122万7,000円です。

続きまして、134・135ページ2目、予防費の感染症対策事業でございます。

この事業は、乳幼児や高齢者に対して各種予防接種を行うことにより、感染症の発生やまん延の防止、感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症予防法に基づき結核検診を実施する経費を計上するもので、事業全体で6,134万円、本年度より343万2,000円、5.3%の減額となっております。

減額の主な要因としたしましては、子宮頸がんワクチン接種副反応による積極的勧奨の差し控えを見込み、予算を計上したことによるものです。

主な事業費は、結核検診や予防接種等の委託料●,●●●万●,●●●円です。

続いて、同じく2目、予防費の生活習慣病予防対策事業でございます。

この事業は、住民健診、健診結果に基づく保健指導や健康相談、広く一般住民を対象とした健康教育等を実施し、がんを始めとする生活習慣病の予防や早期治療による重篤化の防止、保健指導や健康教育等を通じ健康増進に関する普及啓発を行い、個人の生活習慣の改善を支援する経費を計上するもので、事業全体で4,536万8,000円、

本年度より204万8,000円、4.7%の増額となっております。

増額の主な要因は、各種健診業務委託料●●●万●, ●●●円の増額で、本年度の受診状況を踏まえ、各種健診受診者数を見込み、予算計上したものです。

特定財源、国県支出金213万2,000円は、がん検診推進事業国庫補助金102万2,000円、健康増進事業費県費補助金111万円で、その他229万7,000円は、広島県後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金169万7,000円、特定保健指導等受託収入44万円です。

主な事業費は、各種健診業務委託料●, ●●●万円、栄養士嘱託職員に対する報酬123万8,000円です。

続いて、136・137ページの3目、母子保健費の母子保健事業でございます。

この事業は、母子健康手帳の交付や妊婦健診、乳幼児健診や育児相談、乳幼児家庭への訪問事業や母子の歯の健康づくり等を実施し、母性を育むとともに、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進にかかる経費を計上するもので、事業全体で2,021万円、本年度より8万5,000円、0.4%の増額となっております。

特定財源、国県支出金79万4,000円は、未熟児養育医療にかかる国庫及び県費補助金76万6,000円、乳児家庭全戸訪問事業などにかかる国庫及び県費補助金2万8,000円で、その他41万7,000円は、未熟児養育医療にかかる本人負担金です。

なお、未熟児養育医療にかかる本人負担分は、乳幼児医療費として町から支出されません。

主な事業費は、妊婦健康診査等の委託料●, ●●●万●, ●●●円、乳児健診などにかかる医師等出務手当てなどの報償費197万7,000円、未熟児養育医療費の扶助費144万円です。

~~~~~〇~~~~~

〇民生部次長（光本） 続きまして、138・139ページをお開きください。

4目、環境衛生費、環境衛生事業は、環境衛生活動を行う団体や浄化槽設置整備などに取組む住民への支援、また、火葬場使用料の一部を助成することによって、環境衛生上の危害発生防止や、公衆衛生の向上に努めることを目的とした事業経費を計上しています。

事業全体で2,246万5,000円、本年度より193万9,000円、7.9%

の減額となっています。

特定財源として、国庫交付金 308万4,000円、県補助金 173万2,000円、県の受託事業収入 150万円を充てています。

減額の要因は、住宅用太陽光発電の設置に対する助成を中止したことによるものです。

主な事業費は、環境衛生活動を行う団体、葬祭費、浄化槽設置整備などの各補助金 2,222万5,000円です。

なお、浄化槽設置整備補助金は、25基分の助成を予定しています。

続いて、狂犬病予防対策事業は、狂犬病の感染、発症を防ぐため、飼い犬の狂犬病予防注射の接種を促し、接種率向上を図るとともに、野犬からの狂犬病感染や、人的被害防止に努め、安心して生活できる環境づくりに努めることを目的とした経費を計上しています。

事業全体で 14万8,000円、本年度より 65万5,000円、81.6%の減額となっています。

特定財源は、犬の登録等の手数料 14万8,000円です。

減額の要因は、本年度に犬の登録管理システムを更新し、完了したためです。

140ページ、141ページをお開きください。

続いて5目、公害対策費、公害対策事業についてご説明いたします。

この事業は、環境騒音等測定、大気簡易測定、河川水質調査を行い、大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭等の公害抑制及び防止に努め、快適な環境づくりを行うものの経費を計上しています。

事業全体で 328万1,000円、本年度より 4万6,000円、1.4%の減となっています。

特定財源といたしまして、騒音規制事務に係る県の事務委託金 9万2,000円を充てております。

減額の要因は、公用車の修繕料の減額です。

主な事業費は、環境測定等の業務委託料●●●万●,●●●円です。

それぞれの環境測定の数値は、環境騒音等測定が5箇所、大気簡易測定2箇所、河川水質調査は6箇所の調査を行うことを予定しております。

次に 142・143ページをお開きください。

4 款、衛生費、2 項、清掃費、1 目、清掃総務費、清掃事務事業は、循環型社会形成の推進に係る事務経費です。

事業全体で 2 1 万 8, 0 0 0 円、本年度より 8, 0 0 0 円、3.5%の減額となっています。

主な事業費は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬 6 万 9, 0 0 0 円、職員の時間外手当 1 3 万 9, 0 0 0 円です。

続きまして、2 目、塵芥処理費、廃棄物収集運搬事業についてご説明いたします。

この事業は、町内の家庭で発生するごみを適正に収集運搬する業務に必要な経費を計上しています。

事業全体で 6, 7 7 7 万 2, 0 0 0 円、本年度より 7 2 6 万 7, 0 0 0 円、12%の増となっています。

特定財源は、廃棄物対策に係る県補助金 1 8 1 万 7, 0 0 0 円、紙などの資源物の売却益など 7 3 7 万 3, 0 0 0 円を充てています。

増額の要因は地域清掃ごみ収集運搬業務の新規追加や労務単価の改定などによるものです。

主な事業費は、収集運搬業務等の委託料●, ●●●万●, ●●●円、ごみボックスの取付等工事費●●万円、資源回収団体補助金 7 0 万円です。

なお、収集運搬業務に関連するごみの分別は、本年度と同様の 5 種 2 1 分別となっています。

続きまして 1 4 5 ページにかけて、廃棄物中間処理・最終処分事業でございます。

この事業は、熊野町から発生した一般廃棄物を業者委託によって適正に中間処理・最終処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

事業全体で 3 億 1, 5 3 0 万 5, 0 0 0 円、本年度と比べて 2, 4 7 8 万 5, 0 0 0 円、8.5%の増額となっています。

特定財源は、廃棄物対策に係る県支出金が 1 6 万円、その他収入の 1, 2 1 0 万 5, 0 0 0 円の内訳は、紙などの資源物売払い収入 6 3 2 万円、容器包装リサイクル協会の拠出金 1 4 0 万円、一部事務組合の廃プラリサイクル補助金 4 3 8 万円などです。

増額の要因は、広域ごみ焼却場、安芸クリーンセンターの運営に関する負担金の増額です。

1 4 4 ・ 1 4 5 ページをお開きください。

次に、環境センター事務所棟維持管理事業は、指定管理者に環境センターの施設及び設備の維持管理、搬入された一般廃棄物の一時保管、廃棄物処理手数料の徴収などの業務を委託することにより、住民サービスの向上、経費の節減、効果的かつ効率的な運営などの効果を期待するとともに、廃棄物を衛生的かつ適正に処理して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、循環型社会の構築を推進するものです。

なお、本事業は、平成23年度から5年間の債務負担行為を議決して頂いており、新年度が最終年度となります。

事業全体で、1,100万円、本年度と比べて330万円、23.1%の減となっております。

減額の要因は、本年度に事務所棟の外壁修繕工事を実施し、完了したことによるものです。

特定財源は、廃棄物処分手数料の49万円を充てています。

次の3目、し尿処理費、し尿処理事業は、広島市と安芸郡4町が安芸地区衛生施設管理組合で、し尿及び浄化槽汚泥を共同で処理し、効率的な施設運営を図るものです。

事業全体で、3,729万円、本年度より468万6,000円、14.4%の増となっております。

増額の要因は、安芸地区衛生施設管理組合の負担金の算定方法の見直しなどに伴い負担金が増額したためです。

事業費の内訳と致しましては、安芸地区衛生施設管理組合の負担金3,199万4,000円と浄化槽減少化対策措置事業交付金529万6,000円です。

続いて146・147ページをお開きください。

次の3項、上水道費、1目、上水道費、上水道会計繰出金は、一般会計から企業会計へ繰り出す児童手当負担金50万円です。

次にページを少し飛びますが、156・157ページをお開きください。

6款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費で157ページ中段のやや上の消費者啓発事業をご説明でございます。

この事業は、月曜日と水曜日に開設しております消費生活相談窓口において、消費生活に関する苦情相談に対する助言や斡旋等を実施するとともに、広報・啓発活動を行うことにより、被害の未然防止に努め、住民が安全・安心して生活できる消費環境の推進を図るための経費を計上しています。



事業全体で130万2,000円、本年度より9万円、7.4%の増となっています。  
増額の要因は、消費生活相談員の通勤手当を新たに計上したことによるものです。  
財源は、県の消費者行政に関する補助金67万5,000円を充てております。  
主な事業費は、消費生活相談員の報酬107万9,000円です。  
以上で、商工費の説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ご説明をいただきましたが、質疑は明日13日9時30分から委員会を再開し行います。

暫時休憩します。

（休憩 16時42分）



平成27年 予算特別委員会 総務厚生分科会

(会議録 第2号)

1. 招集年月日 平成27年3月12日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成27年3月13日

~~~~~  
4. 出席委員 (14名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良弘	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	14番 佛圓 大源
15番 南田 秀夫	16番 馬上 勝登

~~~~~  
5. 欠席委員 (1名)

13番 尺田 公造

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副町長	立花 隆藏
教育 長	林 保
総務部 長	内田 充
民生部 長	清代 政文
総務部 次長	岩田 秀次
民生部 次長	光本 一也
企画財政課 長	宗條 勲
福祉課 長	加島 朋代
住民課 長	西村 隆雄

健康課長

隼田雅治

生活環境課長

中井雅晴

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立花一郎

~~~~~○~~~~~

8. 会議に付した事件

民生費

衛生費

商工費

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○総務厚生分科会進行役(山吹) 昨日に引き続き分科会を再開いたします。

衛生費と商工費の一部の説明を昨日受けましたので、132ページから147ページの衛生費と157ページの消費者啓発事業について質疑を行います。

質疑はございませんか。

中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員(中原) 141ページの環境測定があるわね、3カ所、環境、大気汚染とか。あれ、何年間ぐらい持つとの、データとして。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役(山吹) 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長(中井) ずっと採っているんですけど、10年は間違いなしにあります。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） データ的にどうね。河川のほうはきれいになるよとか、騒音はこうなる  
とかそういうグラフのようなものでは採ってない。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 数値では採っていますけど、一応基準内で入っというこ  
とで把握しております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 基準がわからんけど。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 水温、外観、臭気、・・・その他、銅と亜鉛、鉄、マンガン、  
クロム、カドミウムとかそういうものの数値で。騒音については町内5地点について、  
数値で採っております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 環境測定として、水質、それから騒音、それから大気・・・の測  
定をやっております。水質については、先ほど課長もしましたが、ほとんどの項目で検  
出されないということで推移しております。それから大気については何ぼか数値を持っ  
とるんですが、経年での比較、ちょっとしておりませんので、そこらあたりまた経年  
の変化も見るようにしたいと思います。それで、基準の中といいますか、通常の生活に何  
も問題ないというレベルでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 145 ページなのですが、下段までいかんのですが、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金、2億5,376万円ってあるんですけど、これの根拠というか、例えば、これが毎年どれぐらいのごみの数量が搬入されて、各市町から、それがどういう形でこの割合になつとるのかというところと、それから総数量じゃないですけど、そこらのごみの持ち込みの量、各町、それからうちがどれだけ、それからそれがどういう割合でなっているのか。それと、あと延命というので確か去年だったかと思うんですけど、その延命に関する事業負担というのはこの中にどれだけ入っているのか。そこらあたり、その割合にしてもどうなのだろうかというところを教えてくださいませんか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） クリーンセンターの負担割合でございますが、広域ごみ処理で均等割で経費の5%、経費の負担割合が平成27年度で21.1%が熊野町の負担割合となっております。それから、これで、27年度の経費が全部で12億円で、うち熊野町分が2億5,376万円余りとなっております。

それから、長寿命化でございますが、全体で30億3,433万4,000円となっており、工事費が平成27年度が●, ●●●万●, ●●●円余りとなっております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） ごみの負担割合ということですが、これは1月1日現在の人口の割合でございます、4町の。21.2%、何パーセント、21%ちょっととなっていると思います。

それから、延命化に関する工事ですが、先ほど課長申しましたが、3年間の全体で30億円余りということです。今年度の工事費が●億●, ●●●万円ほど工事費が計上してありまして、そのうち4町の負担が5,117万円、熊野町の負担は1,069万円という状況でございます。ごみの割合というと、ごみがどれぐらい入っているか、総量、私のほう、今数字持っておりませんが、たしかごみとしては熊野町、分別が進んでおりますので、人口割よりはごみの量は少なかったというように記憶しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） そのこの部分のごみの搬入量と負担を掛け算したほうが我が町にとっては得じゃないかなって感じがするんですよね。それを提案できないものなんですかね、安芸クリーンセンターというか、この関係事業、安芸地区衛生組合ですか。そういうのは考えることできないんですかね。やっぱり受益者負担、負担という言葉があるのであれば、やっぱりたくさん出される量の町にはそれなりの負担をお願いしたりとかいうことを提案できないんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 当初、この施設については建設時に負担割合を決定しております。そのときに1月1日の人口割ということで決めております。当初決まったその負担割合、継続していくわけですが、その量についても各市町の努力があるということなんですが、うちの場合には廃プラ、これを分別しておりますので、廃プラを分別しているということで、たしか四・五百万円だったと思うんですが、その部分については町のほうへ還元といいますか、計算されているということでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 今のそれは置いときまして、延命ですよ、長寿化いうんですかね、それに関しての負担割合も単純に21.1%で考えていいんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 建設時の人口の割合ということでなっております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。





て15年ということ、もう始まってしもうたのかな、改めてそこらあたりを精査して、ごみを出す量が少ない町には少ないような負担にする、たくさん出す町にはたくさんご負担いただくという、よく使われる受益者負担というところをもうちょっと考えてもらって交渉してもらうことはできないのかなと。そういうふうに思いますけど、どうですかね。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） 今回の延命化の工事についてはもう既に始まっておりますし、ただ、運営費については今後もあるということで、ごみの量ということも考えられるかと思えますので、提案という形にはなるかと思いますが、また課長会議等通じてそういうことで考えられるかどうか協議といいますか、提案をしていこうと思います。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~〇~~~~~

○委員（藤本） そこへ言及するわけでもないんですけど、なぜそんなことを言うかといいますと、よもやま話の中でごみ袋の有料化という問題が三原あたりでも去年から始まったわけですけど、そのごみ袋が例えば熊野町だけが有料にした場合ですね、やはり1割2割はごみの量は減るわけですよ。何年かたったら元に戻るらしいんですけど、実際には、なれてきて。だけど、万が一そういうケースにいたったときに、1年先、2年先に、その人口割で行ったときに、じゃあ海田町は無料でごみは出せるけど熊野町はナイロン袋を買わねばいかんとなったときに必ず減ってくるんですよ、当初1年ぐらいは。そしたら減り方も十何パーセントぐらいごみの排出量が減ってくるわけですよ。そうすると何か人口割というのはすごく不利益のような気がするんですよ。そこらも踏まえたら、やはり考え方も変えてもらう時期が来とるんじゃないかなと思うんですよ。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） ただいま委員申されたとおり、有料化の第一の目的というのはごみの減量化だというふうに我々も考えております。そういった意味で現在有料化について

踏み出してないのは、やはり現在でも非常に分別、住民の方にも負担をかなり協力して  
いただいております。そこらもあって有料化という形はとってないんですが、有料化す  
るということになれば当然ごみの量も減るということで、そのところは一つの町のほ  
うで提案する必要はあるのかと考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 私の思います結論的な考え方は、要するに1市4町でやるにあたって、  
特に坂町に主導権を持っていただいて、坂町にご迷惑をおかけしているのは重々理解し  
ておりますが、言いなりというわけじゃないですけど、やはり町長も理事として出席さ  
れるはずですので、会議の中で、そういう公平な形で分担割合ができるようなものを常  
にお考えいただいてこちらからも言えるように、共同で運営するわけですから、やっ  
ていていただきたいと。言いなりでない、言いなりになっているというわけではないん  
ですけど、言いなりにならない、これ以上言いなりにならないようにやってほしい  
など、結論的にはそういうことをずっと考えておりましたので、言わせていただきま  
した。

ごみ袋を有料にせえというのは一切思っていないんですけど、たまたまそうなったと  
きに、そういうふうな例も出てくるんじゃないんだろうかと。4町が足並みをそろえて  
やるのであればそうですけど、どこかの町だけがそういう形で動き始めたとしたら、減  
量のためにですね、そのときはやっぱりそういう状況、搬入量とか排出量とかそれに  
応じてやってあげたほうがいいんじゃないのかなと思っただけでございまして、ごみ袋有  
料にせえということは一言も言っておりません。皆様、来月よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） おはようございます。143ページの不法投棄ごみの問題なんですが、  
お聞きしたいのはどういったことをされているのか、ごみステーションを定期的に回っ  
ておられるのか、それとも北部農道とかを見回りするのかといったところをお聞きしたい  
と思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） ごみステーションにつきましては、パトロール、ごみステーションに限らず、林道等も回っております。パトロールで高能協に委託しているのが、毎週水曜日の午後がパトロールと、それからごみステーションに残るのが一番困っているのが、適正に分別されているのは収集業者が持って帰れるんですが、実際に分別されていないもの、これが業者と何回か意見を聴取した中で、積みおろしができない中間処理場、また環境センター、クリーンセンターも、コンビニで買って弁当の残飯とビン・カンと一緒にあるもの、これはいつまでも残ってしまいます。それが、ステーション、2カ月に1回回収してもらおうのと、また年末に今年は130カ所全部2回回ったんですけど、1回目でもすぐ出てくるような状態で、そういうのが一番課題としてあります。

もう一つ、残る原因の一つ、大型ごみですが、地区の境にあるのが住民はちょうど呉地と出来庭と川角の境にあるステーション、その地区の方がそれぞれが自分の地区の大型ごみ出すんですけど、そのステーションはもう出来庭しか収集しないと。これ、ごみステーション、大型ごみの回収状況回ったときに気がついたんですけど、それでそれまでステーションに地区の番号入れとったんですけど、それを年末にシールで、ここは出来庭のごみステーションですよというシールを張って対策をしたりとかがあります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） なぜそういったことを聞くかというのと、町民の方がごみステーション、出すマナーにもあるんですが、時々捨ててはいけないバッテリーとか消火器、テレビなんか置いてあるのをちよくちよく見る。最近はないけど、あるんですね。そうなった場合にパトロールされる方が張り紙だけをして、これを出した方は引き下げてくださいというような張り紙はしてあるけど、1週間、10日ずっと置いてあると。それがいつの間にかなくなってるんだけど、そういった場合は何日かは警告というか、そういった張り紙をして、最終的にはそれはどうなんですか、引き上げるいうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。



によその方がとおりに掛けて持って投げられると、近所のだけのごみステーションへよその地区の方が投げて逃げられるというようなことあるんですが、何かいい対策方法はないですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 地区外からの持ち込み、これが分別してあれば収集時に持って帰ることができるんですが、えてして地区外からの持ち込み、分別してないということで、私どものところで御相談いただいているのも、そういうケースがほとんどでございます。対策としましては、どうしても置かさないということが、常時見張ることはできませんので、やっぱり一番幹線道路沿いといたしますか、車をとめやすいところがやはりそういうケースが多うございます。そういったところについては、場所の移転とかいうようなことも地区の人と話をしながら進めているんですが、なかなかいい手だてがないというのが現状です。今、地域によっては鍵を掛けられたりとかいうようなこともされておるようです。一長一短に町民のルールということですので難しいんですが、地域のほうと相談しながら考えていきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 139ページの浄化槽の設置があるけど、補助金が、補助率は何ぼになる。補助率というか、何ぼ補助する。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 補助率3分の1です。住民に対しては5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円、単独撤去の場合が9万円となっています。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。





えるけどどうなんかなと思いつつも、やはり業者も食べていかないと困りますから、自分の身を削りながらやっていくのもかわいそうというか、事業を続けることができなくなってもらっても、たちまち町民が困るわけですので、そういう部分を例えば80%まで上げて、たった5%のことでありますけど、それでその人たちの人件費何なりが上がってくるのであれば、僕はそれのほうがごみの収集だけじゃなくて、いろんな部分で円滑に回るんじゃないかという気がするんで、これは今すぐお答えいただいてもしょうがないことだと思うんですが、今後そういう入札なり何なりのときに、そういう考えをいただいて、安ければいいのは物品ぐらいじゃろうと、僕は思うとりますんで、人が絡むものに関しては余りたたくべきではないというふうに思っております。お答えは結構でございますが、以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 143ページ、廃棄物収集運搬事業なんですけれども、これが資源回収団体の補助金が今年度より来年度この予算ちょっと減っているんですけど、減っている理由を教えてくださいのと、あとこの委託料なんですけれども、埋め立てごみとびん類缶類が一緒に書いてあるんですけど、これは要するに一緒になったから補助金が減っているのか、今年度には書いてなかったんですけども、地域清掃ごみ収集運搬業務というのが新しくここに記載されているのは何か変わったことがあったのか、その辺の説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） まずコミュニティ回収の補助金ですが、これは現在、回収団体登録してあるところに事前に調査をしまして、その申込料は勘案して予算計上させていただいております。

それから2点目のびん・缶と埋め立てですが、これがびん・缶が第2週と第4週、埋め立てが第3週で、これが業務が重なるのとびん・缶同時に同一業者で責任持ってもらって回収してもらったらというのも含めて一つにしています。

そして3点目の地域収集は、これまで自治会さんが地域の夏に発生する草など刈られ



た分を今職員で、年間50回程度クリーンセンターまで運んでいたのを、収集あわせて一緒にぶっこみで委託加えたということで新規事業にさせていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） ですから、びん類・缶類・埋め立てごみは同一業者にしたということですね。この補助金が減っているのは、回収団体の申し込みが少なかったということではないんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 二つあります。今話題のごみの件、どうかどうかという意見ばかり多いんで私は建設的な意見を申したいと思うんですが、バイオマスといいまして、ごみは捨てればごみですが、生かせば資源になるんですね。随分、ボイラーの性能がよくなりました。今形あるものはめげるんです。15年でまた改修改修なるんじゃ、地域熱源、発電という発想で、長期的には地域で発電して送電するのが一番効率がいい。佛圓先生の御提案がありましたように、今度はプールの対応が、町長さん、お約束がございますね。このプールの熱源も、要は地域で発電をして、熱源として活用できれば健康にも使えるわけですね。だから、ごみというのは、そういう意味では限りない資源をもっておりますので、企画型のセンサー伸ばして、町長が先頭に立たれてリーダー出さなきゃいけません、どんどん世の中かわりよります。資源を効率がよくなる、石炭もどんどん効率がよくなってますよ。だから、中電も石炭発電に踏み込んでらっしゃいます。送配電も分離になります。もう近々さまざまなことが変わってきますので、そのあたりの精査をもたれて、ごみも必ず資源になります。

ごみの1点でいえば、消費者保護の問題です。157ページ、生活相談、これはTPPも含めてどんどん外国製品が動き出します。一時期マックかどこかで変なもんが入るとということで、わーっとマスコミが騒げばああいう話題になるわけですが、今の言うごみの問題も消費者の啓蒙の一部です。消費者の意識をどう変えるかなんです。例えばの例ですよ、熊野も筆の生産80%というのを公言されてました。でも、この根拠

はない、あるところが発表しとるだけ。修正されて多分大半という方向になられたと思うんです。ということは、このご時世インターネットがどんどん進んで、自分の会社をきれいにきれいに見せるばかりの情報ばかりが多いんです。で、本当の情報は何かというのをつかむのは、消費者個人個人を育てなきゃいけないのですよ。そういう意味で、消費者保護の中でどういう問い合わせが出てきているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） バイオマスの件につきましては、将来のための研究ということで意見を承りたいと思います。

それから、消費者相談ですが、ほとんどがといたしますか、クーリングオフしたケースもございます。高いもの買ったんじゃないけどどうじゃろうかとかいうような相談もございます。平成25年度の数字しか持ってないんですが、61件ほど相談を受けております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 私の例であれかもわかりませんが、私の妻がヘルパーしております。それぞれの家に参ります。冷蔵庫の料理とか掃除が中心でございます。冷蔵庫の中空けます。いろいろな商品が入っております。テレビショッピングでどんどんPRで買ってため込む。ヘルパーが見てどこかおかしいなというチェックが入ったりします。だから、本当に町内チームでやっていけないけん。消費者保護の方、一人おられますね、生活環境課にいておられる。1人でどこまでされているかは詳しくわかりませんが、町内における者が弱者、要は情報が足りない方を助けるように情報発信いただいて、ヘルパーの視点からもこのお宅はおかしいよと。私も弁当を配達しております、何か変なことがありゃ、わし相談乗りますよということもしておりますが、どこかでひっかかるように努力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 139ページ、浄化槽の建築費のことなんですけれども、今年度23基分だったのに対して来年度25基分ということで2基ふえているんですが、これはどういった理由なんでしょうか。今年度申請があったのに、補助ができなかったとか、何かしらの理由でふやしているのかなというのが気になりますので、お答えください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 5年計画でこの浄化槽の補助金の申請をしとるんですけど、実際には今年度も5件程度ですごく減っています。一昨年ですかね、さかの横に、調整区域に住宅がたくさん建ったんで、そのときにたくさんあったんですけど、今、減少傾向で、現在補助の交付申請の件数と現状の今年度とあわせて大幅に減ってますので、段階的に下げているということです。

以上でございます。

5カ年計画で計上しておるところなんですけど。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 先ほど来から出よるごみの件で、143ページ、いろいろ対策をされとられとるんでしょうが、今の不法投棄等のパトロール業務いうものは、ここに謳うてあるんですが、今の資源ごみですよ。俗に言うカラスですかね。取って帰りさる人がおりしゃるね。これ、この手の資源ごみというのは、ある程度の財産ですよ。これに対する監視というものはないんですかね。というのが、私もこのところ、ちよくちよく見るんが、取りに来とる、明らかに。業者でない方が取りに来とられる。あれは、一応熊野町いうて一応トラックに書いてあるんですね、それ、見過ごして通り過ぎてしばらくしてとまって、後ろを見よる。取りに来とられる人が何の気ないふりして、その場をちょっと移動する。パトロールと思われる熊野町の手おらんりさるじゃね。戻ってきてまた帰りさるんじゃね。やりようがないのかもわからないのですが、その辺どのように思われとってかな、思うて、ちょっと教えてもらいたい。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 職員と警察、交番ですが、また専門員、警察のOBで来ていただいております。まず、巡回パトロールは今の早朝、夜間のパトロールもしてもらって  
ますが、交番にも各地区の資源物、紙・布の収集とびん・缶の収集のときには毎月スケ  
ジュールを渡して、交番のほうへ依頼かけて、日に3回、日中、早朝、夜間も一応ミニ  
パト・・・警らバイクによって毎日・・・行っていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 片川委員

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） たちごっこでやりようがないいうところですかね、今のところ。私はよ  
う見るんが、町のトラックですよ。巡查さんが回ってそれを啓発しよるのは私は見たこ  
とないですね、実際ね。軽トラ、町の車くりゃ、たちごっこで、最終的には持って帰  
りさる人のほうが執念が強いんかもう思って私はいつも見よるんですが。その辺が町が  
町として軽トラ1台回して見たようなふりしてそのまま見過ごしとるような状態に見え  
るときもあるんですよ。そのときに資源ごみの日に町の職員がちょっとこう補助して  
平素1台しか出んもんが3台出るとかいうようなことは無理なんですかね。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 職員も交通安全の青い回転灯をつけた分で早朝回らしたりとか  
しております。それと、現実には今の高能協のパトロールで写真を撮っていただいて、そ  
れも交番にこういうのがおりますと写真をことづけて、車両番号がはっきりわかる車の  
形の写真をお願いしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） ありがとうございます。それと、先ほど来から浄化槽の、私も気になっ

とったんで、話が出よるんですが、ちょっと教えていただきたいんですね。設置、整備補助金というのがありますよね。145ページのほうで、浄化槽減少化対策措置事業交付金、これ、どういう意味なんですか。ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中井生活環境

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（中井） 減少化対策は、これは安芸地区の衛生センターにかかる分ですが、熊野町も公共下水道の普及に伴いまして、水洗便所になる前の浄化槽とそれから普通のくみ取り式のところの仕事がなくなった分に対して、仕事が減少したことに対する補助金で、5年でする分が来年度が最終年になっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにないですか。

ないようでしたら、特別会計へと移りたいと思います。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について、説明をお願いします。

西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 国民健康保険事業特別会計について説明いたします。

冊子のちょうど中ほどに、薄い緑色の仕切り紙がございますが、そこからは国民健康保険事業特別会計の予算案となっております。

国民健康保険では、疾病、負傷、出産及び死亡という4つの保険事故に対して保険給付を行うとともに、特定健康診査など医療費適正化のための取組を行っております。

本町の被保険者の状況ですが、本年度の月平均の被保険者数は、約6,900人で、減少傾向にあります。

また、自営業者や農業従事者を主な被保険者として発足しました国保ですが、現在では、加入者の5割以上の方が65歳以上であるなど、高齢化が進んでいる状況です。

こうした状況の中、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の主体となることを柱とした国保制度改革が進められており、現在、国と地方の協議などの場において、国保制度の構造的な問題の解決や、県と市町村の役割分担などが議論されております。

それでは、予算案のうち、主だった内容について説明をさせていただきます。

まず歳入ですが、14・15ページをお願いします。

1款、国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分を計上しておりまして、その総額は16ページの上段にございますように、5億6,371万4,000円。本年度より2,764万4,000円、4.7%の減となっております。

款・項・目の目ですが、一般被保険者と退職被保険者等とに区分しております。この退職被保険者等とは、厚生年金などを受給している65歳未満の方とその扶養家族を指します。医療費の一部が、現役の時に加入していた健康保険からの拠出金で賄われることから、経理上、一般被保険者と退職被保険者等に分けて予算計上するもので、歳入、歳出とも、随所にこの表現がございます。

なお、退職者医療制度につきましては、平成20年の法改正で廃止が決定されており、27年度以降はこの制度への新規加入がなくなるため、このため、今後、退職被保険者は減少してまいります。

続いて、16・17ページの中段、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金の療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金の納付に要する費用等に対し、国が32%の定率で負担するもので、5億996万1,000円。

高額医療費共同事業負担金は、高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みへの拠出金に対し、国が1/4を負担するもので、1,751万5,000円。

特定健康診査等負担金は、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用の基準額に対し、国が1/3を負担するもので、385万3,000円を見込んでおり、国庫負担金の総額は、5億3,132万9,000円。本年度より7,815万1,000円、17.2%の増となっております。

次の2項、国庫補助金の財政調整交付金は、先ほどの定率負担金のみでは解消できない、市町村間の財政不均衡の是正を図る目的で交付金されるもので、1億4,905万6,000円。本年度より556万7,000円、3.9%の増となっております。

18・19ページをお願いします。

4款、療養給付費等交付金は、先ほど申しました退職被保険者等の医療費に対し、旧来加入していた職域保険からの拠出金を原資とする交付金で、退職被保険者等にかかる医療費から、1億9,272万9,000円。本年度より150万6,000円、0.8%の増となっております。

次の5款、前期高齢者交付金ですが、国保には疾病リスクが高い高齢者が多く、現

役世代が加入する職域保険との間で生じる財政的な不均衡を調整するために、職域保険からの拠出金を原資として交付されるもので、12億4,592万6,000円。本年度より、4,077万4,000円、3.2%の減となっております。

この交付金が減少する要因としましては、前々年度の交付金額の確定による精算の影響によるもので、もらい過ぎとなった交付金の返納が生じることによるものです。

次の6款、県支出金、1項、県負担金において、高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同額を見込み、1,751万5,000円。特定健康診査負担金は、385万3,000円。県負担金の総額は、2,136万8,000円。本年度より235万4,000円、9.9%の減となっております。

次の2項、県補助金の財政調整交付金は、国の財政調整交付金と同じ趣旨で交付されるもので、1億8,079万9,000円。本年度より4,955万3,000円、37.8%の増となっております。

20・21ページをお願いします。

7款、共同事業交付金の、1項、高額医療費共同事業交付金、2項、保険財政安定化事業交付金は、いずれも高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みによるものでございます。

医療費が極めて高額となる患者の発生は、小規模な市町の国保にとって大きな財政リスクとなります。そこで、こうした保険者のリスクを軽減するため、県内各市町が一定の資金を国保連合会に拠出することにより、実際の支出額に見合う収入が得られるいわば再保険のような仕組みでございまして、保険者が負担する医療費の59%の額が交付されます。

この2つの共同事業でございしますが、これまでは、高額医療費共同事業では80万円を超える医療費を対象とし、保険財政安定化事業では30万円を超え80万円までの医療費を対象としておりました。

このうち、保険財政安定化事業の対象医療費が法改正で拡充されることになり、これまでは、30万円以上の医療費が対象とされていたところですが、27年度以降は、1円以上、すなわち全ての医療費を対象とすることとされました。

この対象医療費の拡充により、保険財政共同安定化事業交付金の額が大幅に増額となりまして、共同事業交付金の総額で7億1,425万4,000円。本年度より3億9,323万2,000円、122.5%の増となっております。

下段の 9 款、繰入金、1 項、他会計繰入金の一般会計繰入金ですが、一般会計が収入する国庫負担金や地方交付税を特別会計に財源移転する、いわゆる法定繰入れが、説明欄に記載しております保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金で、これらの合計は、1 億 2, 836 万 3, 000 円。

次のその他一般会計繰入金は、法定外の任意の繰入金で、事務費分や、町の医療費助成事業の実施に伴う給付費増額相当分の補償措置、及び予備費の財源とするものとして、6, 503 万 7, 000 円。これらの総額で 1 億 9, 340 万円。本年度より 3, 002 万 4, 000 円、18.4%の増となっております。

続きまして主な歳出でございます。

26・27 ページをお願いします。

1 款、総務費の 1 項、総務管理費は、被保険者の資格管理などを行う電算処理関連の経費などを計上する一般管理費、被保険者数に応じて国保連合会の運営経費を負担する連合会負担金で構成し、総額 1, 850 万 5, 000 円。本年度より 767 万 2, 000 円、70.8%の増となっております。増の要因といたしましては、個人番号制度に係るシステム改修等に係る経費が増となったことによります。

次の 2 項、徴税費の賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に伴う経費として、主に納税通知書などの郵送料や電算処理関連経費などで、合計 272 万 3, 000 円。本年度より 14 万 8, 000 円、5.2%の減となっております。

28・29 ページをお願いします。

3 項、趣旨普及費は、国保制度を周知・説明するために被保険者などに配布する「国保のしおり」の印刷製本費 27 万円を計上しております。

以上、総務費は 2, 149 万 8, 000 円。本年度より 751 万 3, 000 円、53.7%の増となっております。

次の 2 款、保険給付費の 1 項、療養諸費は、通院や入院に伴う医療費を医療機関に支払う療養給付費、柔道整復やコルセット等の治療用装具などの費用を給付する療養費と、次の 30・31 ページにございます国保連合会に支払う審査支払手数料で構成し、総額としまして、22 億 1, 437 万 6, 000 円。本年度より 8, 082 万 1, 000 円、3.8%の増となっております。

続いて 2 項、高額療養費は、窓口での患者負担額について、一定の負担上限額を超えた場合に給付を行う高額療養費。また、健康保険と介護保険の両方に自己負担がある



場合、その1年分を合算して一定の負担限度額を超えた場合に給付する高額介護合算療養費で構成しまして、総額2億9,382万円。本年度より3,205万3,000円、12.2%の増となっております。

32・33ページをお願いします。

中段の4項、出産育児諸費は、出産育児一時金として、1件あたり42万円を給付するもので、医療機関へ直接支払いを行うことから、国保連合会への支払手数料を含め、本年度の実績を勘案しまして、本年度と同額の25人分、1,050万6,000円を見込んでいます。

続いて、下段、5項、葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合、葬祭費として3万円を給付するもので、本年度と同額の58人分、174万円を見込んでいます。

以上、保険給付費は25億2,044万4,000円。本年度より1億1,287万4,000円、4.7%の増となっております。

34・35ページをお願いします。

3款、後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対し、国保の被保険者数に応じて拠出するもので、事務費拠出金と合わせて、3億6,719万9,000円。過年度分の精算額の関係で、本年度より703万5,000円、1.9%の減となっております。

36・37ページをお願いします。

中段の6款、介護納付金は、介護保険制度における介護給付や介護予防事業の総額の29%にあたる医療保険納付対象額について、介護保険第2号被保険者である40歳以上65歳未満の国保被保険者数に応じて納付するもので、1億425万9,000円。過年度分の精算額の関係で、本年度より2,662万9,000円、20.3%の減となっております。

次の7款、共同事業拠出金ですが、歳入において高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みとして申しましたが、80万円を超える医療費を対象とする高額医療費共同事業と、27年度から1円以上の医療費から対象となる保険財政安定化事業への拠出金で構成し、38・39ページになりますが、総額で、7億4,634万6,000円。本年度より3億9,989万4,000円、115.4%の増となっております。

次の8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費は、40歳以上の被保険者に健康診査を実施し、併せて、内臓脂肪症候群いわゆるメタボリックシンドロームに該当

する方などに保健指導を行うもので、主な経費としては、栄養士報酬123万8,000円、受診券や、結果通知などの郵送料等として役務費152万9,000円、健診等委託料●, ●●●万●, ●●●円など、40・41ページになりますが、総額で1,565万7,000円。本年度より5万6,000円、0.4%の増となっております。

2項、保健事業費は、医療費通知に要する郵送料、後発医薬品差額通知作成業務に係る委託料など、総額●●●万●, ●●●円。本年度より7万5,000円、1.7%の減となっております。

以上、保健事業費は1,994万2,000円。本年度より1万9,000円、0.1%の減となっております。

こうした内訳により、歳入歳出合計額は、38億152万5,000円。本年度より4億8,654万3,000円、14.7%の増となっております。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 暫時休憩します。再開は10時50分。

（休憩 10時34分）

（再開 10時50分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど、説明を受けました国民健康保険事業特別会計について質疑を行います。

質疑はありますか。

荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） これは私の課題の一つだ。医療費の適正化なんです。大きな課題ですね、これ、国民健康保険。これは今どんな議論が起こっておりますか。医療費適正化。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 医療費の適正化、医療費の削減ということで、本町は整備しているところでございますが、まず医療費の通知をさせていただいております。2カ月に一遍、受診された医療機関の、何ぼかかっているかとか、そういったものを通知させていただ

いているところ、それから、それに合わせて後発医薬品、ジェネリック、これに関しては差額通知も送らせていただいております。こうした主に2つさせていただいて、医療費の削減の取り組みをしている。それから、特定健診を受けていただいて、早く悪いところを見つけていただいて、重篤化する前に見つけていただいてという、そういったところを重点的に徹底しているという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） それは町での議論ですか。組合、県、どのレベルの議論なんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 今申しました取り組みにつきましては、国あるいは県の全体的にしている状況とっております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） さっきの話に戻る。TPP、大きな話です。これも医療も全部入ってくるんですね。お医者さんというのは、独占権力者なんよ。ここの指示がないと死亡診断書も出ないとかね。でも、このあたりからどんどん解体の動きは出てないですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 医療の自由化ということなんかもわかりませんが、医療については、国の決められた診療報酬、薬価によって請求をされております。そうした中、今議論になっているのが、混合診療、自由診療と保険診療についてをどうするかというような議論は国のほうではなされているようです。

先ほどの適正化でもう一つ言いますと、レセプトのチェック、今、全部、電算化になって、全部じゃないですけど電算化ということで、そういった意味では必要のない投薬

であったりとか、そういうチェックは進んでいるというふうに考えております。

また町のほうでもそれに合わせまして、重複受診等については保健師が訪問したりするなどして医療費の削減に合わせて努めているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 町内歩いてきますと、やっぱり非常に所得が低い。年金生活になると、いろいろ救済策はあるんですが、生活費を安く、生活コストを安く生きていきたいと、長期高齢化になりますからね。ぜひ地方の声としては、医療の根本的な議論をしてくださいと、枝葉の話じゃなくて。それをぜひお願いをしていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら、続きまして後期高齢者医療特別会計について説明をお願いします。

西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算書におきまして、国保特別会計の次は公共下水道事業特別会計ですので、その次になります。

後期高齢者医療制度は、強制加入となる75歳以上の方などを被保険者として、県内の市町が設置した広域連合が保険者となり、保険給付等を行う制度です。

町は、広域連合が賦課した保険料を徴収するとともに、広域連合に対しまして、その徴収した保険料などを納める保険料負担金、町が負担すべき療養給付費負担金、及び事務費分賦金を納付する事務のほか、被保険者に対する窓口サービスを行っております。

被保険者数は、本月、3月の月初め現在で3,422人であり、増加をしております。

それでは、予算案につきまして、説明させていただきます。

まず、主な歳入でございますが、10・11ページをお願いします。

1款、後期高齢者医療保険料は、広域連合による試算値を基に、計2億4,376万6,000円。本年度より945万1,000円、4.0%の増となっております。

3款、一般会計繰入金ですが、町の特別会計や広域連合における事務費の財源とする事務費繰入金1,655万7,000円、療養給付費の一部を広域連合に法定負担する財源とする療養給付費繰入金2億6,823万6,000円、保険料軽減による減収分に充てる保険基盤安定繰入金を5,064万2,000円としております。これらは、一般会計において県負担金として収入したものや地方交付税により措置されたものを、特別会計に財源を移転するもので、総計3億3,543万5,000円。主に療養給付の支払いに充てるための療養給付費繰入金の増により、本年度より3,338万5,000円、11.1%の増となっております。

次に、主な歳出でございます。

14・15ページをお願いします。

1款、総務費の1項、一般管理費では、被保険者の資格管理などを行う電算処理関連経費としての委託料、使用料及び賃借料などの合計で●●●万●,●●●円。個人番号制度導入のシステム改修にかかる経費等の増により、本年度より294万6,000円、203.9%の増となっております。

2項、徴収費は、保険料納付書などの郵送料として役務費41万4,000円などの計上により、合計55万8,000円を計上し、総務費の合計で494万9,000円。本年度より294万2,000円、146.6%の増となっております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の事務費を負担する事務費分賦金として1,165万3,000円、療養給付費の約8%に相当する額を町が広域連合に法定負担する療養給付費負担金を2億6,823万6,000円、徴収した保険料等を納める保険料等負担金の2億4,239万4,000円などとしております。総計は5億7,431万7,000円。本年度より3,989万4,000円、7.5%の増となっております。

これは、被保険者に係る療養給付費及び保険料収入の増加に伴うものでございます。

こうした内訳により、歳入歳出合計額は、5億8,026万7,000円。

本年度より4,289万6,000円、8.0%の増となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、後期高齢者医療特別会計について質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようでしたら、介護保険特別会計について説明をお願いします。

加島福祉課長。

~~~~~〇~~~~~

○福祉課長（加島） 介護保険特別会計についてご説明いたします。

予算書は後期高齢者に続いての仕切りからでございます。

介護保険特別会計には、介護保険サービスの給付及びそれに係る事務や介護予防事業及び地域包括支援センター運営事業などの地域支援事業を行う保険事業勘定と、地域包括支援センターが事業所となり、要支援1及び2の認定者に対しケアマネジャーとしてケアプランの作成を行う、サービス事業勘定がございます。

それでは、20・21ページをお願いします。

保険事業勘定の主な歳入からご説明いたします。

1款、保険料は、65歳以上の介護保険料で、5億2,717万7,000円の内、90%に当たる4億7,368万9,000円を現年度分特別徴収保険料として、10%に当たる5,298万8,000円を現年度分普通徴収保険料として見込んでおります。

3款、支払基金交付金は、40歳から64歳までの介護保険料を支払基金を通じ、介護保険給付費及び地域支援事業費の介護予防事業費に対する法定負担割合の交付を受けるものです。1目、介護給付費交付金5億5,647万6,000円は保険給付費の28%分で、2目、地域支援事業交付金458万6,000円は、地域支援事業費の中の介護予防事業費分の28%分となっております。なお、負担割合が、本年度の29%から、新年度は28%に減額されております。

4款1項、国庫負担金から、22・23ページの5款2項の県補助金までは、保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担分の国、県からの交付金及び補助金となっております。

6款、繰入金の1項、一般会計繰入金ですが、1目、2目、続きまして24・25ページの3目については、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担割合による町負担分としての一般会計からの繰入金です。

4目、その他一般会計繰入金の事務費繰入金は、被保険者の資格管理や介護認定事務などの事務費に対する繰入金で、介護保険料軽減負担金は、消費税増税を財源として

行われる低所得者に対する保険料軽減措置分の一般会計からの繰入金です。

続いて、歳出のご説明をいたします。

28・29ページをお願いします。

1款、総務費の一般管理費は、被保険者の資格管理に必要な経費で、事業費は1,473万2,000円で、本年度より667万5,000円、82.8%増となっています。

歳入の国県支出金230万円は、介護保険制度改正に対応するための介護システム改修費に対する補助率1/2の県補助金です。

増額の要因は、マイナンバー制度やクラウド及び介護保険制度の改正に対応するための介護システム改修委託料と、国保連への伝送が光回線に変わるためのLAN配線工事を行う経費を計上したことによるものです。

主な事業費は、介護システム改修委託料、機械器具使用料●●万円及び工事請負費です。

次の賦課徴収費は、介護保険料の賦課及び徴収に必要な経費で、事業費は551万3,000円で、本年度より24万2,000円、4.6%増となっています。

主な事業費は、保険料の納入通知書を送付する通信運搬費92万6,000円、保険料の賦課徴収を行う電算システム委託料、それから機械器具使用料●●●万●,●●●円です。

30ページ、31ページをお願いします。

介護認定審査会費は、5人の審査員で構成された審査会を新年度からは4つ設け、月4回開催する審査委員20人に対する報酬です。

事業費は369万6,000円で、本年度より71万4,000円、23.9%の増となっています。

増額の要因は、委員数を本年度の15人から20人に増やしたことによるものです。

次の認定調査等費は、要介護認定に必要な調査及び主治医の意見書徴取に係る経費で事業費は1,054万4,000円で、本年度より27万9,000円、2.7%増となっています。

主な事業費は、主治医意見書作成手数料として671万7,000円、認定調査業務委託料です。

次に、2款、保険給付費についてですが、まず、1項、介護サービス等諸費は、要

介護1から要介護5の認定者の施設及び居宅サービス給付費を計上しております。

1目、居宅介護サービス給付費は、訪問介護・ヘルパー派遣や通所サービス・デイサービス、短期入所・ショートステイや、また福祉用具のレンタルなどの給付費で、6億3,755万7,000円です。

2目、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設入所サービス給付費で、7億7,859万5,000円です。

32・33ページをお願いします。

3目、居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや、入浴用いすなどの購入に係る経費で、288万5,000円です。

4目、居宅介護住宅改修費は、手すりの設置や段差解消などの住宅改修に係る経費で、592万2,000円です。

5目、居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費として、7,000万5,000円です。

6目、地域密着型介護サービス給付費は、町が指定し、町民のみが利用できる認知症高齢者グループホームや、小規模多機能型などの給付費で、2億104万5,000円です。

以上の、1項、介護サービス等諸費の総額は、16億9,600万9,000円で、本年度より337万3,000円、1.8%減となっています。

減額の要因は、新年度から、介護給付費単価が概ね2.27%減額されたことによります。

34・35ページをお願いします。

2項、その他諸費、審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会による介護給付費請求に係る審査支払手数料です。

事業費は、136万4,000円で、本年度より56万3,000円、29.2%減となっています。

次の3項、高額介護サービス等費は、一定額以上の介護サービス料を負担された方に対し払い戻しを行うもので、事業費は、介護と介護予防併せて、2,829万1,000円、本年度より447万7,000円、13.7%減となっています。

次の4項、高額医療合算介護サービス等費ですが、36・37ページにかけて掲載しております。



介護保険と医療保険の世帯負担額に年単位で上限額を設け、その超過額を払い戻すもので、その内の介護保険負担分について計上しております。

36・37ページをお願いします。

その事業費は、介護と介護予防併せて、280万8,000円で、本年度より73万2,000円、20.7%減となっています。

次の5項、特定入所者介護サービス等費は、施設入所やショートステイ利用時の居住費及び食費の利用者負担について、所得状況に応じて負担の限度額を設け、上回った額の支払いをするものです。

事業費は、介護と介護予防併せて、9,080万2,000円で、本年度より27万3,000円、0.3%減となっています。

38・39ページをお願いします。

6項、介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2と認定された要支援者が利用する居宅サービス給付費を計上しています。

事業費は、1目から5目までを併せ、9,964万9,000円で、本年度より1,332万9,000円、15.4%増となっています。

各目の事業内容は、先程説明しました1項、介護サービス等諸費と同様ですが、要支援者は特別養護老人ホームなどの施設サービスの利用ができませんので、施設サービス給付費はありません。

40・41ページをお願いします。

3款、地域支援事業費ですが、地域支援事業は、介護保険サービスとは別に、高齢者が要介護状態になることを予防したり、要介護状態になった場合も住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるよう、地域の実情に応じて実施するもので、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業と、新たに事業実施が義務付けられた、認知症総合支援事業等からなります。

まず、1項、介護予防事業費、1目、介護予防高齢者施策事業ですが、40・41ページから、42・43ページ上段をお願いします。

この事業には、健康課が実施する介護予防地域支援事業と、福祉課が実施する介護予防地域支援事務事業に係る経費を計上しております。

事業費は併せて、2,414万1,000円で、本年度より246万円、11.3%増となっております。

増額の要因は、新たに、地域においてリハビリ専門職による事業を行うことによるものです。

主な事業費は、2名の職員人件費と、西部地域健康センターで実施する生きがいサロン委託料及び、地域でのリハビリ活動事業委託料です。

42・43ページ下段、2項、包括的支援事業・任意事業の1目、包括的支援事業費ですが、地域包括支援センターの運営に必要な経費で、事業費は、2,334万7,000円で、本年度より59万2,000円、2.6%増となっております。

主な事業費は、専門職3人の人件費と、2つの相談支援センター委託料です。

44・45ページをお願いします。

2目、任意事業費ですが、事業費は444万1,000円で、本年度より22万6,000円、4.8%減となっております。

減額の要因は、認知症サポーター養成講座などに係る経費を、次の3目、認知症総合支援事業費に移行したことによります。

主な事業費は、成年後見人謝金の55万2,000円、緊急通報体制等整備事業委託料、扶助費として要介護者を介護している低所得者に対し紙おむつを支給する、家族介護用品給付費の60万円です。

46・47ページをお願いします。

3目から5目の事業は、新しく義務付けられた、新年度からの新規事業です。

まず、3目、認知症総合支援事業費ですが、この事業は、認知症に対する正しい知識の普及・啓発や、認知症の早期診断・早期対応するための事業に必要な経費を計上しており、主な事業費は、認知症ガイドブック作製のための印刷製本費10万3,000円、認知症地域支援推進員の研修参加等の負担金8万円です。

4目、在宅医療・介護連携推進事業費ですが、この事業は、医療と介護が連携し、包括的・継続的な在宅医療・介護を提供することに必要な経費を計上しており、主な事業費は、町内の医療機関及び介護サービス事業所の情報を掲載したガイドブック作成のための印刷製本費10万6,000円です。

5目、生活支援体制整備事業費ですが、この事業は、高齢者支援のための多様な主体による生活支援サービスの充実や、生きがいや介護予防につながる高齢者の社会参加を図るなどの体制整備に係る経費を計上しており、主な事業費は、協議体委員謝金10万4,000円、協議体運営委託料です。

48・49ページをお願いします。

4款、基金積立金ですが、介護保険料は介護保険事業計画期間である3年間の介護給付費から算出しておりますが、初年度、中間年度、最終年度と徐々に増加する介護給付費の総額からの算出であり、新年度はこの3年間の初年度にあたるため、余剰金が生じることから、1,991万9,000円を計上しております。

保険事業勘定の説明は以上です。

続きまして、サービス事業勘定のご説明をいたします。

62・63ページをお願いします。

歳入は、介護予防サービス費収入として、要支援1及び2の認定者のケアプラン作成料として921万6,000円、次の、その他一般会計繰入金は、人件費に対する一般会計からの繰入金として、173万円です。

64・65ページをお願いします。

歳出ですが、事業費は1,094万6,000円で、本年度より184万円、20.2%増となっております。

増額の要因は、予防プラン作成委託件数の増加によるものです。

主な事業費は、職員1名の人件費と、町内などの居宅介護支援事業所への予防プラン作成委託料です。

介護保険特別会計の説明は、以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、介護保険特別会計について質疑を行います。

質疑はありませんか。

民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） この介護保険事業にはたくさんの税金が使われているようでございます。

数点お尋ねしたいと思いますが、町内の高齢者グループホームにおいて介護業務によって事業者が順守しなければならない管理者や従業員の人員、適正なサービスが行われていないということをお聞きすることがございました。町は各事業所の運営状況をどの程度把握しているのか、また直接施設のほうに行ってその実態を調べているといったようなことを聞かせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） まず、グループホームに限らず、地域密着型のサービス、ほかに小規模多機能型が3カ所と、グループホームが2カ所ございますが、年に1回、必ず実地指導に出向いております。また、2カ月に1回、各事業所が運営推進会議というものを、外部の方も入られてます。ほとんど民生委員さんですとか、そういう方が入られて施設内の状況等について協議をする運営推進会議をどこの事業所も2カ月に一遍開かれておりますが、その運営推進会議にも必ず町の職員が一緒に出向いて、施設内の状況等把握しております。言われたように、その中でやはり気になる箇所は何点かございます。その都度施設の管理者及びあとは法人のほうに向けて出向いて指導等助言は行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） そこで、加島課長も大体の私が言いたいこともわかつとる思うんですが、人員基準なんですけど、3人に1人はいなければならないという基準はございますが、それはできてますか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 人員基準については最低限クリアしなければいけないところでございますので、そのあたりはきちっと事業所とやりとりをしてクリアしていることは確認しております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） また、職員いうか、支援員がよくかわられると言われるようなことも聞くんですが、それはいろいろあろうかと思えます。入所者及びその家族は自宅では介護できないので、地域密着型の施設のサービスを求められておるわけでございます。事業者には弱い立場となっているのは事実かと思えます。町は事業者が介助や機能訓練などのサービスを適正に行っているのか、定期的にその指導、監督というのは、利用者の人

数だけで事業費を支払うというのも聞いたんですが、その点どうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 事業費というのは介護給付費で賄うところでございますので、国が決めた給付単価、それに応じての給付費を保険者のほうから支払わさせていただきます。その他一般財源を特別に出してというルール外というものは一切どこもしておりませんし、多分、県内どこの事業所もそういう手厚い手当等を行われていないのではなかろうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） もう1点ほど、全国でニュース、高齢者のサービス施設での事故等、たまに耳にすることもございますが、本町でもそういった事故、実際起きている、事故が起きて、なぜ救急車で運ばれて5日間ほど連絡なかったというようなことも聞いとるんですが、その点はどうしてそういう事情があったわけですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 事業所から事故といいましても、転倒による骨折が主なものでございます。予期せぬことでそういう事故は起こり得ることではございますが、そういう場合はまずは電話連絡で一報をすぐにいただくということは義務づけております。その後、文書による事故報告をいただいて、それを精査して何らかの事業所の指導を行っておりますが、今、委員御指摘のように何日か保険者である熊野町に対して報告がなかったということはございました。それに関しては厳しく法人のほうに指導はいたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） 大きな事故が起きないうちにやはり町としても利用者の声を聞きながら、またそういった指導、監督をこれからもしていただきたいと思います。また、加島課長からの早急の返答を、相談に来られた方もやっていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 21ページの、被保険者保険料なんですが、この滞納繰り越し分の保険料というのは、どういった経緯で計上されているんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 滞納繰り越し分の保険料についてですが、毎年どうしても何年からの繰り越しは現実に発生はしております。基本的にはいただくように文書の催告、電話催告等で行っておりますが、特に介護保険は医療保険と違いまして、使わなければ支払わなくてもいいんじゃないかというような方もいらっしゃいますが、年々保険料の基準額が上がるとともに滞納額も、人数というよりは滞納額自体が上がってしまうというようなこともございますが、基本的には毎年1,000万円近い滞納を繰り越しがあったりしております。できる限り保険料徴収していただくように、特に収納推進と連携をとりながら保険料の収集には積極的に行ってまいりたいとは思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかに。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 以前、一般質問でも申し上げたんですけれども、町内でもやっぱりそういった声はよく耳にします。保険料は払うけれども使うことがないっていう負担感をすごく訴えられる方が多いんですけれども、助け合いということでお話をさせていただ

てるんですが、やはりそういった方々に何かメリットになるような、前回も一般質問でボランティアポイント制度の話をさせていただきましたが、何かそういった形のことを考えていただければ、少しは滞納に関しても変わってくるのではないかと思いますので、難しい問題ではあると思うんですけども、いろいろ方法を考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら、以上で当分科会での審査は全て終了とします。

それでは、審査報告につきまして、進行役において報告書を作成したいと思います。

報告書作成のため、暫時休憩します。

（休憩 1 1 時 2 5 分）

（再開 1 1 時 2 7 分）

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き、分科会を再開します。

分科会報告書を作成しましたので朗読します。

---

（案）

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

予算特別委員長 山 吹 富 邦 様

総務厚生分科会

進行役 山吹 富邦

### 平成 2 7 年熊野町議会予算特別委員会総務厚生分科会審査状況報告書

本分科会は、平成 2 7 年予算特別委員会において付託された次の件について、3 月 1 2 日、1 3 日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

#### 1 審査議案

議案第 2 0 号 平成 2 7 年度熊野町一般会計予算のうち、議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、消防費、公債費、諸支出金、予備費について

- 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について  
議案第 2 3 号 平成 2 7 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 2 4 号 平成 2 7 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 

○総務厚生分科会進行役（山吹） ただ今の分科会報告書を、予算特別委員会に報告することとしますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今の分科会報告書を予算特別委員会で報告することに決定しました。

皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

（散会 1 1 時 3 0 分）



平成27年予算特別委員会 産業建設分科会

(会議録 第1号)

1. 招集年月日 平成27年3月13日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開議年月日 平成27年3月13日

4. 出席委員 (14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 15番 南田 秀夫  | 16番 馬上 勝登  |

5. 欠席委員 (1名)

13番 尺田 公造

6. 説明のために出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 三村 裕史 |
| 副町長    | 立花 隆藏 |
| 教育 長   | 林 保   |
| 総務部長   | 内田 充  |
| 建設部長   | 森本 昌義 |
| 総務部次長  | 岩田 秀次 |
| 建設部次長  | 民法 勝司 |
| 企画財政課長 | 宗條 勲  |
| 上下水道課長 | 沖田 浩  |
| 開発指導課長 | 林 武史  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長

立花一郎

~~~~~○~~~~~

8. 会議に付した事件

総務費

農林水産費

土木費

公共下水道事業特別会計

水道事業会計

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 13時30分)

○産業建設分科会進行役(大瀬戸) ただ今から、平成27年予算特別委員会産業建設分科会を開催します。それでは、平成27年度の事業ごとにおける予算について、各担当から説明を受けたいと思います。

最初に総務費の一部と農林水産費、土木費について、説明をお願いします。

民法建設部次長

~~~~~○~~~~~

○建設部次長(民法) 建設部の予算説明に関しまして、建設課、上下水道課においては、A4判の事業箇所図をお配りしていますので、この資料をご参考にしてください。

それでは、70・71ページをお願いします。

2款、総務費、1項、総務管理費、8目、住居表示費、住居表示事業でございます。

この事業は、住宅の建築等に伴う住居表示の設定、その管理に伴う住居表示台帳の整備などに係る経費を計上するもので、事業全体で23万2,000円、本年度より2万3,000円、9%の減となっております。

減額の要因は、台帳修正業務委託料の減によります。

歳入のその他収入1,000円は、住居表示案内図等の雑入です。

主な事業費は、住居表示台帳修正に係る委託料と街区表示板の購入等、維持管理に伴う消耗品費です。

72ページの企画費以降、民生費、衛生費は総務部及び民生部で説明しておりますので、少しとびまして、146・147ページをお願いします。

5款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費、農業委員会でございます。

この事業は、熊野町農業委員会に関する諸経費及び農家台帳作成等に係る経費を計上するもので、事業全体で1,134万2,000円、本年度より57万1,000円、5%の増となっております。

増額の要因は、農地利用状況調査に伴う報償費の増によります。

歳入の県支出金167万円は、農業委員会交付金110万円と機構集積支援事業補助金57万円で、その他収入9万4,000円は農業者年金業務委託手数料等です。

主な事業費は、農業委員14人の報酬377万7,000円、農家台帳等作成等に係る委託料とその電算処理関係の機械器具使用料●●●万●,●●●円です。

148・149ページをお願いします。

2目、農業総務費、農業啓発推進事業でございます。

この事業は、地域農業の発展と生産意欲の高揚を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に行う「農業祭」開催に係る経費を計上するもので、事業全体で62万1,000円、本年度とほぼ同額です。

事業費は、農業祭実行委員会補助金40万円と時間外手当です。

次に、3目、農業振興費、農業振興対策事業でございます。

この事業は、戸別所得補償等農業振興に係る事務全般の経費を計上するもので、事業全体で164万4,000円、本年度より42万2,000円、20%の減となっております。

減額の要因は、農業再生協議会交付金の減によります。

歳入の県支出金103万2,000円は、農業再生協議会交付金72万2,000円、数量調整円滑化事業補助金等31万円です。

主な事業費は、農業生産行政協力員9名の報酬60万2,000円、農業再生協議会交付金72万2,000円、各種協議会等負担金26万4,000円です。

150・151ページをお願いします。

鳥獣被害防止対策事業でございます。

この事業は、農林産物に被害を及ぼすイノシシ、ヌートリアなどの有害鳥獣の駆除並びに防除を目的とし、その被害防止に係る経費を計上するもので、事業全体で264万7,000円、本年度とほぼ同額です。

歳入の県支出金22万3,000円は、鳥獣被害防止総合対策交付金です。

主な事業費は、鳥獣被害対策実施隊員報酬25万1,000円、有害鳥獣捕獲報奨金38万円、有害鳥獣駆除班補助金60万8,000円、有害獣防除用施設設置事業補助金67万1,000円です。

4目、農地費、土地改良事業でございます。

この事業は、国費による町内5箇所のお朽化したため池の耐震点検業務を計上するもので、事業全体で86万6,000円、本年度の5%となっております。

減額の要因は、一反田池改修事業が本年度で完了したことによります。

歳入は、補助率100%の国庫補助金80万円で、事業費のほとんどは委託料です。

次に、単町農業基盤整備事業でございます。図面番号1番で、熊野北農道舗装補修事業と表示しています。

この事業は、農業基盤の保全を図るため、農業用施設の維持補修を行うもので、事業全体で820万4,000円、本年度の約1.5倍となっております。

増額の要因は、熊野北農道の舗装補修工事の実施によります。

歳入のその他収入350万円のうち、300万円は基金繰入金で、残り50万円は農業用水路等の受益者分担金です。

主な事業費は、熊野北農道舗装工事と農業基盤整備等の工事請負費です。

152・153ページをお願いします。

2項、林業費、1目、林業振興費、林業振興対策事業でございます。

この事業は、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、里山の荒廃を防ぎ、自然とのふれあい等を目的とした森林整備に係る経費を計上するもので、事業全体で332万6,000円、本年度とほぼ同額です。

歳入の県支出金290万円は、ひろしまの森づくり交付金で、その他収入17万6,000円は、基金繰入金と鳥獣飼養許可証交付手数料です。

主な事業費は、里山林整備事業委託料です。

次に、小規模崩壊地復旧事業でございます。

この事業は、昨年夏の豪雨で城之堀地区の山腹の一部が崩落し、復旧の要望が出されたことにより、県費補助事業で実施するもので、事業全体で317万円です。

歳入は、補助率50%の県補助金158万5,000円、その他収入79万2,000円は負担率25%の土地所有者負担金です。

主な事業費は、設計業務委託料と工事請負費です。

154・155ページをお願いします。

林道維持管理事業でございます。

この事業は、林道施設の利用者の安全を確保するため、維持補修工事等を実施するもので、事業全体で110万7,000円、本年度の約10%となっております。

減額の要因は、千ヶ峠林道舗装工事と東深原林道用地測量業務の完了によります。

主な事業費は、林道維持補修の工事請負費です。

下段からの6款、商工費は、総務部・民生部により説明しております。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 続きまして、158・159ページをお願いします。

下段の方ですけども7款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費、道路管理事務事業についてご説明します。

この事業は、道路、河川の管理や占用物の許認可、官民境界の確定事務を行うものです。

事業全体は、375万7,000円で、主な事業費は、道路台帳の修正などに要する委託料●●●万●, ●●●円です。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 160・161ページをお願いします。

2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費、県営事業及び土木一般事業でございます。

この事業は、県が施工した県単独事業に係る事業負担金等を計上するもので、事業全体で549万4,000円、本年度より101万円、22%の増となっております。

増額の要因は、県事業費の増加による事業負担金の増によります。

歳入のその他収入27万2,000円は、嘱託職員社会保険料納付金です。

主な事業費は、嘱託職員1名の報酬180万円、県営道路等改良事業負担金300万円です。

~~~~~〇~~~~~

○開発指導課長（林）　続きまして、162・163ページの中ほどをご覧ください。

2目、道路維持費、道路維持管理事業でございますが、この事業は、日常的な道路や河川の維持管理を行うもので、事業全体は、3,449万4,000円で、本年度より2倍となっています。

増額の要因は、建設中の西公民館南側の駐輪場整備及び皇帝ハイツ調整池の浚渫に要する工事請負費の増額です。

歳入の国庫支出金275万円は、道路橋梁費補助金、その他収入2,092万円は、道路占用料359万3,000円、基金繰入金1,700万円及び臨時職員の社会保険料納付金等32万6,000円です。

主な事業費は、臨時職員1名の賃金207万2,000円、道路照明の電気料などの光熱水費336万円6,000円、町道の街路樹管理業務や道路維持のための高齢者能力活用協会への委託料、道路附属物の修繕や調整池の維持に要する工事請負費です。

~~~~~〇~~~~~

○建設部次長（民法）　164・165ページをお願いします。

町内一円道路維持事業でございます。

この事業は、住民の道路交通の安全性を確保するため、町道及び権限移譲された県道について維持補修を行うもので、事業全体で2,608万8,000円、本年度より192万4,000円、8%の増となっております。

増額の要因は、県からの移譲事務交付金増額による工事増などによります。

歳入の県支出金1,023万円は分権改革推進移譲事務交付金で、その他収入1,550万円のうち、1,500万円は基金繰入金で、残り50万円は水道工事復旧負担金です。

事業費は、権限移譲された県道の維持修繕業務委託料と、町内一円の道路維持修繕の工事請負費です。

次に、(国庫)町道舗装修繕事業でございます。

この事業は、町道の主要幹線道路等で、老朽化した舗装の修繕を、国庫補助事業を活用して行うもので、事業全体で2,200万円、本年度の2倍となっております。

歳入は、補助率55%の国庫支出金1,100万円、地方債810万円、その他収入290万円は基金繰入金です。

事業費は、工事請負費です。

次に、道路維持事務事業でございます。

この事業は、町道施設の維持管理等に伴い発生する事務的経費を計上するもので、事業全体で113万2,000円、本年度より17万3,000円、13%の減となっております。

主な事業費は、時間外手当58万5,000円、公用車の維持経費です。

続きまして、3目、道路新設改良費、町道局部改良事業でございます。

図面番号2番で、実施予定の3箇所を表示しています。

この事業は、町道の局部的な改良工事を実施するもので、出来庭地区2箇所と中溝地区の計3箇所の改良を予定しております。

事業全体で907万7,000円、本年度の約1.7倍となっております。

歳入のその他収入900万円は基金繰入金で、主な事業費は、用地測量委託料と工事請負費です。

166・167ページをお願いします。

道路新設改良事務事業でございます。

この事業は、町道施設の新設、改良に伴い発生する事務的経費を計上するもので、事業全体で231万5,000円、本年度より41万1,000円、15%の減となっております。

減額の要因は、設計用ソフト購入費の減等によります。

歳入のその他収入1,000円はコピー代等の雑入です。

主な事業費は、時間外手当68万円、公用車の車検等の維持経費、積算システム使用料です。

次に、くまの産業団地事業でございます。

この事業は、本年度水道施設の整備が完了した「くまの産業団地」に道路照明設備を設置するための経費を計上するもので、事業全体で54万円です。

主な事業費は工事請負費です。

次に、町道深原公園線・鞆ノ河内工区新設事業でございます。

この事業は、深原地区準工業地域方面へ200メートル延伸する道路の用地測量を実施するもので、事業全体で292万6,000円、本年度より58万2,000円、25%の増となっております。

歳入は、補助率55%の国庫補助金160万円、地方債110万円です。

事業費は、用地測量設計委託料です。

168・169ページをお願いします。

(国庫)町道堂ヶ迫呉地奥線改良事業でございます。図面番号は3番です。

この事業は、町道堂ヶ迫呉地奥線の幅員の狭い100メートル区間を幅員4メートルへ国庫補助事業により本年度から2年計画で拡幅するもので、新年度は残り90メートル区間を改良します。

事業全体で1,550万円、本年度の約3.5倍となっております。

歳入は、補助率55%の国庫補助金770万円、地方債560万円、その他収入220万円は基金繰入金です。

事業費は、工事請負費です。

次に、都市再生整備事業・熊野団地地区・道路でございます。図面番号は4番です。

この事業は、これまで継続的に整備しています熊野団地側溝改修工事で、本年度から都市再生整備計画により3年間での完了を予定しております。

事業全体で2,692万円、本年度より108万円、4%の増となっております。

歳入は、補助率約40%の国庫補助金960万円、地方債1,540万円、その他収入190万円は基金繰入金です。

事業費は、団地側溝の工事請負費等です。

次に、町道呉出来線改良事業でございます。図面番号は5番です。

この事業は、槇ヶ迫交差点付近とゆうあいホーム前の離合困難な2箇所を拡幅するため用地測量設計等を行うもので、事業全体で400万円、本年度の約3倍となっております。

歳入のその他収入400万円は基金繰入金で、事業費は、用地測量設計と物件補償費算定業務委託料です。

次に、町道藪太央線改良事業でございます。図面番号は6番です。

この事業は、町道藪太央線において、町道出来中溝線との交差点から60メートル区間の拡幅をするため、用地取得を行うもので、事業全体で1,240万8,000円、本年度の約2倍となっております。

歳入は、補助率55%の国庫補助金660万円、地方債480万円、その他収入100万円は基金繰入金です。



事業費は、鑑定手数料と用地購入費です。

続きまして、4目、橋梁維持費、(国庫)橋梁維持修繕事業でございます。

図面番号7番で、主な2箇所を表示しています。

この事業は、25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中溝地区の馬橋や新宮地区の時山橋など老朽化の著しい橋梁の補修工事と計画的な点検を行うもので、事業全体で2,550万円、本年度の約2.4倍となっております。

歳入は、補助率55%の国庫補助金1,320万円、地方債970万円、その他収入260万円は基金繰入金です。

事業費は、調査測量委託料と工事請負費です。

170・171ページをお願いします。

3項、河川費、1目、河川管理費、町内普通河川改修事業でございます。

この事業は、町内一円の普通河川の災害を防止し、地域住民の安全を確保することを目的として、改修、浚渫、維持補修等を実施するもので、事業全体で656万2,000円、本年度より40万7,000円、7%の増となっております。

増額の要因は、土砂浚渫工事の増で、事業費は、工事請負費です。

続きまして、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費、都市計画一般事業でございます。

この事業は、都市計画審議会等に関する事務並びに各種協議会への負担金を計上するもので、事業全体で37万8,000円、本年度とほぼ同額です。

主な事業費は、都市計画審議会委員6人の報酬6万9,000円と各種協議会等負担金19万円です。

歳入のその他収入1,000円は、都市計画総括図等の雑入です。

~~~~~〇~~~~~

〇開発指導課長(林) 続きまして、170・171ページ一番下から次のページにかけての建築開発一般事業です。

この事業は、都市計画法や国土利用計法等に基づく許認可事務の進達、営繕事務及び都市再生整備事業に係る経費を計上しています。

事業全体は、2,533万9,000円で、歳入の国・県支出金761万3,000円は、都市再生整備計画事業交付金で760万円及び土地利用規制等対策費補助金1万3,000円、地方債は、1,430万円、その他収入の323万8,000円は、

基金繰入金 260 万円及び屋外広告物許可手数料等 63 万 8,000 円です。

主な事業費は、都市再生整備計画事業として実施する団地緑地等の整備に係る工事請負費です。

次に、172・173 ページの中ほど木造住宅耐震診断補助事業です。

この事業は、耐震改修促進法に基づき、地震による被害から住民の生命財産を保護することを目的に、民間の木造住宅に対し、耐震診断費の補助を行う事業です。

歳入の、国庫支出金 10 万円は、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金です。

事業費は、木造住宅耐震診断費補助金の 20 万円です。

次に、子育て定住促進事業です。

この事業は、子育て世代の定住を促進し、人口の維持・地域の活性化を図るため、住宅を新築又は、中古住宅を購入する際の支援措置として、助成金を交付する事業です。

歳入の国庫支出金 40 万円は、都市再生整備計画事業交付金です。

事業費は、子育て定住促進助成金の 2,100 万円です。

なお、新年度は 3 年間限定で行って来たこの事業の最終年度となります。

~~~~~〇~~~~~

○建設部次長（民法） 続きまして、174・175 ページをお願いします。

2 目、公園費、都市公園緑地管理事業でございます。

この事業は、公園・緑地の適正な維持管理に係る経費を計上するもので、事業全体で 1,943 万 9,000 円、本年度より 264 万円、12%の減となっております。

減額の要因は、呉地公園トイレ改修工事の完了によります。

歳入のその他収入 297 万 1,000 円は、基金繰入金 290 万円と電柱設置等の行政財産目的外使用料です。

主な事業費は、植栽管理業務や草刈業務等の委託料、公園敷地の土地借上料 153 万 3,000 円です。

次に、深原地区公園管理運営事業でございます。

この事業は、深原地区公園の管理運営を指定管理者の「NPO 法人きらら会」に委託するための費用を計上するもので、事業費は、519 万 8,000 円、本年度より 9 万 8,000 円、2%の増となっております。

増額の要因は、光熱水費の増によります。

歳入のその他収入 16 万 8,000 円は、自動販売機設置負担金です。

次に、都市再生整備事業でございます。176・177ページをお願いします。

この事業は、都市再生整備計画に位置づけられた熊野団地内の公園、緑地の整備を行うもので、事業全体で648万円、本年度の3倍となっております。

増額の要因は、柿迫公園、神田公園、防主山緑地の整備を行うことによります。

歳入は、補助率約40%の国庫補助金240万円、地方債310万円で、事業費は、工事請負費です。

次に、3目、公共下水道費、熊野町公共下水道事業繰出金でございます。

この事業は、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金を計上するもので、事業費は、3億610万4,000円、本年度とほぼ同額です。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 続きまして、5項、住宅費、5目、住宅管理費、町営住宅管理事業です。

この事業は、町内の公営住宅9団地、72戸の維持管理を行うもので、事業全体は1,470万9,000円で、本年度より44%の減となっております。

減額の主な要因は、重地住宅1号館の外壁の修繕が終わったことによるものです。

歳入の国庫支出金56万円は、公営住宅等ストック総合改善事業補助金、その他収入の1,231万円は、家賃収入です。

主な事業費は、土地借上料488万8,000円、施設の保守点検や維持管理に要する委託料及び老朽化した木造の町営住宅の取壊しなどを行うための工事請負費です。

次にコーポラス熊野管理事業は、コーポラス熊野住宅39戸の維持管理を行うもので、事業全体は291万8,000円です。

歳入のその他収入291万8,000円は家賃収入です。

主な事業費は、簡易的な修繕料80万円、消防設備の保守点検等の委託料及び住宅の応急的な修理などを行うための工事請負費です。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 180・181ページをお願いします。

6項、地籍調査費、1目、地籍調査費、地籍調査事業でございます。

この事業は、土地行政の基礎資料となる地籍を明確にするための費用を計上するもので、事業全体で282万5,000円、本年度より37万2,000円、15%の増となっております。

増額の要因は、地籍調査業務委託料の増によります。

歳入のその他収入1,000円は、コピー代等の雑入です。

主な事業費は、地籍調査推進委員9人の報酬5万2,000円、地籍測量業務委託料です。

一般会計については、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） それでは、70ページの住居表示費、146ページの農林水産費から181ページまでの土木費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

山吹委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山吹） 165ページ、7款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費、町道舗道修繕事業ですが、これは主な場所っていうのはあるんですか、点々とあるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 今回、要望しておりますのが、ちょうど呉萩線、町道呉地と萩原の境のあたり、広南工作所あたりですか、あのあたりを370メートル。それから初神中央線、ちょうどパチンコ屋がナポレオンでしょうかね、あそこから初神方面、こちらのほうを200メートル。以上2カ所を予定しております。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ほかにございませんか。

佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 149ページの農家の個別保障なんですよね。これ、何世帯ぐらいで金額的にはどれぐらいなんでしょうか。この保障ができてから何年かたちますけど、その状況を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法次長。





よう、県道の石風呂池のほうへ細いこうメチを入れたみたいに修繕をしたりとかいうことが昔ありよったけどね。まあ、一遍見て、できりゃあね、どなたに頼まれたということはないけど、でこぼこがひどいということで、また、できりゃそこらも全舗装いうかやってみてくださいや。

〇産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

〇建設部長（森本） まず現場のほうへ行かせていただいて、把握をさせていただきます。それからまた御返答させていただきます。よろしくお願ひします。

〇委員（大瀬戸） ぜひまあ、よろしくお願ひします。

〇産業建設分科会進行役（大瀬戸） 荒瀧委員。

〇委員（荒瀧） 済みません。今の舗装というのは本当どんどんふえております。これは自治会長なんかからの御意見御要望なども組み入れていただいておりますかどうか。どうでしょうか。

〇産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法次長。

〇建設部次長（民法） はい、先ほど言いました大きな舗装修繕と申しますのは、うちがまあ町内全域を調査しましたので、それをもとに行っております。小さいものは自治会長さんでなくても住民ですね、住民さんからうちのほうにいろいろ連絡ありましたら、担当職員が現地へ向かってそれで緊急度を検討しまして修繕をしております。

〇産業建設分科会進行役（大瀬戸） 荒瀧委員。

〇委員（荒瀧） それでですね、金森と申しますか、昔はシンジャクいいよりまたがね、通学路になるようなんですが、これね埋設管がおるんですね。ちょっと一部補修していただいたんですが、これ、皇帝ハイツをつくられるとき、何かの施設で今使うとらんと

というような意見もあるんですが、このあたり、その管理者は誰なのか。やっぱりわけのわからんもんが道路の中へ残つとると、またまた何か災害が起こったときにも誰も責任ないということになるろうかと思うんですが、このあたりの把握はどの程度されてらっしゃいますかね。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） 町内の町道を今、あちこちにそういった埋設管ございまして、私らも行っても、マンホールとかありまして、コンクリートふた、誰が設置したんだろうかって、はっきり言いまして設置者がわからないものもございまして。そういった場合、うちのほうは道路に支障があるものはまあ当然、何かしないといけないんですけども、現在のところ大きな支障がなければ、そういった舗装だけ直してマンホールはそのまま、地下埋設部もそのままの状況となつとります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 特に今の場所です。ちょうど子供が通学路であつこがね、鉄があがつとって滑るんです。非常に危険なものですから、やっぱりちょっとよく調査いただいてですね、どなたの埋設管であるかというのを御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） また同じ回答になるんですが、調査させていただきまして、また、御返答させていただきます。よろしく願いします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 片川委員。

~~~~~○~~~~~



○委員（片川） 先ほど来から団地のことよう出ちよるんですが、今の169ページので  
すね、側溝の予算があるんですよね。ちょっと私、前々から目にして気になつとるんが、  
あれはどういう観点からああいう側溝の補修をされてんかな。ちょっとお教えいただき  
たいです。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（民法） この団地側溝、住宅の前にあるんですけども、大体は地元自治会  
の住民からの要望によりまして、直してくれということがありまして、かなり延長メー  
ター数ありますので、計画的に順次行ってるという状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 今の、そういう意味合いじゃなくてですね、どういう観点からああいう  
工法をとられとってっかな思う。それちょっとお伺いしたい。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） もう随分前から団地の側溝工事をしております。当初、工事をし始  
めたときに、当初は全部側溝をとって新しい側溝をつけるということをしておりました。  
そのとき、多々問題が起きました。壁であるとか、境界ピンが飛ぶとか、物すごい苦情  
が来てですね、これこのままその工事を続けると、非常に手を取られてしまうと。もう  
一点、現在やつとるものはですね、片方の両側の上を飛ばして下まできれいにして、底  
張りを打ちかえるということをやっております。

実際に、それをやることによって工事費も浮きますし、そういう町民の方々とのトラ  
ブルも未然に防げるということでメーター数も伸びますし、今の工法を採らせていただ  
いていとるというのが現状でございます。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 今、部長言われているのは、下まではつってやりかえるというような言い方に聞こえたんです。私、目がおかしいんですかね。上から下まで300あるとしたら、100か150ぐらい上をはつって、上だけ打ってありますよね。これ下どうもならないのですか。上を新しいものにして、例えばこうU字になったものの下までとって、これを打たれて、いざ底が傷んだら底をやるというのは理屈わかるんですが、U字部分を半分残して、上、これだけはつってですね、上は新しくしたときにですよ、その今の道路舗装面の圧にはここは耐えられるんでしょうけど、大型が通って地盤がいったとき、この下がいったときは、全部上から下までやりかえるようになるんですね。上、新しい部分を残したまま、下やりかえられるんですか。

まず不可能じゃろう思うんで、私は学がないけ、行政のしんさることじゃけ、あれ上残してでも下ができるんかな思うて、わしは不思議に思いよったんですけど、どうでしょう。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 言われるとおりに不可能でございます。もう随分前から荷重という問題に関しては、それはきっちり荷重計算したわけでもないですし、動圧計算したわけでもございません。ただし町民、住んでおられる方々は非常に外観を気にされます。もうコンクリートがはげて、中の砕石が出たようなものが非常に気になるということでございます。その解消と、一応底張りだけは全部はつって、その水もれないようにしておりますんで、機能自体にはそんなに支障はないかなというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） そういう思いでもってりゃいいんですけど、ちょっと矛盾がありはへんかな思うて。要は、下が傷んだときにはみんなやりかえるようなんですよね。ほんでせめて立ち上がり部分を下まではつって、そこをやりかえとるんなら、あとそこだけをいう考え方もあるんですけどね。で、今のおっしゃるとおり、見た目は、上辺はいいんで



して、後から泣かすようなことせんこうにですね、もうちょっと考えてやっていただけりゃ非常にありがたいかなと思います。

終わります。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） 私はさっきから舗装の道路の、舗装の問題が出て、ふと思ったんですが、森本部長にも以前から、もう2年も、3年も前から言うと思うんですが、安芸ソウゴ一から呉地へ抜ける道、町道ではない、ちょっと道路がつつけないいう状況もわかるんですが。よく私は道路を利用するんですが、舗装のあるとこと、穴との段差がひどいのか、特に雨がふった日、全く道路の境がわからないような状況なんで、あれはもうできれば古い舗装とかあれをとって平らに、せめて舗装ではなく平らのような状況にしていきたいかな。道路、ごみ収集の方もよくあそこを利用されるのに、時光委員も聞いておられると思うんですが、何度も言われるんで、あれはなかなか無理なあれですか。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 言われることは重々わかるんですが、我々もその土地所有者に何回も行ってお頼みをするんですが、もう触ってくれるな、もうやりようがないんですよ。もううちの境界入っている道路自体が、今の時点でも入っとるんだで、もう触ってくれるなど、うちは迷惑するんだと言われれば、もううちはとる手だてがないんで、それ以上のことをすると越権行為になりますんで、以上なことを今まで述べるといふようなことをございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） それはまあ、わかるんですが、もしあそこ通っても自転車とか、もし事故があった場合にはどういうふうな責任問題いうんか、それはもちろん土地の所有者が

責任とるか、町として、もし何かあったときの事故があった場合。

我々も軽四で車で通ったりしても道路がさけるというような状態うか、コンクリートと道との段差で。例えば年寄りとか子供が自転車で通った場合、そういう事故があったときの責任という。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 究極のことを言えば、裁判してどうなるかという話になろうかと思うんですが。ただ、我々も常に忘れずに行くんですが、何回行っても返事は変わりません。

やっぱり我々そうなんですが、道路いじったり、水路いじったり、橋いじったり、何もかも、修理なんかするときいうの、必ず隣地の方には同意をとってやります。あとどのようなことになるかもわかりません。今の同意という意味じゃなくても、道路自体がその家のものだということが、公図でも明白なんで、我々もそれ以上、手を出すわけにいかんのですよ。申しわけございません。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） わかりました。舗装したのは、そこの地主の方が舗装されたんですか。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 初めのうちは、うちもわからずに、うちが舗装して、大目玉をくらいました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） よろしいですか。

民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） わからずに、舗装削るということはできんですか、もう。





うんで、そこらをPRしていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ほかにございませんか。

ないようでしたら、続きまして、公共下水道事業特別会計について説明をお願いします。

沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） それでは、公共下水道事業特別会計予算案についてご説明いたします。予算書中ほどの緑の仕切り2枚目でございます。

予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。

この事業は、公共下水道の普及促進や維持管理経費を計上しています。

事業全体で、1億8,762万6,000円、本年度より964万円、4.9%の減となっています。

減額の主な要因は、本年度実施しました下水道認可計画図書作成業務が完了したことにより委託料が低減したことによるものでございます。

財源のその他35万円は、広島県下水道協会などからの助成金、一般財源の1億8,727万6,000円は、下水道使用料を充てております。

16ページ、17ページをお開きください。

主な事業費は、上段にございます水洗便所改造及び排水設備改造補助金、296万円で、供用開始区域内のご家庭が既設の排水設備と水洗便所への改造を1年以内に行い、公共下水道へ接続した場合の補助金、1件あたり8万円、37件分でございます。

また、流域下水道維持管理負担金として、9,403万6,000円を計上しております。

この負担金は、熊野町で発生した汚水を広島市南区の広島県東部浄化センターで処理するためのものでございます。

続きまして、下段の2款、事業費、1項、下水道事業費、1目、公共下水道整備費でございますが、この事業は、公共下水道未普及地域の管渠等整備のための工事費などを計上しております。



事業全体で、2億3,829万7,000円、本年度より3,732万4,000円、

18.6%の増となっております。

増額の主な要因は、污水管渠の工事延長などが本年度と比べ伸びたことによるものです。

財源は、污水管渠工事に係る国庫交付金6,200万円、下水道事業債1億6,900万円、その他として受益者負担金及び一般会計繰入金の729万7,000円を充てております。

18ページ、19ページをお開きください。

主な事業費は、工事請負費の2億800万円でございます。

事業実施箇所をお手元にお配りしております平成27年度公共下水道事業実施箇所図に表示しておりますのでご覧ください。

まず、①の滝ヶ谷団地污水管渠工事でございますが、出来庭地区の滝ヶ谷団地におきまして総延長1,313メートル、整備面積3.53ヘクタールの管渠工事を予定しております。

次に、②の新宮地区污水管渠工事は、新宮の丸子地区におきまして総延長1,276メートル、整備面積4.74ヘクタールの管渠工事とマンホールポンプを2か所、それぞれ2基のポンプ設置工事を予定しております。

次に、③の新宮地区污水管渠工事は、新宮の宮前地区で延長33メートル、整備面積0.12ヘクタール、また、④の萩原地区污水管渠工事では萩原の道上地区で延長25メートル、整備面積0.27ヘクタールの管渠工事を予定しております。

公共下水道事業特別会計予算案の説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） それでは公共下水道事業特別会計について、質疑を行います。質疑はありませんか。

山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 滝ヶ谷団地の下水管工事ですけど、これは地元との道路の使用に関しては、町道、今なっていない人もある。その辺と例えばその後、今度上水道にも例えば、高所配水でやりかえてほしいとかいう話とか、道路の舗装とかっていった場合には、どう

対応されるか。やっぱり無理だと。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 山野議員さん言われるように、従前から滝ヶ谷団地につきましては、私道で多数の権利者がおられるということで、いろいろ問題がございました。

一昨年ですね、地元の滝ヶ谷団地自治会の役員の方が精力的に動かれて、道路上の権利者全員の承諾書を取っていただきました。これで下水道工事を新年度に実施できるわけなんですけども、ただこの承諾は下水道だけの承諾ということで。やっぱり地元のほうでは上水道について、町営の水道を引きたいという要望も、これは全員の方ではございませんけれども、あります。

しかしながら承諾が下水道に限られたものですので、今のところ上水道については町水道を敷設するというところまでは至ってない状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） じゃあ、その下水やった後の舗装というのも、その承諾がなければ・・・だとか、それはできないね、私道だけ。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 舗装も当然、今現在ですね、舗装されておるところについてはやりかえるということで計画しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） よろしいですか、ほか。

藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 藤本委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（藤本） 済みません、今の山野さんと一緒になるんですけど。この滝ヶ谷はとりあえず区画数、それから接続できるというか、その空き地があるじゃないですか。滝ヶ谷の場合。だから総区画数、それからその中の接続される区画数というのはどれくらいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○上下水道課長（沖田） 今こちらで把握しておるのが、戸数が103戸でございます。それと空き地がどの程度あるかというのは、ちょっと今現在、私が手元に数字を持ってないんですけども。今ある御家庭は103戸ということでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） それでいいですか。

山野委員ありますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（山野） 上水道のところで言えばいいんですけど、もし仮に滝ヶ谷が上水道をしてほしいと言った場合には、やっぱりこうした高所配水で1戸当たりの負担金額というのを40万ずつ全部とる必要になるんですよ。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 森本部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部長（森本） 山野議員さん言われるとおりです。やはり同じ条件ですので、1戸40万、空き地20万ということでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ほかにございますか。

ないようでしたら、以上で下水道事業特別会計について質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（休憩 14時31分）

（再開 14時49分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） それでは、上水道事業会計について説明をお願いします。

沖田上下水道課長

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○上下水道課長（沖田） それでは、上水道事業会計予算案についてご説明いたします。

なお、上水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法施行規則第45条におきまして予算書の様式が定められております。

従いまして、一般会計などの予算書のような事業ごとの予算編成になっておりませんので、例年どおり資料13の平成27年度歳入歳出予算説明資料の中にございます主要事業一覧表の内容に沿ってご説明させていただきます。

それでは、資料13の最後のページ、21ページをお開きください。

21ページの下段、項目番号6上水道事業会計の表をご覧ください。

また、事業実施箇所をお手元にお配りしております平成27年度上水道事業実施箇所図に表示しておりますので、併せてご覧頂きたいと思っております。

初めに、建設改良費、上段の高所配水団地改修事業、事業実施箇所図では①と②でございますが事業費として5,700万円を計上しております。

この事業につきましては、城之堀団地におきまして、受水槽の設置工事及び延長590メートルの配水管布設替工事を予定しております。

次に、建設改良費の中段、未給水地区解消事業、事業実施箇所図では③、④、⑤そして⑥でございますが、事業費として2,040万円を計上しております。

この事業では、新宮の海上側地区で延長250メートル、初神の空地地区で延長80メートル、呉地地区の町道台線で延長110メートル、川角地区の町道稲垣線に接する私道で延長210メートルの配水管布設工事を予定しております。

最後に、建設改良費の下段、熊野団地管路更新事業、事業実施箇所図では⑦でございますが、事業費として1,500万円を計上しております。

この事業は、熊野団地の石神地区におきまして延長330メートルの老朽管路布設替工事を予定しております。

上水道事業会計予算案の説明は、以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

-140-

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ありがとうございます。それでは、上水道会計につきまして、質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 熊野は現実、県水を買っておりますので、原価から積み上げていくという値段ということになろうかと思うんですが、本当、高齢者時代、年金生活となると、随分負担かかるんだという声を聞きます。

何とか知恵出してですね、水道料金安うできる方法は、ご検討されたことはないでしょうか。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 議員おっしゃったとおり、熊野町全部、県水からの受水ということで、自己水源を持っておりませんということで、なかなか水道料金値下げをする要因が見つからないわけでございますけれども、数年前に県水の単価が値下がりしたことがございまして、そのときにはそれに応じてですね、上水道の単価を下げているということはやらさせていただいておりますが、なかなか水道料金を下げるといふ材料がないのが現状でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 荒瀧委員。

もういいですか。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） いやいや。ないないと言うんで、こまねくのもわかるんですが、何とか知恵がないかなと。熊野っていうのは高原地でございますから、地下水というのも海田のようにね瀬野川の下に伏流水が出るようなところでもないわけですが。例えば、その敷設も大方済んでおるんだらうと思うんです。今、上水の敷設エリアは何パーセントぐらい入っておりますか。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 水道のほうでは、面的な面ではなくして普及率という言葉を使  
っておりまして、これは人口普及率になるわけでございますけども、大体、今86%か  
ら87%ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） まさに井戸水も併用されていらっしゃる方もあると思うんですね。城之  
堀地区というのは特にため池で今の田んぼ、これは農業行政でもあるんですが保水能力が  
あるということで田んぼってというのは非常に大事だという一面を声高らかに言った時  
期がありますよね。国土の、第二、第三のダムであると。山林がダムで、もう一つであ  
るわけですが。工夫改善されながら井戸を掘ってされてます。

ただこれも、私の経験で言いますとね、何でしたっけフッ素が出るんですね。鉄分が  
出るエリアがあります。私どもは60メートルありました。呉地のあのエリアで30メ  
ートルところは水量結構あるんですが、鉄分が出ております。もう一つ、先輩方らの議論  
からしますと、例の鉄道トンネル。新幹線のトンネルから随分水が出ているというのも、  
アイデアとして何度か出た。先輩も随分苦労してこられております。灰ヶ峰から出てく  
る水も原水が呉市でございますから、なかなかね、熊野の水にしにくいと。いろいろな  
ことで苦心惨たんした経緯があるんですが、今、随分技術が進んできました。今のフッ  
素の処理もかなり簡便化してきているのではないかなと。私自身も実は野菜工場の関係  
で、中東のほうに水を、あそこも水がないところです。余談話ですが、ヨルダン川って  
いうのは、こう今紛争がありますがね、反対に200メートルあげようです、あれ、水で。  
水争い。イスラエルのほうの。行ったことはないですが、これ本に書いてあった。

これだけ水争いというのは、地球の紛争にもつながるとるわけでございます。ぜひ、そ  
ういう水の浄化ができるノウハウをね、随分今進みつつあります。で、循環さすんです  
ね、野菜工場は。だからほとんど水がないところでも野菜が栽培できるというノウハウが  
どんどん蓄積されてきております。

そのあたり、検討されたことはないでしょうかね。フッ素のろ過で少しでも安い水が  
とれる方法はないかと。



○委員（藤本） これ210メートルでは、じゃあその水道管に接続できる軒数は何軒あるんですか。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） まあ受益者が何軒あるかということだろうと思います。この県の町道稲垣線配水管敷設工事につきましては9軒受益者がおるということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ほかにございますか。

片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 古く埋設された水道管に問題がある部分が、はっきりずばりは言いませんけど、ある部分があるということ、ずっと聞き及んだんですが、それに対するその対策というものは何年計画で思われとる、まあ、直近でいつごろやるいう、何らかの計画ございますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） この老朽管対策については、ほとんどの部分が熊野団地内にございます。それで実際もう事業に入っております。

先ほど予算の説明の中でもふれさせていただきましたけれども、新年度は石神地区のほうで敷設がえ工事を実施することとしております。順次、熊野団地の敷設がえが済んでないところについて工事をしていくということにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 順次いうのは、毎年度続けてやっておりますか。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 沖田課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○上下水道課長（沖田） はい、議員のおっしゃるとおりで、本年度はこれ実施計画なんです  
ですが、柿迫地区のほうで実施計画をすることといたしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ほかにございますか。

ないようでしたら、以上で当分科会での審査は全て終了といたします。

それでは審査報告につきまして、進行役において報告書を作成したいと思います。

報告書作成のため、暫時休憩いたします。

（休憩 15時05分）

（再開 15時05分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） 休憩前に引続き分科会を再開します。

分科会報告書を作成しましたので朗読します。

---

（案）

平成27年 3月13日

予算特別委員長 山吹 富邦 様

産業建設分科会  
進行役 大瀬戸 宏樹

平成27年熊野町議会予算特別委員会産業建設分科会審査状況報告書

本分科会は、平成27年予算特別委員会において付託された次の件について、3月13日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

## 1 審査議案

議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算のうち、農林水産業費、土木費、  
総務費の一部について

議案第22号 平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について

議案第25号 平成27年度熊野町上水道事業会計予算について

---

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） ただ今の分科会報告書を、予算特別委員会に報告することとしますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○産業建設分科会進行役（大瀬戸） それでは、ただ今の分科会報告書を予算特別委員会で報告することに決定しました。

皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

（散会 15時07分）

平成27年 予算特別委員会 文教分科会

(会議録 第1号)

1. 招集年月日 平成27年3月16日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成27年3月16日

~~~~~  
4. 出席委員 (14名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	15番 南田 秀夫
14番 佛圓 大源	16番 馬上 勝登

~~~~~  
5. 欠席委員 (1名)

13番 尺田 公造

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副町長	立花 隆藏
教育 長	林 保
総務部長	内田 充
教育部長	藤森 孝弘
総務部次長	岩田 秀次
教育部次長	三村 伸一
企画財政課長	宗條 勲
生涯学習課長	中村 憲治
学校教育課長	青木 真智子

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 立花 一郎

~~~~~○~~~~~

8. 会議に付した事件

民生費

教育費

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開 会 9時28分)

○文教分科会進行役（片川） ただ今から、平成27年 予算特別委員会 文教分科会を開催します。

それでは、平成27年度の事業ごとにおける予算について、担当から説明を受けたいと思います。

それでは、民生費の一部と教育費の説明をお願いします。

中村生涯学習課長

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 生涯学習課でございます。まず、民生費部分から説明させていただきます。

110・111ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、人権推進費、広域隣保活動事業でございます。

事業費は294万5,000円で26年度と同額でございます。特定財源といたしまして、県支出金、民生費補助金、地方改善事業費補助金、隣保館運営費等補助金137万2,000円がございませう。

人権教育集会所を拠点に、生活相談員を配置し、さまざまな生活相談を行うことを目的とします。また、団体補助として人権啓発推進事業において人権啓発を行います。

続きまして、同じページから113ページにかけての、熊野町人権教育集会所管理事業でございます。

事業費は 82 万 8,000 円、3 万 4,000 円、4.2%増額でございます。川角にあります教育集会所では、生活相談事業、学習事業、啓発事業を行っております。この教育集会所の管理運営を行うことを目的とします。以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○教育部次長（三村） 続きまして、学校教育課のご説明をさせていただきます。

186・187 ページの下の方をお願いします。

9 款、教育費、1 項、教育総務費、1 目、教育委員会費の教育委員会活動事業でございます。

この事業は、教育委員会の活動に必要な委員報酬や旅費費用弁償、研修負担金などを計上するもので、事業全体で、246 万 4,000 円、本年度より 3 万 2,000 円、1%の増額となっております。

増額の要因は、女性教育委員研修費用の増額によるものです。

続きまして、188 ページの 2 目、事務局費の学校教育一般管理事業でございます。

この事業は、学校保健等の人的経費や旅費、消耗品費及び負担金などの経費を計上するもので、事業全体で 369 万 8,000 円、本年度より 500 万 1,000 円、58%の減額となっております。

減額の主な要因は、平成 26 年度友井文庫家屋の解体工事の終了により工事請負費が減額となったことに伴うものです。

続きまして、191 ページの 2 目、事務局費の学校教育振興事業です。

この事業は、就学時検診や就学指導経費、外国語指導のための英語指導助手派遣費用、学力向上対策事業費などを計上するもので、事業全体で 1,485 万 1,000 円、本年度より 112 万 6,000 円、8%の増額となっております。

歳入の県支出金 25 万円は、広島県学びの変革パイロット校事業委託金です。

主な事業費は、英語指導助手派遣業務委託料の●, ●●●万●, ●●●円です。

また、本年度から新たな県の小中学校課題発見解決学習推進事業の指定を受けています。

続きまして、191 ページの一番下をご覧ください。

2 目、事務局費の学校支援事業です。

この事業では、重要課題である基礎学力向上のため、テストの採点や誤答分析などの支援を行う学校支援員を全校に配置、中学校には不登校や問題行動対策のための生徒指

導相談員を配置、学習障害や発達障害による問題行動が授業を妨げ、クラス全体の学力低下を招いているケースなどに対応して支援する配慮児童支援員や家庭教育支援アドバイザーなどの配置に伴う経費を計上しています。

事業全体で、2,624万7,000円、本年度より、429万円、19%の増となっています。

歳入のその他収入94万5,000円は、臨時職員等社会保険料納付金です。

主な事業費は、生徒指導相談員2名の報酬465万6,000円、配慮児童支援員3名の報酬337万円、学校支援員6名の報酬674万円、家庭教育支援アドバイザーの報酬552万円、学校施設等安全点検員の人件費335万円、社会保険料216万6,000円です。

続きまして、192・193ページをお願いします。

2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校一般管理事業でございます。

この事業は、学校医や用務員の配置、児童生徒及び教職員の健康診断実施などの経費を計上するもので、事業全体で、1,986万9,000円、本年度より138万9,000円、7%の減額となっています。

減額の主な要因は、小学校PC等のリースによる機械器具使用料の減額によります。

歳入のその他収入28万7,000円は、行政財産目的外使用料です。

主な事業費は、学校医報酬349万1,000円、各種検診業務委託料●●●万●,●●●円、学校用務員賃金625万円です。

続きまして、195ページ同じく2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校施設維持管理事業でございます。

この事業は、学校施設の維持管理、修繕などに係る経費を計上するもので、事業全体で、3,893万7,000円、本年度より、171万3,000円、約4%の増となっています。

増額の主な要因は、第一小学校のインターホン設置や第三・第四小学校体育館の舞台幕や暗幕取替などによる維持・修繕工事費の増額です。

主な事業費は、小学校施設維持修理費676万4,000円、施設警備や施設設備保守点検などの業務委託料●●●万●,●●●円、土地借上料2,318万4,000円などです。

続きまして、同ページの小学校大規模改造事業でございます。

この事業は、安全・安心な教育環境を整備するために、小学校施設の老朽化の改善を図る実施設計や工事施工に係る諸経費を計上するもので、事業全体で、3,857万円1,000円を計上しております。本年度に比べると、皆増となっています。

歳入のその他収入3,850万円は、公共施設等整備基金繰入金です。

主な事業費は、熊野第四小学校体育館屋根・天井改修工事实施設計業務委託料●●●万●, ●●●円、同工事費●, ●●●万●, ●●●円、熊野第二小学校南校舎屋上防水工事費●●●万円です。

続きまして、195ページから201ページの各小学校の小学校一般管理事業と施設維持管理事業でございます。

この事業は、保健管理や健康指導に要する経費や学校維持に要する消耗品、通信費などの経費を計上するものです。

まず、第一小学校の一般管理事業は542万2,000円で、本年度とほぼ同額です。

歳入のその他収入2万9,000円は、臨時職員等社会保険料納付金です。

主な事業費は、介助員報酬224万7,000円、消耗品費162万1,000円です。

また、197ページ第一小学校の施設維持管理事業は677万円で本年度より、13万5,000円2%の増となっています。

主な事業費は、光熱水費602万3,000円です。

第二小学校の一般管理事業は、308万9,000円で本年度と同額です。

主な事業費は、介助員報酬112万4,000円、消耗品費104万3,000円です。

199ページ第二小学校の施設維持管理事業は、325万9,000円で、本年度より24万円2,000円、光熱水費が7%の減となっています。

主な事業費は、光熱水費287万4,000円です。

第三小学校の一般管理事業は394万9,000円で、本年度より135万5,000円、26%の減となっています。

減額の主な要因は、介助員1名の減員によるものです。

主な事業費は、介助員報酬112万4,000円、消耗品費148万3,000円です。

第三小学校の施設維持管理事業は522万2,000円で、本年度とほぼ同額です。主な事業費は、光熱水費444万円です。

201ページ第四小学校の一般管理事業は430万3,000円で、本年度とほぼ同額です。

主な事業費は、介助員報酬112万4,000円、消耗品費180万2,000円です。

第四小学校の施設維持管理事業は515万4,000円で、本年度とほぼ同額です。主な事業費は、光熱水費441万2,000円です。

続きまして、201ページ、2目、教育振興費の小学校教育振興事業でございます。

この事業は、学力調査の実施、問題データベースの活用や教科備品・指導書の購入などの諸経費を計上するもので、事業全体で、1,397万3,000円、本年度より523万4,000円、約60%の増です。

歳入の国県支出金222万円は、広島県の山海島体験活動推進事業補助金で、その他収入54万円は、日本スポーツ振興センター保護者負担金です。

増額の主な要因は、平成27年度から小学校で新しい教科書が使用されるため、新しい教科書に対応する教師用指導書等を準備するためです。

主な事業費は、消耗品費636万円、学力検査業務委託料●●●万●, ●●●円、庁用器具費160万円、山海島体験活動推進事業負担金225万円、日本スポーツ振興センター負担金125万7,000円です。

続きまして、203ページ各小学校の小学校教育振興事業でございます。

この事業は、就学援助や教科用品・図書などの購入、教職員の研修などの経費を計上するものです。

第一小学校教育振興事業は、780万5,000円で本年度とほぼ同額です。

歳入の国県支出金40万円は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金です。

主な事業費は、教科用品購入等消耗品費148万6,000円、就学援助費566万円です。

続きまして、第二小学校教育振興事業は、事業全体で276万7,000円、本年度より36万4,000円、約11%の減となっています。

減額の要因は、対外活動費の減額です。本年度第二小には、対外活動費に係る事務



局として4校共通部分の活動費を計上しておりました。

主な事業費は、教科用品購入等消耗品費75万7,000円、就学援助費169万4,000円です。

205ページ、第三小学校教育振興事業は、事業全体で634万7,000円、本年度より76万5,000円、約14%の増となっています。

増額の要因は、対外活動費に係る事務局として4校共通部分の活動費を計上したためです。

主な事業費は、教科用品購入等消耗品費104万3,000円、対外活動費114万円、就学援助費390万6,000円です。

第四小学校教育振興事業は、事業全体で597万,4000円、本年度とほぼ同額です。

主な事業費は、教科用品購入等消耗品費146万円、就学援助費385万円です。

続きまして、小学校低学年書道科指導事業でございます。

この事業は、小学1年生と2年生を対象に教育課程の枠外で、年間15時間書道の指導を行い、姿勢や集中力の向上を図り、筆の都熊野を愛する豊かな人間性の育成を目的としており、事業全体で574万4,000円、本年度より32万4,000円、約6%の増となっています。

歳入のその他収入58万円は、臨時職員等社会保険料納付金です。

主な事業費は、臨時職員1名の賃金284万2,000円、職員手当149万8,000円、共済費121万円です。

続きまして、206・207ページをお願いします。

3項、中学校費、1目、学校管理費の中学校一般管理事業でございます。

この事業は、学校医や用務員の配置、生徒及び教職員の健康診断実施や、生徒指導充実のため体育科教師を各校に配置するなどの経費を計上しております。

事業全体で、2,196万9,000円、本年度より469万4,000円、約18%の減となっています。

歳入のその他の収入105万円は、行政財産目的外使用料、臨時職員等社会保険料納付金です。

減額の要因は、臨時職員賃金等の減と中学校PC等のリースによる機械器具使用料の減額です。

主な事業費は、学校医報酬 2 0 7 万 7, 0 0 0 円、臨時職員 2 名及び学校用務員の賃金 7 9 7 万 9, 0 0 0 円、同職員手当 3 6 4 万 8, 0 0 0 円、同社会保険料 3 2 2 万 9, 0 0 0 円、機械器具使用料 2 8 0 万 3, 0 0 0 円です。

続きまして、2 0 9 ページ中学校施設維持管理事業でございます。

この事業は、学校施設の維持管理、修繕などに係る経費を計上するもので、事業全体で、3, 6 1 2 万 8, 0 0 0 円、本年度より 2 3 0 万円、約 6 % の増となっています。

歳入のその他収入 8 2 0 万円は、公共施設等整備基金繰入金です。

増額の主な要因は、熊野中グランド法面改修工事等による工事請負費の増です。

主な事業費は、修繕料 1 2 5 万円、施設警備や設備保守点検などの業務委託料 ●●●万●, ●●●●円、土地借上料 2, 2 1 1 万 7, 0 0 0 円、熊中グランド法面改修工事費 ●●●●万円などです。

続きまして、中学校大規模改造事業でございます。

この事業は、安全・安心な教育環境を整備するために、中学校施設の耐震化や老朽化の改善を図り、実施設計や工事施工に係る諸経費を計上するもので、事業全体で 1 億 8, 5 0 2 万 6, 0 0 0 円、本年度より大幅の増額となっています。

歳入の国県支出金 4, 4 0 5 万 8, 0 0 0 円は、国の学校施設環境改善交付金です。その他収入 5, 1 8 0 万円は、公共施設等整備基金繰入金です。地方債は 8, 9 1 0 万円を予定しております。

主な事業費は、熊野東中学校大規模改修実施設計業務委託料 ●, ●●●●万●, ●●●●円、熊野中学校南校舎大規模改修工事費 ●億●, ●●●●万円です。同工事監理業務委託料 ●●●●万●, ●●●●円です。

続きまして、2 1 1 ページ、熊野中学校一般管理事業でございます。

この事業は、非常勤講師や介助員に要する経費、保健管理や健康指導に要する経費や文具など学校維持に要する消耗品、通信費などの経費を計上することとしており、事業全体で 1, 0 3 2 万 9, 0 0 0 円、本年度より 2 5 5 万 2, 0 0 0 円、約 3 3 % の増となっています。

増額の要因は、障害を持つ生徒が多数在籍する特別支援学級支援のための非常勤講師確保と介助員の配置によるものです。

主な事業費は、非常勤講師報酬 5 3 1 万 6, 0 0 0 円、介助員報酬 2 2 4 万 7, 0 0 0 円、消耗品費 1 3 4 万 5, 0 0 0 円です。

続きまして、熊野中学校施設維持管理事業でございます。

この事業は、学校施設の維持、修繕に要する経費を計上しています。

事業全体で、808万3,000円、本年度より48万2,000円、約6%の増と  
なっています。

増額の要因は、光熱水費の増額によるものです。

主な事業費は、光熱水費715万円、修繕料50万円です。

211ページをお願いします。

続きまして、熊野東中学校一般管理事業でございます。

この事業は、非常勤講師に要する経費、保健管理や健康指導に要する経費や文具、学  
校維持に要する消耗品、通信費などの経費を計上するもので、事業全体で、714万2,  
000円、本年度とほぼ同額を計上しております。

主な事業費は、非常勤講師報酬391万7,000円、消耗品費176万2,000  
円です。

続きまして、213ページ、熊野東中学校施設維持管理事業でございます。

この事業は、学校施設の維持、修繕に要する経費を計上するもので、事業全体で、6  
31万1,000円、本年度より48万4,000円、約8%の増額となっています。

増額の要因は、施設修繕費の増額によるものです。

主な事業費は、光熱水費455万3,000円、修繕料80万2,000円です。

続きまして、212・213ページをお願いします。

2目、教育振興費、中学校教育振興事業でございます。

この事業は、学力調査の実施、問題データベースの活用や教科備品・指導書の購入な  
ど中学校の教育振興を目的とした諸経費を計上するもので、熊野町学力向上対策事業と  
して、学力調査により把握した課題に対して、小学校と連携しながら取り組みを進めて  
います。

事業全体で、436万5,000円、本年度より435万5,000円、約50%  
の減となっています。

歳入のその他収入は、日本スポーツ振興センター保護者負担金26万9,000円  
です。

減額の要因は、広島県の学力向上総合対策事業が本年度で終了したことです。

主な事業費は、熊野町学力検査委託料●●●万円、問題データベース使用料53万

円庁用器具費 1 2 0 万円、日本スポーツ振興センター負担金 6 9 万円です。

続きまして、熊野中学校教育振興事業でございます。

この事業は、経済的に就学困難な生徒に対する就学援助や教科用品・図書などの購入、対外活動費や教職員の資質向上のための研修などの経費を計上するもので、事業全体で、7 7 5 万 6, 0 0 0 円、本年度とほぼ同額で計上しております。

歳入の国県支出金 1 0 万円は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金です。

主な事業費は、教科・部活用品等消耗品費 1 4 3 万 1, 0 0 0 円、対外活動費 1 9 8 万円、就学援助費 3 7 2 万 2, 0 0 0 円です。

続きまして、2 1 5 ページ、熊野東中学校教育振興事業でございます。

この事業は、経済的に就学困難な生徒に対する就学援助や教科用品・図書などの購入、対外活動費や教職員の資質向上のための研修などの経費を計上しています。

事業全体で、8 6 4 万 9, 0 0 0 円、本年度より 7 7 万 9, 0 0 0 円、約 9 % の増となっています。

増額の要因は、柔道部が全国大会に出場するなど対外活動費の増額です。

主な事業費は、教科・部活用品などの消耗品費 1 6 2 万 5, 0 0 0 円、対外活動費 2 2 0 万 9, 0 0 0 円、就学援助費 4 1 4 万円です。

続きまして、2 1 5 ページの下の方をお願いします。

4 項、学校給食費、1 目、学校給食費、学校給食事業でございます。

この事業は、学校給食法に基づく給食の提供により、児童の健全な発達を図り、学校における食育を推進するための業務全般に係る経費を計上しています。

事業全体で、8, 3 6 1 万 7, 0 0 0 円、本年度とほぼ同様でございます。

歳入のその他収入は、学校給食保護者負担金 4, 2 9 5 万 5, 0 0 0 円、臨時職員等保険料納付金 2 7 万 2, 0 0 0 円、滞納分学校給食保護者負担金 3 0 万円です。

主な事業費は、嘱託職員 1 名の報酬 1 8 0 万円、消耗品費 1 2 4 万 8, 0 0 0 円、給食調理業務委託料●, ●●●万●, ●●●円でございます。

続きまして、2 1 7 ページの下の方をお願いします。

5 項、幼稚園費、1 目、幼稚園費、幼稚園就園奨励等事業でございます。

この事業は、幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減のため、国の補助制度を活用した援助事業を行うための経費を計上しています。

歳入の国県支出金 1, 115万9, 000円は、国の私立幼稚園就園奨励費補助金です。

事業全体で、4, 595万円、本年度より250万円の増額でございます。これは、幼稚園就園奨励費補助金において、保護者負担の軽減の拡充が行われたことによります。

主な事業費は、幼稚園就園奨励費補助金4, 550万円でございます。

~~~~~〇~~~~~

○文教分科会進行役（片川） ここで、ちょっと長くなりますので、今の説明において質問をしたいと思います。

質問ございますか。

山吹委員。

~~~~~〇~~~~~

○委員（山吹） ページ23、9款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費、日本スポーツ振興センター負担金の125万7, 000円と213ページ同じく教育費の同じ日本スポーツ振興センター負担金69万円ありますね。あれはどのような形で利用されるための負担金ですか。

~~~~~〇~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村教育次長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部次長（三村） 日本スポーツ振興センターの負担金につきましては、学校での活動におきまして子供たちがけがをすることがございます。その際の保障といたしまして、日本スポーツ振興センターが実施している事業でございます。

児童数かける一定の負担金を負担いたしまして、小学校、中学校ともに、もしけがをしたときの保障のための経費にあてるものです。

~~~~~〇~~~~~

○文教分科会進行役（片川） ほかに、ございますか。

藤本委員。

~~~~~〇~~~~~

○委員（藤本） 今のと若干かかわりがあるかもわかりませんが、そうですね、御存じでしょうか。例えばですね、修学旅行に子供たちがまいります。そうした場合に、子供たちから修学旅行の傷害保険として二百何十円とか、百何十円を請求するわけなんですけ

ど、そうした中でもう一つ保険がそれとは別に学校条項という保険がありましてですね、これはあくまで学校が生徒を連れてって、そして管理はされているわけですがそうした中で事故なりけがなりをするということがありますね。それでよく帰ってきたから裁判ざたになってですね、学校の先生の管理が悪かったから、じゃあその生徒さんに対しての賠償金を支払いなさいという判例が出るじゃないですか。そうした場合に使えるこの学校条項という保険があるんですが、どうも熊野町6校に関してですね、その保険に入られてない。入られてない理由はですね、その保険というものに対してですね、たかだか100円ぐらいの保険なんですけども、生徒全員にかけるわけなんですけど、そのお金の捻出どころがないということがかかってないわけですが、今のこのスポーツ云々でかけられるのであれば、そういう予算措置はあってしかるべきと思うんですが。

まず、そこを御存じであったか。そしてそうした場合、どうしたらいいのかという場合があるわけです。学校によっては先生に説明を幾ら申し上げてもですね、生徒のほうに乗せとってくれと。生徒の費用で挙げてくれと。この保険の条項の中には、必ず書いてある一文があるんです。学校が費用を払いなさいと。でも予算がないから払えないという話が、まあ、ここだけじゃないんですけどね、熊野だけじゃないんですけど、全体的に何かわけのわからん先生方がおられて、生徒に乗せとってくれりゃあいいからと。それがもし出どころを追求された場合、生徒から払っている保険であれば、これ保険自体が無効ですから学校条項の保険の用をなさないわけです。そこらあたりは、ちょっと先生方、常識があられないのかなという気がするんですが、幾ら説明してもわからない。どう思われますか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 学校条項という形で、損害賠償に関する保険ということだろうと思います。修学旅行のときの法律関係、どういうふうな形になるかっていうの、ちょっと今のこの場でちょっとこうすぐ思いつきません。この状況が、この保険がどういうような形のものかっていうの、ちょっと存じておりません。ちょっと調査をさせていただいて、ちょっとその辺のところをどういう考えでどう整理したらいいのかっていうのを考えてみたいと思います。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 藤本委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（藤本） お考えいただくのはありがたいことですが、各学校にですね、各旅行会社から出とる企画書見てください。ひどい旅行会社になりましたら、学校条項保険を生徒の費用負担の中に入れてる業者もあります。そこらは、私は旅行会社ですからはっきりわかってますから申し上げますが、果たしてそんなやり方が正しいかどうかいうことを、先生にも改めて聞いていただいて御指導いただいたほうが、まあ、将来的においてもし修学旅行先でトラブルがあった場合に、町として、県として、国として責任を負わないといけない場合が出てくるわけですから、そうした場合にお粗末なことののないような形で、そこは早急にやってください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） よろしいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（藤本） まだ。

学校給食の件なんですけど、昨今、呉市のほうにおいてもですね、デリバリー方式でできてない学校にという話が出ているわけですが、先の一般質問の中で町長にお答えいただいて、いずれは考えるかもわからないようなお答えをいただいたような気がするんですが、私も記憶力がだんだん衰えてくるんで。もう一度ここで他の呉市とかそこらあたりをごらんになられてですね、どういう方向で今後給食が進むのかということ。

いや、町長じゃなくて結構でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 学校給食ですね。一般質問でもお答えしたと思うんですが、非常に前向きに検討しておりますので、どのぐらいの予算がかかるんか。アンケート等でもやっぱり生徒が望んでない面もあるんですが、これをはっきりした答え。しかしながら子育て世帯を応援していく市町村として、やはり学校給食も視野に入れなければならないということは考えております。はっきり申し上げて、呉市が実施したために、残るのは海田と熊野町だけになっとります、中学校。デリバリー方式ですね。まあ、完全給食もある

んでしょうが。

という状況でございますので、この1年、1年では遅いんで予算計上までにはですね、やる、やらないを含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） ありがとうございます。

続いてですね、教員の研修について、若干費用がとって、予算があるような気がするんですが、その研修という部分に関して、どのようなお考えであるんでしょうか。この研修の内容については、学校主導ですか、それとも、教育委員会をまあまあ当然、いつも当たり前のことですが、交えたものになるのか。主導権はどっちにあるのか、ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 県費教職員の研修につきましては、広島県教育委員会が主体として運営する研修がまずございます。それに加えまして熊野町教育委員会で行います研修がその次でございます。これ以外に、各学校の校内研修及び次期にはその先進地としての授業研究会等がございまして、これにつきましては各学校から校長が推薦したものを教育委員会に諮って派遣するというふうな形を取っておりますのと、また学力向上事業等々で指導者を熊野町にお越しただいて行う研修、また、そちらのほうへ出向いて行っていただく研修等、合わせて研修計画を作成しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） この研修に関しましては、前、教育長に何らかのときにお話ししたと思うんですけど。その、ある先生が広島電鉄のバスのほう、バス会社のほうへ出向いて、半年なりだったかと思うんですけども、3カ月なり、民間に出てってやられたというの



もありましたし、どっかのストアに行ったら、どっかの教頭先生がおられて、そこで物売りをされてたとかいうのもあったわけですけど。

要はその勉強も含めてですね、勉強にかかわるものとして考えてみたら、やはり学校の先生方にも、その民間である一般常識というのをご理解いただくべきかと思うんですが、そこに対して、その忙しいから人間が割けないとかそういうのもあるかと思いますが、果たしてそのやり方が正しいかどうかというところもですね、考え方がどうなんかということ、教育長にお尋ねしたいです。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 先ほど、研修の体系につきまして、次長のほうが説明したと思うんですが、教員の研修には、国のほうからやったり、県のほうから、あるいは町自体、そして教員間の研修といろんなパターンがあるんですが、今言われたように民間のほうに出向いてというのは県のほうが主催して、半年間の研修がございます。実は今年度も東中学校のほうから教員が、これも、今年度たまたまですが、広電のほうに出向いて研修に行って、やがてこの3月末でもって研修を終えて帰ってくるというのがございます。

したがって、そうはいいましても応募しましても、研修したいというのがたくさんございます。半年研修、そういったとき、なかなか希望はしましても、行かせてもらえないというふうな現状でございます。

いろんな幅広くですね、自分の専門を勉強する研修もございますし、そういったマネジメントの研修というのがありまして、それぞれの教員の、職の発達に従って、研修を選ばせていくという状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） そのことはもう、その県が主導であるとか、そういうのもわかりますけど、現実には子供たちは夏休みの間に、熊野はどうだったんですか、夏休みだったんですかね。5日間ぐらい職業体験という形で出ていますよね。そうしたところへ例えば先生方を町としてですね、三月なりでも出すという交渉もついでと言っちゃあれですけど、でき

いんですかね。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 考え方はいろいろとあろうかと思えます。チャンスによっては、そういった町の予算でですね、研修をさせるということ等々も、非常に重要だろうと思うんで、予算との関係でございますので、今後また検討していきたいというように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） よろしいですか、この件は。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） いいです。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） まずね、予算書のですね、187の教育委員会の予算の教育委員長の予算が組んであるんですが、これ委員長は廃止するのではなかったんですか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 教育長が4月1日から新しい制度の形でやることが決まりましたので、この4月1日から委員長はなくなるという形になります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） いや、予算化してあるのは、どういうことなんですか、じゃあ。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（藤森） 予算を組むのが10月、11月のところから要求してまいります。  
こういう形で最終的な確定になったのが、この3月の議会のときに確定したということになりますので、これから修正した形で予算を使わせていただくということになると思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 大瀬戸委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（大瀬戸） はい、わかりました。

それから、学校施設の件ですけど、町内六つの、学校の耐震化はほぼ終わったということなんで、これから大規模改修に入るとのことなんですね。

ことしも幾らかの大規模改修が計画してあります。これ順次していくということになるんですけど、例えば、近い将来、5年とか10年とかで、これずーっとやっていくのか。大規模改修が必要な施設って言いましょうか、棟というかね。どのぐらいあるのか。全部で、各六つの学校で言うと、体育館も含めれば、20や30はあると思うんですが、それ全部するのか。そしてその場合、総額幾らで、幾らぐらいかかる積算なのか。

それから国、県がそのうちどのぐらい補助してくれるのか。そういったところは教えていただきたいですね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（三村） 大規模改修につきましては、新耐震、昭和56年以降の建築の建物といたしましては、東中学校の建物のみが大規模改修を行わずに、現在まいております。この建物につきましては、急ぎ、実施することといたしております。その他の建物につきましては、何らかの形で過去に大規模改修をできてございます。このあたりを町当局とよくよく協議をいたしまして、実際のその傷みぐあい、完全にその柱だけを残してやりかえるということではなくて、どのように劣化しているかというふうなところを加えまして、今後、中長期的なところで劣化が激しくて急がなければならない建物、

もしくは緊急に修理をしなければならないものというふうなものも合わせまして、大規模改造の計画自体を見直していかせていただくような、細かい作業を27年度に行いたいと考えております。

全体額というのは工事費等々を細かく積算してみないと概算となりますので、その作業の中で見たいと考えております。

それから国の補助につきましては、一定施設規模の予算のその老朽化した建物の補助については予算の範囲内、3分の1補助をいただけるというふうになっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） わかりました。ということはトータルな全体的なプランは、ことし考えるということですね。

でしたらですね、いろいろと話がこれまでも出ております緊急性と、危険性と、十分考えてやっていただきたいということが、一つと、それからやはり以前もお尋ねしましたけれど、これは同時に人口規模といましようかね、子供の数における学校再編のことも念頭に入れてやっていく、考えていく要素の中に入れる必要があると思うんですよ。そのあたりはどうでしょうかね。

例えば、全部、順次やったとしても、10年とかかかると思うんですが、10年ぐらいたったら、もう大体、子供がいなのはわかってるんですよ。そのあたりの考慮というのは、どういうところまで考えてありますか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 少子化が進んで、学校でクラス数等が減ってきているというような状況が一つはあるということが、それを考慮した上で修繕計画等も考えなければいけないということだろうと思います。

まず子供たちの今の生まれている状況の中で、これからクラス数がどうなっていくのかというのを見ると、確かに一部でクラス数が減っていく学校というのが出てまいります。一番心配しているのは、例えば第二小学校がどうなるのかというふうなことで、

複式学級になるようなことになれば、大きく考慮しなきゃいけないことがあるんじゃないかというようなことがあろうかと思います。

例えば、第二小学校を見ますと、ここをまず今のところですけども、昨年生まれたぐらいのところまでで、複式学級等っていう状況まではまだいかないだろうというような形になります。

ただ、そういうふうなことでほかのところも、例えば2クラスあるところが1クラスになったりっていうような学校が、可能性として見込まれるようなところも出てまいります。ただその中で、例えば学校の統合等につきましては、やはり保護者の方、いろんな方のいろんな考え方がございますのでそれらの調整もあろうかと思います。そういうところを長い視野で見ていきながら検討していくべき内容であらうかというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） まあ、トータルで考えなきゃならないことなので、熟慮をする時間が  
必要だと思いますから、少子化に追いつくぐらいのスピードで熟慮していただきたいと  
思うんですが。

府中中学校でしたかね、4階建てを3階建てにするとかという考え方ですね。ああい  
ったことも大いに参考にされてですね、これからの、ただ今ある施設を完璧に直さな  
きゃならないというようなことではなくて、柔軟に考えた計画をこれから立ててい  
ただいて、実際に、本当に緊急性と、例えばよく出ました、話が一般質問でもあり  
ましたように、危険な階段があるとかいうようなところとかいうのも、柔軟に対  
応していただいて、それでそれと同時に全体の計画を立てていっていただきたい  
と思います。

いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 先ほど、恐らくこうよく減築とかって言われるような、  
例えばあれですね、確かに大きな規模のものを小さくする、または旧式になったものをむしろ修繕

するよりも建てかえて、小さい建物を新築するとかって、いろんなこうケースがあると思います。子供たちの将来の数、それから教育の内容そのものが、やはり形変わってくると思います。例えばクラスの中の子供の数等も、これから変わってくる可能性もあると思いますので、そういうものも考慮した上で計画を考えていきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） ほかにございますか。

荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） えいがにいとると拝見はしておりますが、いろいろな状態が起こっております。どんどん、どんどん社会情勢変わる中でね。で、学力という点を、ちょっと今回お聞きをしておきたいと思います。

学力検査をされてらっしゃいましてね、委託されてらっしゃる会社、これはどちらのほうでございませうかね。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 熊野町の学力検査は東京書籍株式会社に委託しております。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） ほかにどのような会社がありますか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 私どもで把握しておりますのは、ベネッセ、それから主にはこの2社が学力検査に関しては把握してるところでございます。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 今言われたベネッセさん、これいろいろなことがあったにもかかわらず、政府はね、ベネッセを中心に運営されてらっしゃいます。

最近、受験を保護者として体験した者はよくわかるんですが、やっぱりベネッセというのはすごくスタンダードになっております。小学校、幼稚園からずーっとこう力をつけていって、センター試験でこうね、いろいろな偏差値とかもろもろでこうふるい分けられていくわけでございます。

そんな中で自分がしたいことと、学力によって選ばないけんジャンルというのと迷うわけでございます。そんな中で、やっぱり最後に残るという点で言えばね、学力をつけておけばチャレンジの精神、心が生まれてくる。学力を放棄する傾向がね、少し感じられるんです。私はばかでいいのよ。わからなくていいのよ。フリーターでいいのよというような世代が、まあ言うちゃいけません、中学等のふれあいは少ない、高校クラスになると入ってこられて、これをどうやって救ったらいいかなど。一生涯、やっぱり勉強していくという意欲ですね。

たまたま私も娘の卒業式で女学院にまいりました。リベラルアーツという言葉です。人格教育ということをね、この人は中央審の委員でございますね、学長さん。熱心に言われました。これは宗教教育の中で教えるスタンダード。・・・はどうかのこうのという話で出ましたけど、結局人間というのは試練を受けながら、それに対して鍛錬をする。これはスポーツの世界でも一緒じゃないかと思うんですが、その中で自分が苦心さんたんしながら光を見つける、希望。で、その希望に向けて見つけるということは、自分みずからが見つけた希望であるがゆえに、将来の自分の設計につながるわけですね。

このそういう発達心理かもわかりませんが、そのあたりも踏まえて、学力をつける体制を整えていただきたいと思います、どうでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 学力をつけていく。それは一つはやっぱりこう学力をこう持つことが大事なんだっていう意識を持たせるっていうこと、非常に大事だろうと思います。これは子供たち自身にそういう思いをしてもらうっていうことでもありますけれども、もう一つは社会全体がそういうカバーをしていくということも必要になろうかと思えます。そういうことを一つの背後に持ちながら、例えば、くまどくということで読書をしよう

という、これが勉強しなさいというだけではなしに、実際に学力をつけていくということが大事だということのカバーしていくようなものだろうと思います。もちろん学校ではちゃんと勉強することが大事だということのを授業で教えるということはありません。

それからそのほかでは、例えば中学校になりますと、先ほどちょっと出てまいりましたが、キャリア教育ということで事業所のほうにお伺いをして、そういうこう、世の中を見ることによって自分の勉強してるっていう姿を振り返ることもできるのではなからうかと思えます。

まず、そういうような形で、いろんな形を通して、学力をつけることが大事なんだということ伝えていきたいとは思っています。ただテーマとして大変難しいテーマでございますので、やはり地域とともに考えていかなければいけないし、一緒に進めていかなければならないものだろうというふうに思っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） よろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀬） 言われるとおりで私も思う。特にね、保護者のサポートが非常に大事です。自分の子供の個性を読み取る。やっぱりね、最近普通の大事さという心理学が出だしました。親が勉強せい、勉強せいと言ったときに、点取りで勉強した子はね伸びなくなるんですね。自発的に自分が学びたいという心を持たず、そういうサポートを親がしなくちゃいけない。幸いここはね、広大という日本でも有数なる師範学校、高等師範があったエリアでございます。だから教育の部分も、うちどくも外もあれですが、ぜひ広大の今のノウハウも生かされてですよ、本当の人格教育です。それはある意味では世界に通用する人材になるわけですね。単なる点取り虫じゃない。だから表面づら県内で平均点がいい悪いだけの判断じゃない。人間教育でございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） ほか、ございますか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 193ページ、小学校一般管理事業なんですけれども、ここにですね、



臨時職員の賃金が計上されているんですが、これは26年度には計上されていないもの  
なのですが、こういった理由で計上されたのかお答えください。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） この臨時職員賃金は学校用務員の賃金を計上させていただいてお  
ります。平成26年までは3年間、人材派遣という形で学校用務員を充てておりました。  
平成27年からは直接雇用という形で学校用務員を雇用させていただきます。そのため  
の経費でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） わかりました。

それでは213ページなんですけども、中学校教育振興事業、これは県の事業が終了  
したために50%の減というお話でしたが、これは家庭教育支援アドバイザーの配置を  
終了したというふうに受けとめてよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） おっしゃるとおりでございます。広島県の学力向上総合対策事業  
に付随して家庭教育支援アドバイザーの配置を受けておりました。その指定が26年度  
で県の事業自体が終了いたしましたので、その部分のその予算を減じております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） はい、それでは今後、この家庭教育アドバイザーにかわる役割といいま  
すか、今後どのように対応されるお考えなのでしょうか、お聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部次長（三村） 家庭教育支援アドバイザーは県の事業の中でも各家庭を細かく訪問をし、生徒指導の上でも、家庭教育支援の上でも、成果を上げておりますので、平成27年度家庭教育支援アドバイザーを町費のほうで増員させていただき予算を計上しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） よろしいですか。

~~~~~○~~~~~  
○委員（沖田） はい。

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） 南田委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（南田） 南田でございます。答弁のほうは誰からでもいただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私のほうはちょっとは、話は長くなりますが、民法問題に入りますので、まず基本からお話しします。

日本の民法は皆様御存じのように、明治4年に大政奉還により熊野町でつくられたもので、よいよーから始まっておるのでございます。皆様も御存じか知りませんが、その大事な民法の一部に定めてない民法があるんです。それは何か言うたら国家があるとかないとかっていう議論があるんですが、国旗と国歌と印鑑証明です。この三つは日本の民法には載っていません。これから、これは別に関係ないんですが。それでこのたびの問題も土地の問題でございますが、日本の土地は・・・にされとるんでございます。

一番初めは法律ができたときには太政官布告で太政官が布告したもの、太政大臣が国民に通達しておったんです。それが旧法でございます。この旧法が明治31年の明治新法へ変わったときに、全てそこに大間違いがあるんですが、全て廃止されとるんです。全て廃止し、新法が公布されとるということ。前の法律はその適応があるかないかは私もわかりません。まあ、大体、あないして目新しいんですよ。

ここで皆さんの思い違いもあると思うんですが、私のこのたびの問題は、受迫ため池い

うて、熊野町のため池の基本からの話でございます。日本のため池いうて、まあ、広島県のため池は浅野家から政府へ返されたときには、これは一応政府が受け取ったんです。それでまあ、一応、地方の行政へ渡っておったんでございます。ところが明治22年に農民からこれは、池いうものはわしらのもんにつき、わしらにくれんかいう話があつて、まあ、このときが基本的に私も古いことでよくわかりませんが。町村議会ができておったんですが、よう働いておらなんだんですが、そのときの熊野の記録で残っているのは、明治22年からの議会記録が残っております。その22年の議会記録でため池は町民へくれい、一応議会へ出た。それが審議がされて23年に決議が出たんです。それは水は人間の生活に必要なもんだから、農家のもんでないんで、2年間にわたって審議して、その結果これは町民全体のもんじゃいうんで、明治23年に決議が出ておるいう。

その決議がいろいろの審議やった末に町民のものや、町民へ払い下げってことにはなつたんで、町民いうとこで範囲がわからないいうことで、結局、受迫であつて、町のもんや全部意味で受迫いう決議が出た。その決議が出て、それから紆余曲折はあつたんですが、新法が出た明治31年ですか、このときに旧法の廃止と同時に新法が公布されたがです。そのときの交付の中に、もう私が言うまでもなく、皆さんも私のような、それはいつも言うんで、小学校しか出ちよらんで、勉強しらんけで、私以上の勉強された人がようけおるのわかる思うんですが。

結局、そのときに全ての法律が変わつたんです。それで廃止になつて、そこがね、昔をよう・・・ですが。それでその廃止のときに皆さんが、わしいつも言うたのは、何十編て言うとしてわかる思うんですが、ね。人格のないもんは、昔は誰でも登記をやりよつたんじゃが、人格のないものは、不動産を持ってあるような何かなつたんで、まあ、これは皆さんがわかちよると言われれば言いませんが、そこから話してかにゃあ、私の問題に入られん。人格がないものは持てん法律ができて、国は民法3条で人格は生まれながらに持つもんであつて、後では人格は持てんいう3条ができとるんです。

それに関連して、今度は不動産が持てないになつたらどうするか言うんで出たのは、民法239条2項です。人格のないもんの不動産は、これは国のもんですよと。だから国へ持ってつても、それから長うなるけど紆余曲折があつて国に持ってつてもものもらわんという意味で、今度は国が95条いうものをつくつて、それには原因があるんじゃと。どこかにあつたもんじゃなくて95条で出したのが、錯誤によって持てんようになった

んじゃけ、これは本人がわしので言う申立てすれば自分のものになるいうんが、錯誤更正でこの法律を適用して熊野町に登記をしておるのが、七つ池受迫。今の中学校の校庭の土地でございます。これは、昭和31年に、このときは、私は議員じゃございませんでしたが、司法書士の資格を持っていましたので、町の委託を受けて一から調べて熊野町へ、何せ、今熊野町の町の名になっておると思うんでございます。登記図面も私がつくって町へ納めておるんじゃけ、町には、そがなものは知らん言うて。ここで言いますがね、不思議な町ですよ。どこへ行ってもあるんですよ。それは何か言うたらね、浅野さんからね熊野町へもろうたったときに、浅野家の禄高帳いうて、……。今のじゃったら土地台帳です。昔のお城じゃけ禄高いう帳面があったがね。熊野へも、そんなもんじゃない、全国の町村にみなおってきちょうんです。熊野もたったこの間まであったんで。これは、なようしちゃいけんもんです。それで、この役場へ移転するときに、なようになったとか何とかいう答弁ですが、それがありませんよ。

それがそのようにね、いろんな行き違いが出ておるんと思いますかね。まあそういうことで、そのときがはじめて今の受迫いう問題が出て、それからわしは議員じゃなかったが、その当時は議員さんも審議され、あちこちで調査した結果、これは言うんで、広島法務局の認可を得て、わざわざあそこへ文書を出してね、こういうやり方が間違いじゃのうてやったのが、現在の中学校の屋敷でございます。

これに準ずるものが熊野町には受迫のため池が133筆ありましたと、その当時。で、これは、町が自由にいつでも登記を直して使ってもええいうことで、これ登記いうて不思議ですが、……。ですが、こういうところで問題の間違いができるんです。登記いうものは申請ですよ。それでこの場合は申請じゃないですよ。間違うてそういうなつてなつたんじゃけ、政府がおまえらに戻してやるけ、好きに取れいうんですけ、錯誤更正で、錯誤じゃったけ、直しますいうて、何の許可も要らんです。今やったら、今町長さんの判と、町の職員さんがされりゃ、ようけながや。業者が請け負えば業者の委任状なくてできる。

ところが私がこのたび問題にしているのは、そういう土地で明治31年に変更によって受けたのが、今の受迫の土地です。これはほかのことは調べてもらわんでも、民法見てもらえばわかるんです。その土地が、これは民法で見たら熊野町の土地です。その土地が昭和45年に、熊野町が町民のものから熊野町の土地を買い上げたような議事録が、ええ、契約書があつて、何遍申しても、それら違いませんと、町のもんじゃないな、今

までは一般じゃったんです。

ほんで私が何十年言うても、これは直して今日特にいうのはね、私もあと1週間か10日か、20日なり、議員の資格がないですが、いつ負けてもおかしくない年でもある。ほじゃがこれはね、私もね、そりゃ皆さんどうかしらんが、あなたたちも同じ議員ですよ。直しておくのが建前じゃ思うんです。ええでや、悪いんじゃなし、個人感情でなしに。これは何の、六法でも何の法で見ても、ここであんたしらが答弁が・・・ください、これは熊野町のもんです。その土地が、そういう登記が何べん言うても、ほで町長さんだけにちょっと言うときます。あんまり不思議なけ。去年の6月と9月やった、2回議会でね、町長さんが答えてこれは町民のもんじゃ、町のもんじゃない言うてる。言うて、まだ1年なっておりません。2回、答弁、それはわざいに私が問うたもんです。してこれを町長さんの揚げ足とるんでなしに昔からの話になって、わしは話すんです。

そういうふうなことで、皆さんは契約いうことを日本人なら知っちゃってじゃろ。契約を品物なあものを契約しとるんです。結局、人格のないものを契約しておるんです。それは相手のなあものだから、無効ですよなんでも、契約は。ただね、この問題でも、それは25年、6年になるんですが。しゃあなあ、時が過ぎりゃ時効がくる時期、時効いうもんは、そがに簡単なもんじゃないんです。人のものね完全に権利とらにゃ時効にならない。・・・、何問うてもそれはここではっきり言いますよ。それは教育課長でもこれなん言うたら、わしは1時間、わしは協議してもらいまして、私が言われたことに反論はしてません。

ただ現在の受迫の登記が契約して熊野町がかかっておるが、このもんは正しいか。わしはね、それ説明してきや長うなるけ。町のことを聞きたいんですよ。それならどういう意味か。今、言いいかけたのは、これを今このままにしたらね、・・・が・・・とったもんでね、銭戻しに行ってもどこへとりに行ってええかなんの法律で言うたら。契約の相手方おらん。それなら、こういつやめるか言うたら、やめれてない。50年でも100年でも、今、どうなんですか60年なるんじゃなあですかね、昭和45年じゃけ、まあ。それからずーっと熊野町、金が払うてあるんですよ。何ぼ言うても、それは・・・。ええわ、ええわ言うんじゃないんです。なぜ払うんか。その原点を報告してください、いうです。その原点の報告ができるまでは調査して出してください、これで待ちます。

26年の間、町の職員の人から、そら入れかわっておるが答弁をいただいております。議事録も全部残ってます。民法でね、所有権は認めて、ね、それわざわざ。これは町の

もんじゃけ、町にやるいう法律までもつくってもろうて、その法律が珍しい法律があるんです。期限がないんです。いつでもええときに切つてとれいう、そういうやすうに考えてもめごとの元にもなったんですよね。おかしい法律ですよ。町が思うときに切つて取りなさいと。ほんで133筆はものもんじゃいうのわしの意見ですよ。これが誰に言うても熊野のもんじゃない、あれはわしんじゃ、わしんじゃって、それならばね、不動産登記法いう法律が明治民法できて、法律は皆さんも御存じじゃろうが、わしは明治民法、明治民法言いますが、今は昭和民法に変わっておるんですけの。昭和23年に民法が改正になつとります。ただ、全部はそのまなってます。その敗戦のときに必要なとこだけは新しい公布、じゃからあとは昔の明治の民法公布そのまま。私が言うのは皆さんに、それはめんどくさいけど、どうでもしとつてくれえ言われれば、どっちかに定めてもらいたいんです。それは、何、役場の誰でもですね、何やここが正しいって思う案を出してもらや、それを審議すりゃええじゃない。それは今までいかに、それ二、三日前は関係者の人からの話がありました。あの土地は、・・・、あれは南田さん、・・・それは知らんいうの。それは町の問題であつて、わしや一個人じゃけ。それや、私、一個人の話をすれば、50年も70年も、時効も何もないんじゃが、皆さんの話し合いで、それなり町民の人が言われました。はあ、予算いうものはそがいなもの。わしこの間の議会で言いましたが、予算いうのは町長が提案して、議会が審議して、何、決議すれば、どがな予算でも出ますよ。そういうのやこういうの、熊野はえつとやつてあるんです。町政報告会行く書類をこさえておりますがね。

まあ、ええことは知つてもらう、ええら直すことだけはね、私は町政報告をしとこうと思うんです。それで、皆さんに知つてもろうて。それじゃ、きょうも私もちよつと指摘できんか思うんですが、朝になつて書類こさえてね、ええ。・・・込んでね、町長のところに上申書を出しております。ね、これはね、熊野町を皆さん、ようよう知つといてくださいよ。熊野町を乱すためじゃないんですが。もう50年も60年も要らん予算を払うたり、それじゃあ困るけ、正しい法律に切りかえるんじゃなしに、切りかえるのは間違うちよるに。間違うたらどうかなる。私が言わにや、これでほかに何はないですよ。そうすりゃ、その利害のある人がああじゃこうじゃいうて言われますがね。

それは・・・戻してもらえりゃ、億単位、一千万円どころじゃな、大きくなって、町はいいかもわからん。それもわし一人が言うわけにはいかんいうのよ。町長が提案して議会が同意せんじゃできんのちゃう。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 南田委員。南田委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（南田） そうじゃがね、これはわし、これだけ話してて、おわりませんよ。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 南田委員。南田委員。答弁求めましょうか、執行部の。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（南田） えっ。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 答弁求めましょうか。執行部の。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（南田） 答弁をって、法的な答弁を・・・、ならんのなら、そういう答弁なら要らんよの。・・・今までね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） 質問していただくのは非常に結構でありがたいと思います。学校施設の土地に絡んでますんで。学校施設の土地絡んでますんで、質問の権利はあつてしかりと思います。ただ、演説であつては意味がないので、質問をされるのであれば、答弁を求めたいと思います。

執行部に答弁求めましょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（南田） どういう答弁。結局、私はね、法律どおりにすぐ実行する言われれば、問題ありません。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） それに際して執行部の考えを答弁を求めましょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員（南田） えっ、勝手は言いません、わしはそこにえらいもんでないでね。それ考えや基本は、町が調べて出すべきものですよ。わしがああせい、こうせい言うてんじゃありません。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○文教分科会進行役（片川） じゃあ、質疑いうことでとらえなくてよろしいですか。





○文教分科会進行役（片川） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（荒瀧） ちょうど4年目の節目になります。教育財産でございますので、教育委員会が管理の責任があると思います。私は4年なりに一生懸命調べました。で、多分15人の委員の方もそれぞれの見方で見解があるかと思うんですが、統一見解、ね、どういう理由でこういう所有権、賃貸借契約になってるか。

で、たまたま、私の意見を述べさせてもらいます。私は農林水産省、もろもろの資料も見まして、ため池のことも調べました。農林水産省は、ため池よりももうかんがいダムの方向に進んでおりまして、まあ、今から農政、どう動くかわかりませんが、宇野弘文氏という経済哲学者がおられます。農林省のメンバーで。その方の意見は、社会的資本であるという意見です、ため池は。で、私、一番大きいのは、村議会の決議があるということです。先輩方の村議会がですね。その後、もろもろの法律が変わろうとも、地方自治のこれは範疇だろうと思います。だから地方自治の中で皆さんがこれが公平であるということ判断する資料を公表いただければありがたいなど。

それから法人というのも私はこだわる必要はないと思います。法人に準じた扱いの人ってというのは当然あって、当時は、地域自治が随分強かったらと思うんです。米が生きる糧だったわけです。水争いってというのは随分ひどかったらと思うんです。

そういう意味で、そのいきさつの中で皆さんに見せてもらいたいのは、実は村議会の決議書。これを私は見せていただきたいという思いでおります。

以上、文書なり、わかる資料、私らばかりでございますんでね、一つ、わかりやすい資料でご提示いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） 答弁願います。

副町長。

~~~~~○~~~~~  
○副町長（立花） これは村議会のことですから、議会事務局にその書類がございます。

会議録として、議事録として。それを見ていただければよろしいかと思えます。執行部のほうには、そういう書類はございません。

以上です。

○文教分科会進行役（片川） よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようでしたら、社会教育費から説明を求めます。

中村生涯学習課長

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） それでは、生涯学習課の事業をご説明申し上げます。218・219ページをお開きください。

9款、教育費、6項、社会教育費、1目、社会教育総務費、社会教育一般事務でございます。事業費は363万6,000円、207万5,000円、36.4%の減額でございます。

減額の主な要因といたしましては、社会教育指導員報酬の未計上、それとくまどく関係のスリム化でございます。

事業内容といたしましては、社会教育委員会の運営に13万7,000円、社会教育関係団体の育成及び補助に係る事務に対して159万円を計上しております。また、小・中学校保護者対象の家庭教育、子育て世代を対象とする講座や研修を開催するにあたり、8万円を計上いたしております。並びに、家庭教育及び青少年育成の一環として、平成24年度から開始しております家庭読書「くまどく事業」の推進に対して53万1,000円を計上しています。

続きまして、221ページにかけまして、人権啓発事業でございます。事業費は58万8,000円、8万5,000円、17.3%の増額でございます。

特定財源として、諸収入・雑入・職員研修費助成金50万円がございます。

事業は男女共同参画社会推進をテーマに、少人数での地域講座及び町民会館ふでりんホールで行う規模の人権啓発講演会等を開催いたします。

主な支出といたしまして、講座・講演会として、43万4,000円でございます。

同じページの成人を祝う会事業をご覧ください。事業費はほぼ同額の50万8,000円でございます。

新成人で実行委員会を組織し、郷土「熊野町」の将来を担う、若者の門出を祝います。来年の対象成人者は、約250人でございます。主な支出は成人者記念品として、30万9,000円がございます。

さらに、同じページの青少年健全育成事業は事業費46万円、33万円、3.5倍

の増額でございます。増額の要因としては、登録いただいています。通学路周辺の186軒の110の家に児童からわかりやすいように軒下にタペストリー及びステッカーを配布いたします。

また、青少年育成くまの町民会議を中心に、小学生が親子で通学路を清掃する「ゆーすふるサンデー」事業や幼児と高齢者の交流を図る環境美化活動事業など、各年齢層に合わせた取り組みのほか、研修会の際には子ども会等にも呼び掛けてご参加いただいております。

続きまして、222・223ページから、2目、町民会館費、町民会館施設管理事業でございます。事業費2,315万1,000円、117万5,000円、4.9%の減額でございます。

特定財源として、民生費使用料、老人福祉センター使用料等、100万円、コピー等の雑入が5万円、計105万円がございます。

生涯学習センターとしての機能を果たす町民会館の施設維持管理にかかるものでございます。減額の要因としては、修繕費の減額、清掃委託料の減額でございます。主な支出は光熱水費769万2,000円、清掃及び空調委託料●●●万円、燃料費257万1,000円がございます。

同じページから225ページにかけまして、3目、公民館費、熊野西公民館管理運営事業でございます。

事業費は、1,064万6,000円、48万9,000円、4.8%の増額でございます。

特定財源として、国庫支出金・都市再生整備計画事業交付金40万円、使用料及び手数料、公民館使用料として、120万円、行政財産目的外使用料、電柱使用料5,000円、雑入、臨時職員社会保険料納付金33万4,000円、受講負担金8万円、コピー等の雑入として、14万,000千円、計216万3,000円でございます。

多世代交流活動を推進する、熊野西公民館の維持管理及び主催講座等の運営にかかるものでございます。

増額の要因として、光熱水費の増額です。

主な支出は、館長賃金232万8,000円、光熱水費226万2,000円、管理委託料●●●万●,●●●円でございます。

続きまして、同じページから227ページにかけての、熊野町公民館管理運営事業

でございます。事業費は520万4,000円、26年度と比較して、3,335万5,000円の減額となっております。

特定財源は、使用料・公民館使用料、216万、行政財産目的外使用料電柱、駐車場等60万1,000円、雑入、臨時職員社会保険料納付金6,000円、受講負担金12万円、自動販売機設置負担金31万8,000円、公衆電話料7,000円など計321万2,000円でございます。

減額の要因として、26年度講堂舞台照明設備の改修工事が終了したことでございます。

生涯学習の充実を図る、町民会館の町公民館部分の維持管理及び主催講座等の運営にかかるものでございます。

主な支出は、臨時職員賃金116万円、報償費57万6,000円でございます。

同じページから229ページにかけての熊野東公民館管理運営事業でございます。事業費は、841万5,000円、290万4,000円、52.6%の増額でございます。特定財源は、公民館使用料32万4,000円、雑入・臨時職員社会保険料納付金29万円、受講負担金4万5,000円、コピー等の雑入3万円の計68万9,000円でございます。

地域住民との学習の場、熊野東公民館の維持管理及び主催講座等の運営にかかるものでございます。増額の要因といたしまして、26年度総務課で計上した臨時職員賃金を東公民館で計上したため増額となっております。

主な支出は、臨時職員賃金194万円、光熱水費88万3,000円、管理委託料●●●万●,●●●円でございます。

同じページから231にかけての公民館一般事務でございます。

公民館全般に関する事業、また公民館運営審議会に関する事務でございます。

事業費5億1,604万円は、26年度と比較して大幅の増額になりました。特定財源は、国庫支出金、都市再生整備計画事業交付金、1億3,280万円、県支出金グリーンニューディール基金事業、5,700万円、放課後子ども教室推進事業補助金、47万6,000円と、財産収入として旧中公民館建物貸借使用料、139万6,000円、公共施設等整備基金繰入金、6,800万円、一般単独事業債、6,980万円、公共事業等債、1億7,920万円、総計5億867万3,000円でございます。

増額の要因といたしましては、工事関係といたしましては、熊野団地地区の都市再

生整備計画の中核施設としての新西公民館の新築工事を行います。

福祉避難施設に非常災害時、必要最小限の電力を太陽光発電蓄電し、電力を供給するグリーンニューディール基金により、町民会館・新西公民館屋上に太陽光発電パネル、蓄電地を整備します。

また、新西公民館の備品購入費を計上いたしております。並びに、県の補助を受けて行う放課後子ども教室推進事業は、子どもの安全・安心な活動の場として、年20回程度、土曜日に、地域の方々や大学生ボランティアの協力を得て、昔あそびや集団活動等を体験させるものでございます。町民会館を中心に各公民館を会場とし、町内全域の小学生を対象に実施しております。

同じページから233ページにかけての4目、文化財保護費、文化財保護事業でございます。

文化財保護委員会を開催し、文化財保護・活用を図るとともに、郷土館管理運営に関する事業でございます。

事業費は205万円、13万円、6.7%の増額でございます。特定財源は、町史等販売代金、郷土館使用料、行政財産目的外使用料、計1万2,000円でございます。

増額の要因といたしましては、館内照明機器の修繕費用を計上したため増額となっております。

主な支出は、管理委託料●●万●, ●●●円、修繕費39万5,000円でございます。

同じページから235ページにかけましては、5目、図書館費、町立図書館運営事業でございます。

さまざまな情報を住民に提供し、知る機会を保障する図書館運営にかかる事業でございます。

事業費は4,770万6,000円、382万7,000円、9%の増額でございます。

特定財源として、行政財産目的外使用料、11万9,000円、広島県市町村振興協会市町村交付金、492万4,000円、臨時職員社会保険本人負担分61万2,000円、公衆電話5,000円、計566万円を計上しています。

増額の要因といたしましては、26年度に総務課で計上した臨時職員賃金を図書館日で計上するものでございます。また、備品購入費32万円でございます。

主な支出は、嘱託司書報酬7名、963万2,000円、臨時職員賃金3名511万7,000円、図書費1,179万6,000円でございます。

同じページから237ページにかけまして、7項、保健体育費、1目、保健体育総務費、社会体育一般事務でございます。事業費は4,340万円、225万9,000円、5.4%の増額です。

増額の要因といたしましては、なでしこジャパン応援イベント費用でございます。

事業内容は、指定管理契約をしておりますNPO法人熊野健康スポーツ振興会に対して、生涯スポーツ振興の活動拠点となる、町民グラウンド・体育館・くまのファミリー公園・冒険広場の維持管理、また、スポーツ推進委員事務、小学生を対象とする遊びと学びの交流学校事業を委託しています。そのほかに、補助事業といたしまして、体育大会等のスポーツ大会実施、体育協会等のスポーツ団体補助事務、筆の里スポーツクラブ運営がございます。これら、委託事業、補助事業に伴う、人件費を補助金として支出しております。

主な支出は、管理委託1,634万1,000円、補助事業として、2,492万1,000円、なでしこジャパン応援イベント補助200万円でございます。その他、生涯学習課事業といたしまして、各小学校の夏休みプール開放事業費用を計上しております。

同じページから239ページにかけまして、2目、体育施設費、社会体育施設管理事業でございます。町民グラウンド、体育館、冒険広場、ファミリー公園等の施設管理を行うものでございます。

事業費は6,736万8,000円、4,412万5,000円、約3倍の増額でございます。

特定財源といたしまして、行政財産目的外使用料、3万1,000円、公共施設等整備基金繰入金2,580万円、地域スポーツ施設整備助成金、通称TOTO助成金2,000万円、計4,583万1,000円を計上いたしております。

増額の要因といたしましては、町民グラウンド照明設備208灯の更新及び、グラウンドフェンスの改修でございます。

主な支出は、土地借上料を、1,784万3,000円、グラウンド照明工事でございます。

以上が、生涯学習課事業 でございます。







財のあれで、熊野全景の地図やなんか、またひっつけられたらどうですか。どっか倉庫へ置きちゃうというようなことも聞いたけど、でもあの工房ができた当時、畳2枚分ぐらいの大きなこう全景があったですよ。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 申しわけございません。私の思いでは、もう大分昔に筆の里工房をこう改築といいますか、中の模様がえをしたときにのけて、そのときに廃棄してるのだと思っておりましたが、ちょっと私の思いだけのようですので、訂正させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 久保隅委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（久保隅） それは金をかけてあれだけのもんつくっとんじゃけ、この熊野の文化の説明からいくと、確か砕いてごみにしちゃおらんはずじゃけね、調べてからそれは郷土館のほうへでも、またええなにやってくださいや。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 今、教育部長のほうからちょっと答弁があったんですけど、工房のほうでですね改修工事があったということですね、町のほうへ持って帰りまして、一時期2階のほうへ置いとったんですが、今確かですね、4階のところに、奥のところにですね、置いとるはずで。で、ちょっと私もその間ちょっとまた異動もありましたんで。今、上のほうあると思います。それとその大きさがちょっと大きいもんですから、今後の、まあ利用場所というのは、またちょっと検討させてもらわなきゃいけないと思います。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 久保隅委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（久保隅） ああいう文化財の財で、熊野町の随分昔からの地図じゃったもんです

けどね、できりゃあ、どこぞでこう加工してこられたときにやっぱり昔の道路のどこへどうつたいいうぐらいなものを置いちゃってもらいたいと思うんです。

まあ、よろしゅうお願いします。まあ、ええですわ。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 先ほどのなでしこジャパンに関連するんですが、どのような企画をされて、時期的にいつごろやられるか、現時点での企画のことをちょっとお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 現在ですね、なでしこの正式メンバーの方を熊野町のほうに招致しようということで計画しております。

ただ、ちょうど時期的なものなんですけども、調整中なんですけど、現在、ワールドカップが始まるということで、国際大会等がちょっと開かれておりまして、当初はですねできれば大会前にですね、熊野町のほうに来ていただくということでやりおったんですけど、ちょっと今、現在、調整中です。ただ、いずれにしてもですね、年内に熊野町のほうにおいでいただいて、また交流を持たせていただきたいということで計画しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） よろしいですか。

山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 文化財保護の件なんですけど、今ここに文化財保護委員さんというのが8人って出しているんですけど、どこの委員会においても、やっぱりすごく高齢化されてると思うんですけど、これ平均年齢というか、どうでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○文教分科会進行役（片川） 中村生涯学習課長。



○文教分科会進行役（片川） 三村次長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部次長（三村） 東中学校のほうにも、ちょっと伺ってみたいといけないのですが、今のところその学校が違うということで、検討はしておりませんが、合同で練習できないかということは、確認をして協議をしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（沖田） せっかく思いを持ってですね、女子がやっぱりサッカーをしたいということで環境を整えてあげるという意味においても、女子のサッカー部として本当にやりやすい環境ということでいろいろ御検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で当分科会での審査は全て終了といたします。

それでは審査報告につきまして、進行役において報告書を作成したいと思います。

報告書作成のため、暫時休憩します。

（休憩 11時47分）

（再開 11時48分）

~~~~~○~~~~~  
○文教分科会進行役（片川） 休憩前に引続き分科会を再開します。

分科会報告書を作成しましたので朗読します。

---

（案）

平成27年 3 月 16日

予算特別委員長 山 吹 富 邦 様

平成27年熊野町議会予算特別委員会文教分科会審査状況報告書

本分科会は、平成27年予算特別委員会において付託された次の件について、3月16日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

1 審査議案

議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算のうち、教育費、民生費の一部について

---

○文教分科会進行役（片川） ただ今の分科会報告書を、予算特別委員会に報告することとしますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○文教分科会進行役（片川） それでは、ただ今の分科会報告書を予算特別委員会で報告することに決定しました。

皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

（散会 11時49分）



平成27年 予算特別委員会

(会議録 第2号)

1. 招集年月日 平成27年3月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 平成27年3月16日

~~~~~○~~~~~

4. 出席委員 (13名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員 (2名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 13番 尺田 公造 | 15番 南田 秀夫 |
|-----------|-----------|

~~~~~○~~~~~

6. 説明のために出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育 長  | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 立花一郎 |
|--------|------|

~~~~~○~~~~~

8. 会議に付した事件

- 議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算について
- 議案第21号 平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第22号 平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 平成27年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成27年度熊野町上水道事業会計予算について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 13時28分)

○予算特別委員長(山吹) ただいまの出席委員は13名です。定足数に達していますので、ただ今から予算特別委員会を再開します。

まず、各分科会での審査について、各分科会進行役から報告を受けたいと思います。



3つの分科会におきまして、それぞれ慎重に審査していただきました、各分科会の報告をお手元に配布いたしておりますので、ご確認ください。

暫時休憩します。

(休憩 13時28分)

(再開 13時29分)

~~~~~○~~~~~

○予算特別副委員長（沖田） 休憩前に引続き委員会を再開します。

それでは、総務厚生分科会の報告をお願いします。

総務厚生委員長。山吹委員長。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生委員長（山吹）

---

平成27年 3月16日

予算特別委員長 山吹 富邦 様

総務厚生分科会

進行役 山吹 富邦

#### 平成27年熊野町議会予算特別委員会総務厚生分科会審査状況報告書

本分科会は、平成27年予算特別委員会において付託された次の件について、3月12日、13日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

##### 1 審査議案

- 議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算のうち、議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、消防費、公債費、諸支出金、予備費について
- 議案第21号 平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 平成27年度熊野町介護保険特別会計予算について

~~~~~○~~~~~

○予算特別副委員長（沖田） ありがとうございます。

暫時休憩します。

（休憩 13時30分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 休憩前に引続き委員会を再開します。

それでは、産業建設分科会の報告をお願いします。

産業建設委員長。

~~~~~○~~~~~

○産業建設委員長（大瀬戸）

---

平成27年 3月16日

予算特別委員長 山吹 富邦 様

産業建設分科会

進行役 大瀬戸 宏樹

### 平成27年熊野町議会予算特別委員会産業建設分科会審査状況報告書

本分科会は、平成27年予算特別委員会において付託された次の件について、3月13日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

#### 1 審査議案

議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算のうち、農林水産業費、土木費、  
総務費の一部について

議案第22号 平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について

議案第25号 平成27年度熊野町上水道事業会計予算について

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○予算特別委員長（山吹） ありがとうございます。

続いて、文教分科会の報告をお願いします。

文教委員長。

~~~~~〇~~~~~

○文教委員長（片川）

---

平成27年 3月16日

予算特別委員長 山吹 富邦 様

文教分科会  
進行役 片川 学

#### 平成27年熊野町議会予算特別委員会文教分科会審査状況報告書

本分科会は、平成27年予算特別委員会において付託された次の件について、3月16日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

#### 1 審査議案

議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算のうち、教育費、民生費の一部について

~~~~~〇~~~~~

○予算特別委員長（山吹） ありがとうございます。

以上で、3分科会からの報告を終わります。

これより、議案第20号、平成27年度熊野町一般会計予算から、議案第25号、平成27年度熊野町上水道事業会計予算までの6件について、一括して総括質疑を行

いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から、議案第25号までを一括して総括質疑を行ことに決定しました。

それでは質疑ございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員(沖田) 町長の施政方針にもあったんですけれども、自主防災組織への活動支援ということがありましたが、総務費の中で自主防災組織への支援の予算計上が減額されているのはなぜなのでしょう。御答弁ください。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長(山吹) 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長(岩田) 自主防災組織への支援ということで、今回は、一つは一時待機所というのが申し上げました。これは消防費に組んであります。

それから自主防災組織への高まりというのも、自治会でかなり高くなってまいりました。もう自主防災組織に近い活動をしているところもありますし、現に今年度も独自の避難訓練とかですね、出前講座の要請ももういただいております。このために自主防災組織への支援は消防費の中の、ちょっとお待ちください、災害予防応急対策事業というところの、一番最後のところに、負担金補助金のところに計上させてもらっております。

内容といたしましては、防災リーダーを研修するというような他市の例を参考にしたんですけれども、そういう場合の補助、それから設立の際にマップとか名簿とかをつくるのに、幾らか費用がかかると思うんですが、それを補うための支援。それから資機材。これは初期消火とかいうような、これ進んだ場合ですけれども、そういうのにも備えて資機材。それから、訓練をされる際の若干の消耗品というメニューで今年度は組ませていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長(山吹) 荒瀧議員。



○予算特別委員長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） たとえの例なんでございますが、呉地に実はトイレをつくっていただきました。最初は管理の問題で随分不安を皆さん持たれました。ただ、やっぱり先ほども教育のことで申しましたがね、やっぱり障害というのは全てついてくるんですね。それをみんなの力で、今次長さんが言われたように、鍛錬をして解決して、で、次の希望を見出していくという、このレッスンでございますね。その中で管理もですね、やはりそれなりのサポートが必要ではないかと思うんですが、その点、いかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 日常の、まず管理、それから建物を使用するために必要となる電気水道等の光熱費、実はこれも自主防災組織が全て負担されるというふうに、今お聞きをしております。そういったことなので、まず自主防災のそういった意欲というものを最大限尊重しながらですね、向こうからこちらでちょっとメニューは準備をしましたけれども、これからあとの支援をしていくことはありませんかということでお声かけはしていきたいと、こういうふうに思っています。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） そのあたりは模索中という点もあろうかと思うんですが、ちょっと今タイムリーなんですね。仙台で国連の世界防災フォーラムというのが起こってる。これの一番根っこのところ、話は端的に申しますとね、やっぱり情報の共有化というところに入っとるようでございます。やはりいかにその情報を、的確な情報をとらえるか。災害についてですよ。もう一つは、今国のほうもお金を逆に投資しようという趣旨もあるのかもわかりませんが、国土強靱化計法ができましたね。これは災害で壊れた後直すという発想やなくて、壊れる前に強靱化していこうじゃないかという趣旨の法律なんです。そういう意味からすると今回の待機所というのは一歩前へ出た、町としては随分積極的な提案であろうと、計画であろうと、私も評価はしております。

ただ、やる以上はですね、しっかりしたもの、これはやはり専門家のご意見も頂戴し

ながら、せっかくなのに災害で壊れたとか、もう一点、熊野の地形のことも考えてください、町長さん。トンネルを掘られたときに見られと思うんですが、あっち方面は流紋岩という、割とかたい石なんです。で、南にかけては、これ花こう岩。風化花こう岩、真砂土なんです。ただその色分けがきちっとされとるわけじゃないんですよ。地形というのは、こうしゅう曲をしながらいろいろ混じっておりますが、安佐南区で一番問題になったのは、真砂土、風化花こう岩でございます。それからほかの地域にも災害に耐えるものを考えなくちゃいけないという位置づけも必要かと思うんですがいかがでございますか。

~~~~~○~~~~~  
○予算特別委員長（山吹） 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部次長（岩田） ありがとうございます。やはり防災に力を入れるということなので、今回の分は、まず町内13カ所の避難所がございますが、その避難箇所についてはおおむね1キロぐらいのところでは、割かし行きやすいんじゃないかということで申し上げました。こういう形で言えば、今回の一時待避所でおおむねカバーができるということなんですが、今言いますように地域にはそれぞれ特徴があります。道路事情もさることですが、例えば年寄りが非常に多い、ちょっと言葉が悪いですね、高齢者が非常に多い、ここは小さい子供がいっぱいいるとか、そういった状況があるかと思っておりますので、こういったものは地区の盛り上がりの中で、本当の今の距離だけで足りてるんかどうか、これらの実態を、声を聞きながらですね、それぞれまた今のような形で何とかカバーしていく方法を考えていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~  
○予算特別委員長（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（荒瀧） 今の中で、少し不安な点があるんです。実は、ハリケーンカトリーナの件で経験談が出ておまして、アメリカから。タイムスケジュールなんですね。ハリケーンが上がったときにはね、消防団も警察ももう待機なんですよ。貴重な人命なんです。自衛隊員もそうなんです。待機するための情報が要るんです。動いちゃいけないのです。動くと、死亡でありに災害に巻き込まれるリスクがふえるわけですよ。これがだんだん、だんだん常識になってきとるわけですね。とにかく助けなきやって出た人がまたけがを

するわけですね。

そういうやはり専門的知識を持ちながら、逆に言えばこの時間は絶対出てきませんよと、さまざまな气象台からいろいろな県からの情報も踏まえて、それをいかに高齢者の、弱者の方に提供できるか。この情報網の整備が必要ではないかと申し上げておるんですが、いかがでございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃるとおりですね、災害時におきましての行動については慎重に行っていかなきゃいけない。ただ、同じく住民の方の生命、財産も守らなきゃいけない。そうした中で、消防署、また災害時には警察とも連携を取っていきます。そういった形の中で適時そのときに一番適切な方法で災害に臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） ほかにございませんか。

藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） きょうこうして予算審議が終わろうとしているわけですが、そうした中で渡先輩もおっしゃってましたけど、委託費という部分ですねが、結構パソコンに関することが結構あるかと思うわけですが、今回、世の中の流れの中で、クラウドというシステムに入るといこととありますが、やがてそのクラウドに参加することによって、この委託費がどれぐらい全体で、町役場の中で全体でどれだけの効果が、金額的なものですね、恐らくそれがあからクラウドに参加されると思うんですけど、その総額、旧来からのものであったら何億であったと。クラウドに参加するがために何億になったというのをまとめてあると思うので、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず、クラウドにつきましてですけども、これは町の中にもたく



さん、いろんな電算関係があるんですが、そのうちのいわゆる税、住民とか財務とかいった、こういう基幹系というのが移行します。この基幹系のシステムについては、現在5年間の長期継続で契約をしている額が4億1,500万という契約をやっています。これに消費税を掛けて5で割ると、約1年間に八千幾ら払っていると計算になると思います。

この4億1,500万円のもの、この次の更新時にクラウドに移行するということによって幾らになるかという話だろうと思います。現在のところでは3億3,900万ということで、計算では7,600万円、約18%の削減効果があるというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） じゃあ、お安くなるなら、それはそれでいいかな、結構かなと思いますが、ただしこのクラウドという部分ですね、セキュリティの部分、これもっとさっきの中で質問すればよかったんですけど、ちょっと機会を失ってしまったので、ここでさせてもらいますが、セキュリティーに関してどうなのかと。昨今は、教員の御自宅のほうへですね、脅迫状が届いたとかそういうようなことで、実際、二、三日前のテレビで伝わりましたわけですけど、この住民のその個人情報といいますか、そこらあたりまで含めたものになるんじゃないかなと思うんですけども。そのセキュリティーに関しては、どういうふうになってるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 今おっしゃられましたようにクラウドというのは最近こう導入が進んできたものです。御存じだとは思いますが、この原因は東日本大震災で庁舎が壊滅的な被害を受けて、サーバー室が皆飛んでデータがみんななくなったと。こういうことから非常に導入が急に盛り上がった制度というふうに思います。

それで、今言いますように、セキュリティーの面でいいますと、現在熊野町の電算室の中にデータがございますので、そのデータを行き来するときに、いろんな制限なりブロックをかけて、ウイルス等の対策を講じているんですけども、今回の分はそうじゃな

くて民間の、その電算専用に限震、あるいは耐震構造を持ったようなところとかですね、その外部からの侵入を物すごくガードするような、そういう民間の施設に委託をするというのが、セキュリティーの最大の特徴であります。

ここで、どこのセンターに置いてるといのは申し上げないほうがいいのかもわからないんですが、管理上は。しっかりしたところで、キープしておられると、もらっていると、こういうことでございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 私は最近自分のパソコンでですね、会社のあるパソコンから今持って歩けるパソコン、それから自宅にあるパソコン、これをある会社のクラウドを使ってですね、どこからでも情報を書きかえ、呼び出しできるようにしているわけですけど、それって割に単純な形で取り出すことができます。

そうした中で、やっぱり私が心配するのは、例えばお勤めいただいた方が例えば退職、何かの理由で退職して、で、サーバにアクセスできるとかいうことになったときに、どうなのかなという気がして、そっちのほうをすごく気にはしてるんですよ。それはどういうふうな対策でされてますか。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 岩田総務次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず、このクラウドにつきましては、通信用回線を利用するのは、まあ、そのとおりなんですけども、専用の閉ざされたネット内だけで通用するように入ってくる、だから一般のところから入れない、公共団体しか入れないそのネットワークの中に入るということで、外部との連絡なんかできないと。市町村から、自治体から送ったものがその暗号によって処理されない限りそこに入れないという形になってますので、一応民間の方が御自宅から入るといことは、ちょっと考えられないというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 上水道事業なんですけれども、平成25年度の予算審議のときに質問させていただいているんですが、熊野団地の配水管敷設替工事。これ26年度から1キロずつ進めますという御答弁をいただいておりますが、平成26年度予算は400メートル、来年度予算330メートルとなっておりますが、この理由をお聞かせください。

~~~~~○~~~~~  
○予算特別委員長（山吹） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~  
○上下水道課長（沖田） 熊野団地内の老朽管の更新事業についてという御質問ですけれども、毎年、約1キロメートル更新していくということを従前答弁させていただいたという中で、どうしてもその予算との兼ね合いでですね、実は今年度については、管自体の敷設替えよりも新しく埋設した管との接続がえというものを今年度主に実施しました。そういう関係で今年度はあんまり距離が、延長が伸びてないということがございます。

それともう一点、新しい管を敷設替えするに当たって、実施設計というものがやっぱり途中に入ってきてまして、それとの予算的な兼ね合いという部分もございます。ということで、必ず1キロずつ敷設替えをしていきたいんですけれども、そうはいかない部分もありますので御了承願いたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○予算特別委員長（山吹） ほかにございませんか。

片川委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（片川） 先日来よりですね、ひっかかっとなつた。執行残いう言葉をよく耳にして文書を見たんですが、執行残出てくる条件いうのいろいろあると思います。ただ、予算の財源の都合もございましょうが、その執行算についてのその後の取り扱いですよ。よく官庁工事等で聞けば、予算を使い果たすような悪い言葉もございしますが、その見積もりの根拠を、特に今の教育施設なんかに関しましてもですね、見積もりの根拠を先日来、尺田議員がおっしゃってたんですかね。同じような質問になりますけど、見積もりの根拠とですね、それで財源の都合上、今大規模改修でなくしても、軽微な改修、保全事業においても、財源のしぼりのないところで回すこともできるんじゃないか思

うたりして、その見積もりの根拠と執行残の取り扱いについて、ちょっとお伺いしたい  
と思います。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） まず、見積もりの根拠というところでございます。これにつきましては、設計を含む段階です、公式な設計単価、単価表というのございます。それをもちまして、一応設計を組むと。ただ、その単価表につきましても絶えず月ごと、極端な話だったらそういう形の中で変わってきますので、そういった単価で工事の場合は見積もっていくと。委託料についても、やはりそのときの時価という形の中です、正当な価格という形の中では組んでいきます。

ただし、いざ入札をする場合にはですね、事業者さんにおいてより同じものの製品であっても、安いものを見繕っていただいたり、また委託事業につきましては、人件費のかけかたの考え方を、こういう形だったら安くなるということで単価を落としていっていただいているというところがございます。

この執行算につきましては、原則ですね、その議会のほうにお諮りをさせていただきます、こういった形の事業をやるということになりますので、不用額については基本的には不用額として取り扱いが行われていきます。

ただし、その中で緊急性がどうしてもあってですね、予算が残ってるものをどうしてもこちらのほうに流用させていただきたいということになってきますと、費目内流用の中で処理をさせていただいたりということは、確かにございます。最終的に執行残額につきましては、絶えず6月にはほとんど出しません、9月、12月、3月の議会の中です、こういう形で残が残るような、もしくはまた足りないということになったときには、6月を除く、基本的に3回の定例議会のほうで、また審議をしていただいて、その執行の用途について協議をさせていただくと。

最終的に3月の段階で、また不要なものになった分については、基本的に2分の1は、次期に積まなければいけないと。残った分については翌年度の一般財源として9月議会の中で報告をさせていただいて、またその使途を、こういう形で使わせていただきたいということで報告させていただくとという形でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） ようわかりましたが。緊急性がないような事業が残つとるいう考え方でよろしいんですかね。また、要らんことを言うようになりますが、もう私がしゃべらなくても言いたいことはようようわかっておられるようと思いますが。緊急性があるようなところが多々あるわけですよ。で、多々ある中で予算がないの一点張りなんです。それで教育委員会は一生懸命陳情されとるということです。誰が予算を受けてないのか。

それとですね、今の執行残、入札においてですね、執行残が出るというのがですね、少なからずとも熊野町内の業者から言わせれば予算が足りないんですよ。見積もり、入札に入られる業者が予算が足りないと、落札できない、多々そういう業者がおられます。その業者が力のない業者なのかという扱いで見るのか。

私は必ずしも聞いてくる中で、力のない業者とは思わない。ただ、無理して落札される業者はおるように見えます。それは知りませんよ、私はね。知りませんが、ただ工事が町の管理のもと、また管理業者のもと進んだ工事がずさんなところが多い。執行残を残してまで入札を低価格の設定をして落札させておいてですね、その質が悪い。これ適正価格なのかというのが、今まで私が問いたかったことなんです。それはそれでよしと、一つ一つの工事は進めて、それはそれでよしという考え方でよろしいでしょうけど、その執行残がありながら、なぜ直せないのか。軽微な修繕がなぜできないのか。ただ大規模修繕、耐震化においてできないという回答しか返ってこない予算組みは何なのかないところが、どうしても私の頭で疑問には残るんです。その辺、どう思われてですか。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃるとおり、先般来より執行残、予算のことについてお尋ねいただきとって、実際に不用額も出してると。そこの中で、その不用額の使い方によってはですね、そこらの当たりがは早急にできるのではなかろうかということだろうと思います。

それはおっしゃるとおりだと考えております。ただしですね、今、私どもの財政を担当しとる部門とすれば、当初の段階で計画をして、当然のことながら議会のほうにかけ

させていただくと。で、修繕費につきましては、各学校ごとにですね一定金額を持ってまして、そのほかの分で臨時的な経費として一般の入札をやっていると。その中から発生した不用額を、そのまま余りましたからどうぞという形ではなくて、そのことを執行するのであれば、その時期、また今回、その担当部署がどうのこうのということじゃございませんが、その時期に応じてはですね、そのものをそれからの機関においてできるかどうかというのも慎重に考えていただいて、できるのであれば、それはまた先ほど申しましたように9月、12月、3月の議会の中で報告をしながらやっていくのが正当な予算の執行だろうと考えてます。

緊急的に危険な箇所とかいう形の分も、先般来よりお話をいただいておりますので、そういった形の中の用途につきましては今後慎重に私どものほうも、予算を管理する関係の中で事情聴取をしながら聞いてもらいたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） 今後やってくださるということですね、今まではしておられなかったということで、私はとらえさせてもらいますわ。・・・しましてね、非常に失礼な言い方しました。

危険回避と危機管理ですよ。先ほど藤本議員おっしゃっておられました、今の総合保険の旅行参加者条項についてですね、先ほど調べられるということ言われたんですが、調べられましたかね。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） この保険そのものがどういう保険なのかというのは、これから調べることになると思います。熊野町では総合賠償保険という形で、行政全般に向かって補償制度、それと保険に入っております。それらとの兼ね合い。それら要するに二重に保険にかけてもだめですし、では、どういうところにその保険が効くのかというのは、これから確認していかなければいけないと思います。

以上です。



○委員（片川） 町長さんは、それでよろしいんでしょうかね。今おっしゃったことですね、委員会の中でも、久保隅議員が言われたんですかね、今の、雨いうものは、このことに関しては、今の役所の雨もりに関してですね。これ上から来るもんか、横から来るもんかわからんのですね、雨もりがですね。確かに、第二小学校の部分においては、間違いなく防水から来とるものであろうというのが、100人が100人、同じ判断すると思います。ただ、箇所いうものは特定できんのですね、なかなか。その、今現時点で照明器具の部分から雨もりしとるよと。その部分のすぐ上のコンクリート部分から落ちとるんでしょうが、そこへ落ちるまでの状況でですね、北のほうから2メートル先から伝うて来とるもんなのか、西のほうから5メートル先から伝うて来とるもん、これわからんのですよね。その中でですね、直下では子供おいとらんよと。コンクリート剥離いうのは、そこだけ起きるんでしょいかね。

その話を私がせんでも、この役場の方、専門たくさんおられて、わかることじゃろう思うんですけどね。その今現時点で雨もりしとるところが、必ずそこが原因、直近の原因はそこですよ。そこへ来るまでの雨もり、どこを剥離して、どこの鉄筋を伝うてきて、それじゃ、どこの鉄筋の状態が今さびがどれだけ進んで、いつどこで剥離をするのかわからないという危険な状態ですよ。考え過ぎかもわからんですが、なぜそのような教室で、ほかに教室ないんですかね、第二小学校。子供たちに危険が生じるようなところでですね、それ今まで、その処置をされとらん教育委員会もどうかと思いますけど。この間言うてから、まだその状態いうのは、どういうことなんです。来年度まで、けががないという保障があるんですか。剥離も起こさん、コンクリも落下するということもないという保障があるんでしょいかね。

ちょっとその辺のことを感じたもんでですね、まさか水曜日に質問させていただいてですね、そんで、12月に決議させていただいた議会の中で、議会、値打ちないですよ、これじゃあ。町としてどうとらえられとってんかな思うてですね、ちょっと危機管理が甘いんじゃないんかないな気がしますけど、どうします町長。NHKにニュース、あしたでも出たら。そのコンクリが落ちてですよ、もしけが人が出たら。ちょっとその辺をですね、もうちょっと子供たちのことを考えてやってほしいな思います。そのやむを得ず起きるということは、何らかの形で防ぎようがないということは、どこの何をしてもあることじゃあろうと思いますけど、議会の中で指摘したことがですね、どうも重んじられてないような気がします。いかがでしょう。



~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員、まことにごもつともなことでございます。恐らく、福山市でしたかね、福山市も非常にたくさんの校舎があります。これも呉も同じ状況だろうと考えております。我が町は小学校4校と中学校2校、数的には少ないんですが、やはり予算と比例させていくと同じようなことが言えると思います。

これはですね、片川議員の言われるようにですね、あしたからでも危険ではないかと、きょうからでも。ということなんですが、やはり全部が全部見れない状況にあります。だから今の状況の中で、危険を予知できるところは回避して安全な教室でしていただくと。

で、言われたように、危険な箇所については、今後計画的にやっていきますから、ええ。今言われたように雨がですね、もるのが、雨がもって、コンクリ、鉄筋なりが腐食してくると、こういう箇所はあるんだろうと思います。ただこれ全部やるわけにはいかない、ご存じのように。学校の校舎だけじゃなくて、役場ももつとる、図書館ももつとる。じゃあ、図書館は安全なんかというと、あれもお客さんが本を見られるところは当たってませんけども、一部あるかもわかりませんが、あれも危険といえば危険なん。だからそういうところは目視なり確認しながら同時にやってって、学校施設を優先にですね、そういった雨もり対策、できなければ大規模な改修やんなくちゃいけない。そういうことを考えております。お金がもっとあれば、本当にあればですね、やりたい。ただことしの予算だって考えていただくと、今まで公債費はずっと減ってた、町債の発行は。ただ、西公民館の建てかえと中学校の大規模改修、あるいは大規模改修と耐震ですね。この二つが重なると、もう予算がこの二つの工事で大体8億近くかかる。そうすると、もう町債を増額しなきゃならない。こういう状態でございます。基金も27億あったのが、今の時点では20億です。それぐらい確実に減ってまいりますので、そういうところはご理解願いたいと、子供の安全は、私も勉強せい言うとする以上は第一に考えますのでご理解いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

-209-

○委員（片川） おっしゃるとおりでね、予算のことはようようわかつとるつもりです。ただ、今すぐですね、先ほども言うたように執行残の使い方も考えていただきたいですし、それで今私が一番言いたかったのは、なぜ水曜日に指摘したその第二小学校の現場の子供たちですよ。危ないのわかつとって、なぜ教室を移動しないのか。これ非常に危機管理がなっていないんじゃないんかないような気がしてならないです。それでもちろん町長、ずっと言うたられるとおりに、予算がないわけですから、ある中でやっていただければいい。ただ、その中でですね、しっかり工夫していただいてですね、しっかりリーダーシップとっていただきたい。

このお願いとですね、まず今私、声を大きくして言いたいのは第二小学校のあの現場ですよ。そこへ子供を置いとるのはどういうことでしょうかね。教室はあいてないんですかね、ということです。それこそちょっと天井直したり、防水直したり、どころじゃ済みませんよ、子供がけがしたときには。その辺、ちょっと考えてみてもらえませんか。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 三村教育次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 直ちに学校と協議をいたしまして、空き教室への移動を検討させていただきます。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） 片川委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（片川） ぜひともよろしく願います。子供たちの安全を第一に考えて、予算がない中でもですね、少しずつ努力していただいて執行していただきたいと思えます。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら、以上、6件の総括質疑を終了します。

これより、本6件について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

これをもって本6件の討論を終結します。

これより、議案第20号「平成27年度熊野町一般会計予算」から、議案第25号

「平成27年度熊野町上水道事業会計予算」までの6件について、一括して採決します。  
本6件については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本6件については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これより、本6件を原案のとおり決定することとする、委員長報告書を作成したいと思います。

暫時休憩します。

(休憩 14時16分)

(再開 14時43分)

~~~~~○~~~~~

○予算特別委員長(山吹) 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

報告書を作成しましたので朗読します。

---

(案)

平成27年 3月16日

熊野町議会議長 馬上 勝登 様

予算特別委員長 山吹 富邦

平成27年熊野町議会予算特別委員会審査報告書

本委員会は、平成27年第1回熊野町議会定例会において付託された次の件について、それぞれ慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決されるべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第20号 平成27年度熊野町一般会計予算について

議案第21号 平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について

- 議案第 22 号 平成 27 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について  
議案第 23 号 平成 27 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 24 号 平成 27 年度熊野町介護保険特別会計予算について  
議案第 25 号 平成 27 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 

ただ今の委員長報告書について採決します。

お諮りします。ただ今の委員長報告書を、本会議に報告することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今の委員長報告書を本会議に報告することに決定しました。

みなさんご協力大変ありがとうございました。

(散会 午前 14 時 46 分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会予算特別委員長

熊野町議会予算特別副委員長